

研究機関における公正な研究活動の推進に資する
促進モデル調査の結果について

平成 29 年 5 月
文部科学省科学技術・学術政策局
人材政策課研究公正推進室

目次

はじめに	· · · ·	2 ページ
特徴的な取組	· · · ·	3 ページ
調査結果詳細		
1 北海道大学	· · · ·	6 ページ
2 東京医科歯科大学	· · · ·	18 ページ
3 富山大学	· · · ·	29 ページ
4 高知大学	· · · ·	45 ページ
5 九州工業大学	· · · ·	58 ページ
6 和歌山県立医科大学	· · · ·	73 ページ
7 白梅学園大学	· · · ·	82 ページ
8 桐蔭横浜大学	· · · ·	89 ページ
9 金沢工業大学	· · · ·	96 ページ
10 立命館大学	· · · ·	107 ページ
11 神戸松蔭女子学院大学	· · · ·	117 ページ
12 久留米大学	· · · ·	126 ページ
13 高エネルギー加速器研究機構	· · · ·	138 ページ
(参考)		
促進モデル調査事前調査票	· · · ·	148 ページ

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定) (以下「ガイドライン」という。) を策定し、研究活動の不正行為に対する基本的考え方を明らかにした上で、研究活動における不正行為を抑止する研究者、科学コミュニティ及び機関の取組を促しつつ、不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものであり、各研究機関に対し、ガイドラインを踏まえた厳格な対応を要請しているところである。

平成 27 年度においては、各研究機関が責任を持って不正行為の防止等に係る体制整備を図り、所属する研究者や学生等の研究倫理意識をどのように醸成していくのか、不正行為が起こりにくい環境をつくるためにどのような取組をしていくべきか等について、実際に機関に赴き、機関における体制整備の状況を把握することを目的として、特定不正行為の事案が報告された機関及び科学研費補助金の採択件数が上位の機関の中から抽出した 9 機関に対し現地調査を実施した。これらの機関については、概略として、研究不正への社会的関心の高まり、国によるガイドラインの策定、個別の不正事案の発生等を背景又は契機として、各自の機関としての特性を踏まえながら、研究不正に対する取組方針等が定められている点、及び当該取組方針等を具体化するため、所属する研究者に対する行動規範や、関係諸規程を整備することにより、周知徹底が図られていること等が結果として挙げられた。

平成 28 年度においては、これらの結果を踏まえ、当該機関におけるガイドラインに基づく取組状況を把握するとともに、特徴的な取組等を掘り起こし、それを公表することにより、他の機関の取組を促進させることを目的とする促進モデル調査を実施し、平成 27 年度の履行状況調査とは違う観点として、地域や規模、研究分野等の機関の特性を踏まえた国公私立大学並びに大学共同利用機関の 13 機関を対象に、「研究活動の不正行為に対する取組の方針」、「体制及び規程等の整備」、「研究倫理意識の醸成」、「一定期間の研究データ（試料等を含む）の保存及び必要に応じた開示」、「特定不正行為の疑義が生じたときの対応」の項目について意見交換や研究現場への訪問を通じて調査を実施したところである。

本報告書は、これらの調査に基づく促進モデル調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備のより一層の推進方策にいかすとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らし、ガイドラインを踏まえた体制整備の促進を期待するものである。

特徴的な取組

平成 28 年度に実施した促進モデル調査は、公正な研究活動の推進等に関し、特徴的な取り組みを掘り起こし、それを公表することにより他の研究機関の取組を促進させることを目的として実施した調査である。

平成 28 年度においては、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえた国公私立大学並びに大学共同利用機関の 13 機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に特徴的な取組を抽出したものである。具体的な内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧いただきたい。

○ 体制の整備

- ・研究倫理教育や不正行為の防止等事項並びに大学全体の研究推進に関する重要事項について、研究戦略室による実質的な企画及び立案。（北海道大学 P. 7）
- ・研究倫理教育や研究不正の防止等計画立案や実施の目的のための部局横断的な組織の設置。（富山大学 P. 29、九州工業大学 P. 63）
- ・機関の方針に関して教職員協働による検討、研究関連部門と教育関係部門等の連携による検討、運営。（桐蔭横浜大学 P. 89、立命館大学 P. 109）

○ 研究倫理意識の醸成

＜対話などによる研究倫理教育について＞

- ・異分野の大学院生を組み合わせたグループディスカッションによる体験型講義の実施。（立命館大学 P. 112）
- ・恣意的（しいてき）なデータ操作や検体の喪失等を防ぐため、臨床研究者への実践的な教育による OJT、研究データの保存や実験ノートの助言等研究室の取組。（久留米大学 P. 133）
- ・部局独自で研究不正の防止に関する講習会等を実施。（富山大学 P. 37）

＜習熟の度合いに応じた研究倫理教育について＞

- ・学生を対象とした、PBL (Project/Problem Based Learning) を中核としつつ、マイクロ・インサーションの手法を活用することで、倫理的問題の理解を促進。（金沢工業大学 P. 105）
- ・学部 4 年間あるいは修士課程を含めた 6 年間の全教育課程を通して研究倫理教育を行う体制を構築。（金沢工業大学 P. 105）
- ・大学院生を対象として、共通な教育と専門的な教育を含めた 3 段階の研究倫理教育を行う体制を構築。（立命館大学 P. 112）

<Web システムを利用した研究倫理教育について>

- ・研究活動への従事の在り方によって区分した研究者等が受講する、大学独自の「ハンドブック」に基づいた e ラーニングシステムの構築。(北海道大学 P. 10)
- ・研究不正行為の防止だけでなく、行動規範に関する基本的事項、研究費の不正使用、利益相反マネジメント等を一連の流れとして学ぶことができる独自の e ラーニングを作成。(高エネルギー加速器研究機構 P. 142)
- ・学生を含めた CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングの受講。(東京医科歯科大学 P. 22、和歌山県立医科大学 P. 75)
- ・教員と学生の間での認識の齟齬（そご）防止等のため、フィールドワークの研究について学生の指導や評価で Web システム (Facebook) を使った双方向会話や記録に関する研究室の取組。(北海道大学 P. 14)

<それ以外の取組について>

- ・研究倫理教育や臨床研究、利益相反マネジメント等の多様な研究倫理教育の提供。(東京医科歯科大学 P. 21)
- ・教職員の教育研究活動等を円滑に遂行するために必要な項目の概要を記載する教職員ハンドブックに研究活動上の不正行為や利益相反等についても記載。(高知大学 P. 51)

○ 一定期間の研究データの保存・開示

- ・研究データ等がどこでどのように保存しているか等を記載する研究データ管理簿により、研究データの「見える化」を実施。(九州工業大学 P. 68)
- ・臨床研究を対象とした「人対象研究データ管理簿等」、及び臨床研究以外の「データ管理簿」、研究データの保存・管理状況を確認するチェックシートによる作成義務。(和歌山県立医科大学 P. 78)
- ・研究データをリポジトリに登録し、開示していくことを検討。(神戸松蔭女子学院大学 P. 125)
- ・研究者個人の自らの研究進捗を記す実験ノートと研究室ミーティング時のラボノートを併用した研究室の取組。(久留米大学 P. 133)

○ 特定不正行為の疑義が生じたときの対応

- ・弁護士事務所を研究不正の告発窓口とした、研究不正の申立て以降における申立者の氏名等について秘匿を徹底した手続。(北海道大学 P. 15)
- ・大学の既存機能を活用して、学内の研究不正の告発窓口を法務関係部門、学外の研究不正の告発窓口を法律事務所、研究不正の相談を研究推進部門に分離して設置。(立命館大学 P. 116)

○ その他特徴的な取組

- ・研究室における閉鎖性の排除や研究データの管理等の一助とした、環境整備（メンター、複数指導体制）の取り組み。（東京医科歯科大学 P. 28、和歌山県立医科大学 P. 76）
- ・研究室における閉鎖性の排除や研究データの管理等の一助とした、環境整備（研究成果発表会、学内エントリーの公募の取り組み）の取り組み。（桐蔭横浜大学 P. 94、立命館大学 P. 111）
- ・研究不正防止に関する規程について、部局や研究者が困る部分を中心に、規程の運用方針等を示した Q&A 集を作成。（九州工業大学 P. 70）

1 北海道大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

研究活動の不正行為に対する北海道大学の対応等については、平成18年8月に文部科学省・科学技術・学術審議会から報告された「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づき、平成19年7月に「国立大学法人北海道大学における研究活動上の不正行為に関する規程」を制定し、不正行為に対する体制等について整備し、不正行為の防止に努めてきた。

また、研究活動における不正行為の問題に対する自律的な取組の一環として、「科学者の行動規範」(平成18年10月日本学術会議策定)に基づき、平成21年6月に「北海道大学における科学者の行動規範」を制定し、北海道大学において研究活動を行う全ての科学者の研究活動上の規範を示すことで、これまで以上に高い倫理観に支えられた研究活動が行われるよう、さらに、北海道大学における研究活動の透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たしていくことに努めてきた。

その後、平成26年8月に文部科学大臣決定として「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインが策定されたことを踏まえ、北海道大学においても平成26年12月に「国立大学法人北海道大学における研究活動上の不正行為に関する規程」を一部改正（以下「規程」という。）及び平成27年4月から施行し、組織としての責任体制の確立と管理体制の明確化及び教職員及び学生に対する研究倫理教育の徹底を図ることとした。

(2) 体制の整備

○責任体制

研究活動における不正行為に対応するため、研究活動上の不正行為防止管理体制を以下のとおり整備することで、機関としての責任体制を明確にし、定期的な研究倫理教育や不正行為防止策を実施している。

具体的な責任体制は以下のとおりである。

【研究不正対応最高管理責任者】

不正行為の防止等に関する総括を行う者として、総長をもって充てており、不正行為を防止するための対策に関する基本方針の策定や研究倫理教育の実施について、適切かつ必要な措置を講ずるものとしている。

【研究不正対応統括管理責任者】

研究不正対応最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を補佐し、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置について統括するものとして、総長が指名する理事をもって充てており、基本方針に基づき、研究倫理教

育プログラムやその他の大学全体における具体的な対策を策定し実施とともに、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告するものとしている。また、役職員等が不正行為を行った場合には、関係理事と連携して厳正に対処するものとしている。

なお、企画立案された研究倫理プログラムについては、部局等の長が出席する部局長等連絡会議において、研究不正対応統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）から周知を行っている。

【研究倫理教育責任者】

部局等における不正行為の防止及び公正な研究活動を促進するための研究倫理教育を実施する責任者として、部局等の長をもって充てており、統括管理責任者の指示に基づき、部局等における研究活動に関わる全ての職員等に対し、研究倫理教育を行うものとしている。

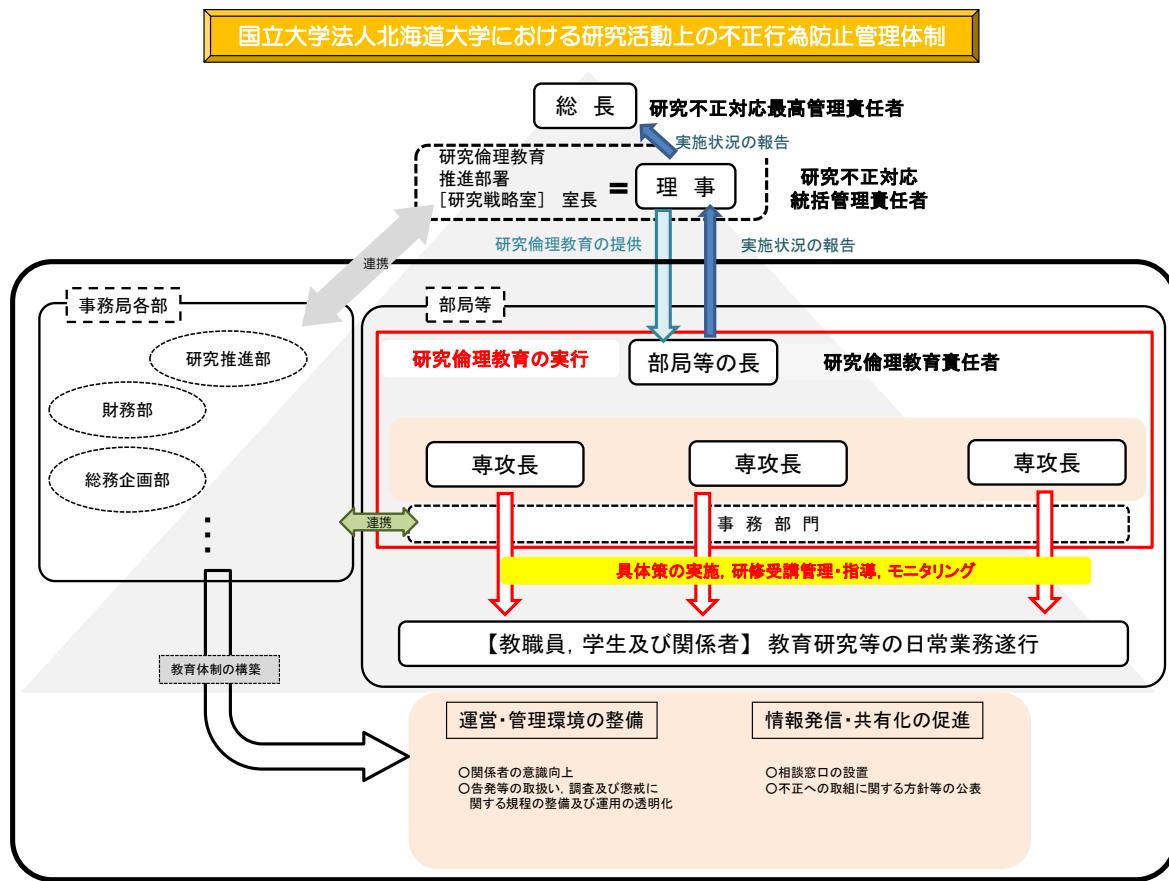
【研究倫理教育推進部署】

統括管理責任者である研究担当理事を室長とする研究戦略室は、全学的視点が必要な研究に係る重要事項について企画及び立案等を行うことを任務としており、任務の一環として、研究倫理教育を推進し、研究活動上の不正行為の防止に関する事項について、実質的に企画及び立案等を行いその責を担っている。

研究戦略室は、研究担当理事や総長補佐、部局等の教員等 20 名ほどで構成されており、研究戦略室会議において、行動規範や研究活動上の不正行為に関する規程等の案について議論している。

また、研究戦略室会議をより機動的なものにするために研究戦略室会議の下に研究戦略室幹事会を設けており、少数の人数で企画立案のたたき台の検討、意見交換など月 2 回行っている。

なお、会議の運営やサポートは研究推進部が担当している。



○研究倫理教育の実施体制

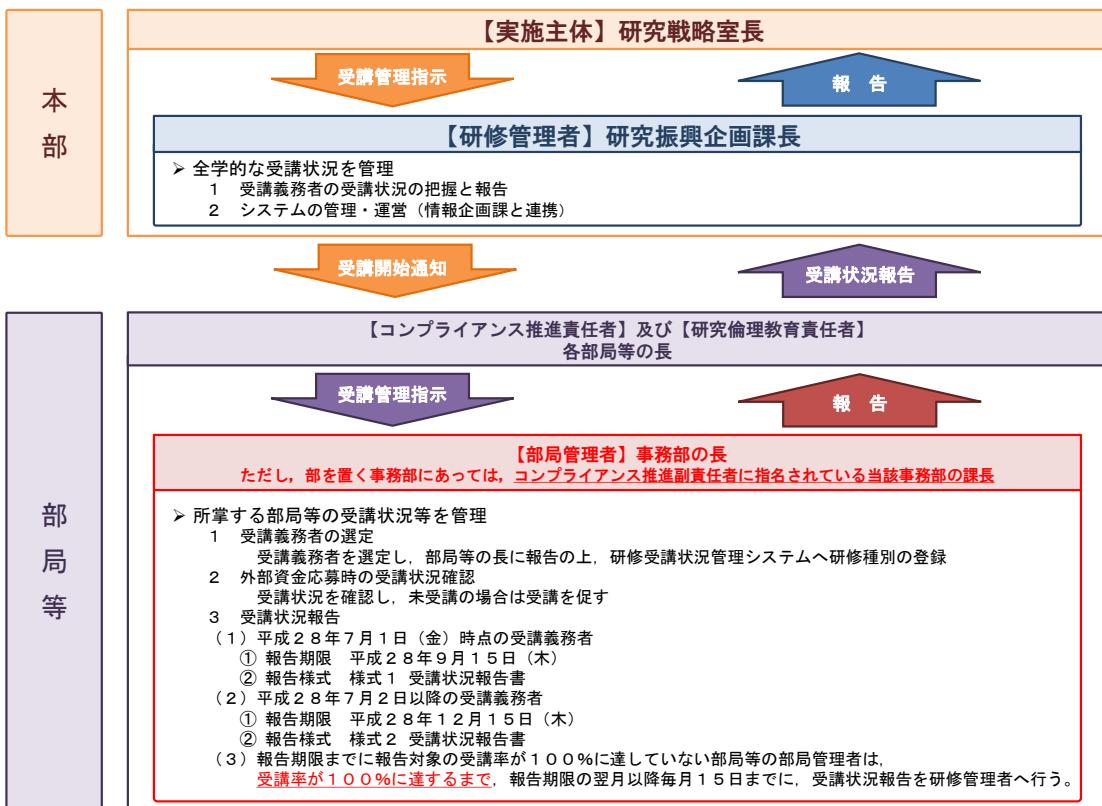
＜本部における体制＞

最高管理責任者は、基本方針を年度計画により明確にし、統括管理責任者は、研究倫理教育プログラムの企画・立案等を行う。

統括管理責任者は、「研究活動に関するハンドブック（以下「ハンドブック」という。）」を教職員等に配付し啓発活動を行うとともに、研究倫理教育プログラムを北海道大学独自の e ラーニングシステムを通じて研究倫理教育責任者に提供している。

＜部局等における体制＞

統括管理責任者から、北海道大学独自の e ラーニングシステムを通じて研究倫理教育プログラムの提供を受けた研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者等に対し、研究倫理教育を受講させている。



○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

申立て及び申立ての意思を明示しない相談を受け付けるため、不正行為申立て窓口（以下「窓口」という。）を学内には設置せず、客観性や透明性を確保するため学外に設置し、申立者保護の観点から、第三者である弁護士に委嘱している。

（3）研究倫理意識の醸成

○教職員に対する研究倫理教育について

研究倫理教育の実施計画については、第3期中期目標・中期計画に基づき、年度計画において策定している。

第3期中期目標においては、「公平・公正な大学運営を行うため、コンプライアンスを推進する。」と定めており、第3期中期計画においては、「研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、第2期中期目標期間に構築した独自のeラーニングシステムによる不正防止研修の受講を義務化し、受講率100%を堅持する。また、物品検収体制の徹底、ハンドブックによる啓発活動等を実施する。」と定めている。

第3期中期目標・中期計画を踏まえ、平成28年度の年度計画においては、「研究費不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するため、eラーニングシステムによる不正防止研修受講率100%を堅持するとともに、ハンドブックによる啓発活動等を引き続き実施する。」と定めている。

なお、「研究倫理の意識の醸成」の内容に加え、それ以外の内容を含めた、中

期目標・中期計画の策定において、研究戦略室をはじめとする各総長室の他、評価室や広報室等各種業務の企画・立案等を行う部署が連携して原案を作成し、総長を本部長、企画・経営室長を副本部長とした中期目標・中期計画策定本部において原案を確定し、経営協議会、教育研究評議会、役員会の議を経て決定している。

また、年度計画の策定においても同様の部署が原案を作成し、企画・経営室において取りまとめ後原案を確定し、経営協議会、教育研究評議会、役員会の議を経て決定している。

なお、研究倫理教育体制は、機関全体として全学で一元的に実施しているため、部局等における年度計画は定めていない。

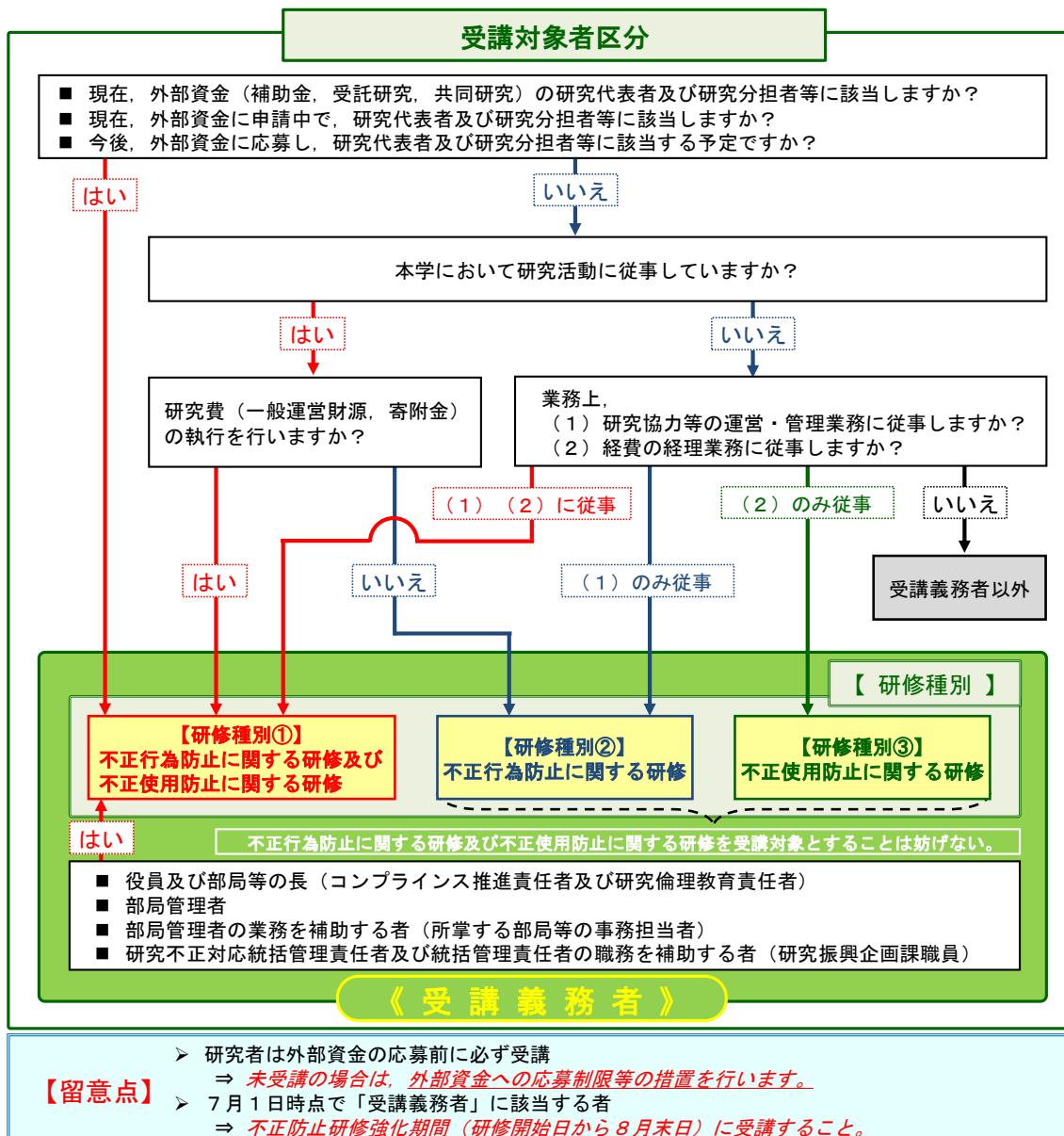
<ハンドブックについて>

北海道大学では、国を始めとした研究活動に関する複雑なルールをできるだけわかりやすく記載し、教職員等の理解を深めてもらうことを目的として、研究費の不正使用防止から研究活動上の不正行為防止、さらには不正使用・不正行為に対する処分、申立て窓口の所在等から構成されるハンドブックを研究戦略室において作成し、各研究室に配布するとともに、教員の倫理意識の醸成のみならず、学生への指導の際にも活用されている。

<e ラーニングについて>

北海道大学で研究活動を行っている者（研究者（PD 含む）、研究支援人材等）については、大学の規程に即した内容とし、「ハンドブック」とも整合をとることで効果的に倫理意識を醸成していく観点から、一律に北海道大学独自の学内インターネットを活用した e ラーニングシステムによる「研究活動に関する不正防止研修（以下「不正防止研修」という。）」を毎年度 1 回受講するよう義務付けている。下図にあるとおり、研究活動への従事の在り方によって受講の対象を区別しており、ほとんどの研究者や部局等の責任者等が研修種別①となり、ポスドクなどが研修種別②、事務職員などが研修種別③と、教職員等約 4,400 名（平成 28 年 7 月 1 日（金）時点の受講義務者）を網羅的に区分できるようになっている。

なお、北海道大学では過去に研究費の不正使用が発生したことを踏まえて、平成 25 年度から学内インターネットを活用して研究費不正使用防止研修を実施しており、これに加え、平成 27 年度からは、当該研修に研究活動上の不正行為防止に関する内容を追加の上「不正防止研修」として実施している。



○履修管理・理解度の把握について

北海道大学の「不正防止研修」は、機関全体及び部局等のそれぞれにおいて、システム上で受講状況を把握できる仕組みとなっている。「不正防止研修」の内容は、最初にインターネット上で誓約書に同意し、そのうち、研究活動上の不正行為に関する研修については研修教材（北海道大学の規則に合わせた構成で、ハンドブックの参照箇所を明示しつつ、動画及び音声により視聴する教材）の視聴（8チャプター）及び理解度テストへの解答（20問・3択選択方式）という構成であり、全問正解するまで理解度テストを実施し、理解度テストを全問正解した場合に「受講完了」としている。

なお、理解度テストは、テスト実施後に正誤とその解説を表示することで、受講義務者が研究倫理に対する理解度を深められる作りとなっている。

視聴メニューは下記の通りとなっている。

Chapter1	研究活動上の不正行為防止管理体制
Chapter2	科学者の行動規範
Chapter3	社会における研究行為の責務
Chapter4	研究の価値と責任
Chapter5	研究の自由と守るべきもの
Chapter6	共同研究
Chapter7	後進の指導
Chapter8	研究活動上の不正行為と不正事案

なお、受講率 100%を達成するため、各部局等から受講状況を報告させ、部局長等連絡会議において各部局等の受講率を公表している。更に、受講率 100%に達成するまで、各部局等から毎月受講状況報告を求めるることとし、各部局等において未受講者の受講を促している。なお、研究者は外部資金の応募前に「不正防止研修」を受講することを必須としている。

■Web版

・研究活動上の不正行為防止に関する研修

-  Chapter1. 研究活動上の不正行為防止管理体制(ハンドブックP2参照) 92.5MB
-  Chapter2. 科学者の行動規範(ハンドブックP25・P26参照) 75.2MB
-  Chapter3. 社会における研究行為の責務(ハンドブックP27参照) 96.6MB
-  Chapter4. 研究の価値と責任(ハンドブックP28参照) 89.7MB



また、受講完了後に受講者から研修に対する「アンケート」を徴収しており、アンケート内容を「ハンドブック」や「不正防止研修」にフィードバックすることで、次年度以降の研修内容をさらに改善できるようにしている。

毎年度、理解度テストの結果を集計・分析し、研修教材及び理解度テストの見直しを行い、研究戦略室（研究者）の意見を踏まえて、研究倫理教育の充実・改善を図っている。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

外国人研究者及び留学生については、合わせて約 2,500 名在籍しているが、e ラーニングシステムによる「不正防止研修」の英語版により研修を実施している。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

北海道大学に所属していないが、一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育については、本籍のある研究機関において、どのような研究倫理教育を受講したかを確認し、必要に応じて北海道大学の「不正防止研修」を受講させることとしている。

○学生に対する研究倫理教育について

学生に対する研究倫理教育については、研究倫理教育責任者は、新入生ガイダンス等で学生向けの教材として作成した「学生のみなさんへ（健全な科学の発展のための研究活動における不正行為の防止について）」（以下「学生のみなさんへ」という。）や「ハンドブック」を活用し、各部局等において以下の取組等により実施している。

- ・講義として、農学院では、修士課程を対象にした生命環境倫理学を設け、単位を認定している。
- ・ガイダンスとして、水産学部では学部生移行時（3 年次）に、水産科学院では入学式時（M1、D1）に、「学生のみなさんへ」を使用して、研究倫理教育を実施している。法学研究科でも「学生のみなさんへ」を使用して、修士課程、博士後期課程、研究生、特別研究学生及び特別聴講学生を対象に単方向型講義方式により研究倫理教育を実施している。
- ・自学自習型として、歯学研究科では研究科長から学生や研究生等へ電子メールにより、「ハンドブック」、「北海道大学における科学者の行動規範」及び「学生のみなさんへ」をダウンロードし、研究倫理教育を各自実施するように周知している。工学院では、入学式時に行うオリエンテーションにおいて「学生のみなさんへ」を配布し、各自通読するよう周知している。文学研究科では、学生等周知用の掲示板に「学生のみなさんへ」を掲示し、ホームページ掲載箇所を周知している。

今後の課題として、第 3 次大学院教育振興施策要綱（平成 28 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）を踏まえ、今後は、大学院生に対する研究倫理教育についても、大学院共通授業科目の開設又は Web による e ラーニング研修導入の可否について検討する。

○その他

「不正防止研修」と同様に「ハンドブック」についても、日本語と同様の環境

で研究倫理教育が行えるよう英語版を作成している。

A 研究室では、フィールドワークの研究について教員と学生の指導で修学ポートフォリオとして Web システム (Facebook) を使った双方向の会話を行っており、学生自身が設定した修学目標に対する履修計画を策定して、面談記録を含めて履修記録を残し、教員と学生の間で認識の齟齬（そご）が起こらないようにするとともに、自主点検を主体的に行う取り組みを行っている。実験ノートについては、モデル研究の場合にはログとソースコードがあれば再現可能で、データを加工して意味のある形になってから保存する。

B 研究室では、臨床の研究者を受け入れて基礎研究を学べることをしており、オープンな研究環境を醸成している。研究データについて、デジタルデータは書き換えできるため、実験ノートにおおもとの画像を貼り付ける方法をとり、図のデータ検証に関しては、複数名でチェックしている。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間及び保存方法（以下「保存義務研究データ等」という。）については、規程において、「研究活動に関わる全ての役職員等は、その研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。」と規定し、研究活動上の不正行為に対する調査を適正かつ実行的に運用するため、研究データ等を一定期間保存することを義務付けている。なお、研究データの性質や分野の特性、他大学の状況を踏まえて、研究データの保存の取扱いについては、最高管理責任者が別途定めることにしている。

保存義務研究データ等については、機関全体としての対応として、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、最高管理責任者が別に定めると規定しており、当分の間、平成 27 年 3 月に日本学術会議が回答した「科学研究における健全性の向上について」の「2 (2) ⑤研究資料等の保存に関するガイドライン」で示された、保存を義務付ける対象、保存期間（5 年又は 10 年）及び保存方法によるものとして、平成 27 年 3 月付けで部局長等宛て通知している。

なお、研究データの帰属先については、研究者の責任の範疇（はんちゅう）にあるとして特にルールは定めていない。

また、転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、機関全体としての対応として、平成 27 年 3 月に日本学術会議が回答した「科学研究における健全性の向上について」の「2 (2) ⑤研究資料等の保存に関するガイドライン」によるものとし、研究室主宰者が転出又は退職する場合も、これに準じた措置を講じることとしている。

○研究データの必要に応じた開示について

研究データの開示に関する取扱いは、部局等・研究室における対応についても、機関全体としても特に定められていないが、研究活動により生まれた研究成果において、知的財産権が発生した場合は、機関全体としての対応として、产学・地域協働推進機構が一元的に管理を行っており、研究成果の開示については、担当研究者と产学協働マネージャーとで調整した上で行っている。

○研究データの保存や開示に関する周知について

研究データの保存や開示に関する周知方法として、「北海道大学における科学者の行動規範」、「ハンドブック」及び「不正防止研修」において、一定期間の研究データの保存や必要に応じた開示について、周知及び教育を行っている。

○研究データの取扱いに関する課題

個々の分野や研究内容の特性に応じた、研究データの取扱いについては、今後、部局等・研究室の状況を踏まえて検討する予定である。

○その他研究不正防止に向けた取組

<チェックツール>

研究活動上における不正行為防止策の一環として、平成 27 年 4 月から、「コピー・アンド・ペースト判定」支援ソフトをインストールしたパソコン端末の貸出しを実施しており、インターネットにもつなげることが可能で、学生の論文のチェックなどに活用されている。

(5) 特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

申立て及び申立ての意志を明示しない相談を受けた場合の対応は以下のとおりである。

【申立てを受けた場合】

窓口（弁護士事務所）が申立てを受けた場合は、窓口は、統括管理責任者に書面を送付する。

【申立ての意思を明示しない相談を受けた場合】

窓口が申立ての意思を明示しない相談を受けた場合、窓口は、その内容について統括管理責任者に適宜の方法により報告を行う。

報告を受けた統括管理責任者は、内容について確認し、相当の理由があると認めた場合は、窓口を経由して、相談者に申立ての意思の有無を確認する。

相談者に申立ての意思がある場合は、統括管理責任者は、窓口を経由して、相談者に書面の提出を求めることができる。

○秘密保持の徹底等について

相談、申立て及び調査に関する秘密保持については、これを徹底するため、以下の対応を行っている。

- ① 相談及び申立てに係る関係書類は鍵のついたキャビネットに保管している。
- ② 相談及び申立ては、面談（窓口へ持参）・郵送・FAXのいずれかの方法で行うことができる。
- ③ 調査時に必要に応じて行われる面談は、会議室等の独立した個室において対応している。
- ④ 調査時に使用した関係資料は、調査終了後、担当課の担当職員が調査関係者から回収し、廃棄している。

なお、規程においては、「窓口として委嘱された者、第11条第1項に規定する情報の提供を受けた者*及び調査委員会の委員その他の者は、不正行為に関して知り得た情報を漏らしてはならない。」と規定し、研究者等へは、「北海道大学のホームページ」に掲載し、周知している。

（＊）第11条第1項に規定する情報の提供を受けた者とは、申立書によらないで、又は窓口を経由しないで、北海道大学に対して不正行為に関する情報の提供があり、当該情報の提供を受けた者を意味する。

【窓口への相談及び申立ての具体的な手段】

相談及び申立てについては、原則、窓口（弁護士事務所）を経由して行われ、申立者は、申立て以後の手続に氏名等の秘匿を希望することができ、この場合には、申立者の氏名等は窓口に留（とど）められ、北海道大学では申立者の氏名等を知ることはできない仕組みや告発の様式となっており、その者に対する北海道大学からの通知は、窓口を通じて行う。

なお、氏名等の秘匿を希望しない場合であっても、申立者の氏名等は調査関係者以外に知られることは、一切ない。

また、「申立書」においても、「氏名等の秘匿を希望した場合には、連絡は申立て窓口（法律事務所）から行う」、「氏名等の秘匿を希望しない場合でも、申立者の氏名等の情報は調査関係者以外には公表されない」旨を記載し、申立者へ周知を図っている。

統括管理責任者は、窓口から申立書の送付を受けたとき、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、予備調査を行うこととしている。

予備調査は、調査委員会委員のうち、統括管理責任者が指名する委員で構成され、申立ての内容の合理性及び客観的な資料により検証することができるかどうかについての調査を行う。

予備調査終了後、統括管理責任者は、調査を行うかどうかを決定し、調査を行うことを決定した場合は、調査委員会において調査を行い、不正行為に該当するかどうかについての認定を行う。

調査委員会から認定結果の報告を受けた最高管理責任者は、資金配分機関へ報告を行い、申立者及び被申立者に通知することとしている。

なお、規程において、以下のことを規定しており、告発者や被告発者を含め研究者等から信用される取組を実施している。

- ① 相談・告発に係る受付については、窓口を第三者である弁護士である者に委嘱している。
- ② 調査等については、弁護士等の学外の有識者を調査委員会の委員とし、それらの者を調査委員会の委員の半数以上としている。
- ③ 告発者や被告発者を含め研究者等と利害関係を有する者が、調査委員会の委員となることができないよう規定している。
- ④ 不正行為に関して知り得た情報を漏らしてはならないとする、秘密保持義務について規定している。

2 東京医科歯科大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

東京医科歯科大学では、幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の養成、自己問題提起、自己問題解決型の創造的人間の養成、国際性豊かな医療人の養成を教育理念に掲げている。その理念は、社会貢献に対する高い意識と良識に基づく教育・研究活動によってのみ成されるものであるとしている。また、研究活動とは、先人の業績を踏まえ、自分自身のなした結果より新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に研究を進めることができると求められている。このことから、研究活動における不正行為は、科学者全体の信頼を大きく損なう恐れがあるとともに、正義と誠実さに基づく科学の発展を阻害し、社会的信頼を著しく傷つけるものであり、許されるものではない。同大学における医学・歯学に関する研究は、人類の健康と福祉に直接貢献する重大な責務を担っており、研究者が、それぞれの研究活動について、高い倫理観のもとでの透明性と説明責任を自覚することは当然である。(行動規範前文)

以上のことを踏まえ、教員、研究者のほか研究支援員や事務職員等、公的研究費の運営・管理を含む研究活動に関わる全ての構成員が守るべき研究活動における倫理と行動の規範として、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範」を定めている。行動規範は、「科学者の行動規範について」(平成18年10月制定、平成25年1月改訂；日本学術会議)に基づき策定したが、平成26年8月に文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が改正されたことを踏まえ、平成26年10月に改正を行った。

本行動規範の改正に伴い、不正防止に係る責任体制の明確化、研究環境の整備及び不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組むこととしている。また、公的研究費の原資が国民の税金であり、その使用に関し説明責任を負うこと自覚するとともに、公的研究費の運営・管理を含む研究活動に関する研修・説明会等へ積極的に参加し、関係法令、学内諸規則等の知識習得やルールの理解に努めるなど、法令遵守を徹底している。

(2) 体制の整備

○責任体制

東京医科歯科大学では、ガイドラインの改正に伴い、平成27年1月に「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止規則」(以下「不正行為防止規則」という。)を制定し、研究活動に係る不正行為防止推進体制を刷新し、学長を最高管理責任者とし、そのリーダーシップのもと機関としての責任体制を整備している。

不正行為防止規則の整備に当たっては、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の両ガイドラインの改正に伴い、両ガイドラインの内容を網羅するとともに、学内の責任体制の明確化を重視しており、最高管理責任者は不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる他、統括管理責任者（研究・国際展開担当理事）及びコンプライアンス推進責任者（各部局の長（ちょう））が研究活動について適切に管理・把握できる体制としている。

統括管理責任者は、研究不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、研究・国際展開担当理事が担当し、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

各部局等の長（ちょう）は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者として、部局等内の研究不正防止を図るために対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。また、部局等内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為に当たるのか等を理解させるための教育等）を行い、受講状況を管理監督すること、自己の管理監督する部局等において、構成員が、適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善・指導を行う。

さらに、部局等内での不正防止活動を機動的に実施する観点から、コンプライアンス推進責任者を補佐するため、部局等の状況に応じてコンプライアンス推進副責任者を複数置くことができるとして、役割の実効性を確保している。各部局等にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置くことにより、部局の実情に応じた不正防止の取組を可能としている。コンプライアンス推進副責任者については、教員だけでなく事務部門の管理職を任命することにより、教員のみならず、事務職員を含めた研究活動に係る全ての構成員に対して、誓約書の提出や研究倫理教育の受講等不正防止活動の履行を求める体制となっている。

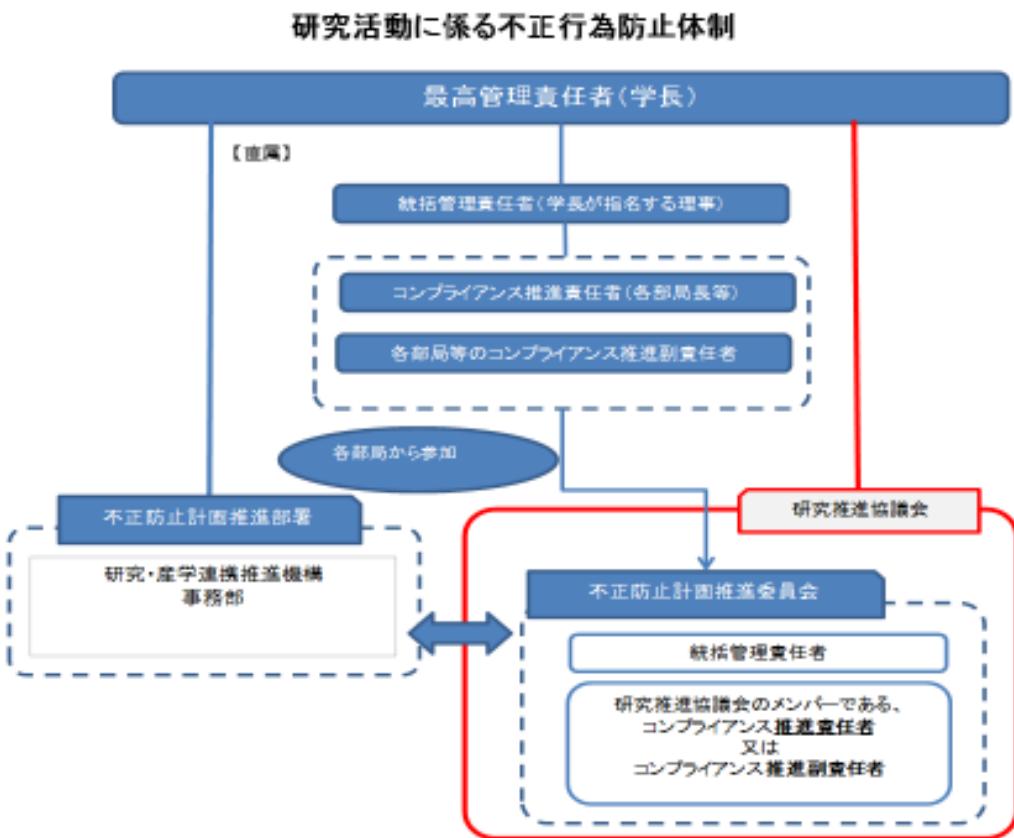
これらに加えて、最高管理責任者の下、研究不正防止対策を審議するため、統括管理責任者を委員長とし、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者のうち統括管理責任者が指名する者等を委員とする「不正防止計画・推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置している。また、研究不正対策を推進するための事務処理を行う「研究活動不正防止計画・推進部署」（以下「推進部署」という。）を置き、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、推進部署と連携して不正防止に努めることとしている（下図参照）。

その他、医学部附属病院においては、臨床研究体制を強化するため、平成 27 年 6 月に「国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院臨床研究監視体制に関する規則」を制定し、「臨床研究監視室」において、臨床研究の進捗状況や安

全管理状況、有害事象発生の有無の監視等を行うとともに、病院長を委員長とする「臨床研究監視委員会」を設置し、実施責任者への監査、勧告、助言などについて審議することとしている。

また、平成 10 年 4 月に設置した治験管理室を、厚生労働省 GCP 省令に対応するため、平成 12 年 4 月に「臨床試験管理センター」に改組し、治験コーディネーター (CRC) 業務支援機能を強化したが、平成 27 年 3 月には、研究・产学連携推進機構に「医療イノベーション推進センター」を設置し、モニタリング・監査、データマネジメント等の支援体制を強化し、臨床試験管理センターと協力体制を図ることで全学的な臨床研究支援体制を構築している。

同大学では、产学連携活動が活発であることから、「医学研究におけるリスクマネジメント強化本部」としての体制を確立する観点から、平成 27 年 10 月に学長直轄の「利益相反マネジメント強化委員会」を組織し、利益相反マネジメント体制の整備の強化及び利益相反マネジメント教育に取り組むとともに、产学官連携活動における秘密情報管理に関する規則の整備を進めている。



○研究活動不正防止計画

推進委員会は、平成 27 年 9 月に不正防止計画を決定し、「責任の明確化に関する事項」「関係者の意識向上に関する事項」「研究計画に関する事項」「論文等の事前審査に関する事項」「オーサーシップ、二重投稿に関する事項」「実験ノー

ト、実験データの取扱いについて」「関係者の意識向上に関する事項」「適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項」「不正発生要因の把握に関する事項」「不正防止対策に関する事項」及び「研究費のモニタリングに関する事項」について、最高管理責任者・統括管理責任者が行うべき内容とコンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進副責任者が行うべき事項を定めた。

不正防止計画において、統括管理責任者及び推進部署は、大学全体の具体的な対策の策定・実施及び実施状況の確認、コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する部局等における不正防止計画を推進する取組の実施及び取組状況の統括管理責任者への報告を行うとしている。

○研究倫理教育の実施体制

コンプライアンス推進責任者は、当該部局等内で行われる研究活動に関する全ての構成員に、行動規範や不正行為防止規則の内容及び具体的な不正行為事案を含め、コンプライアンス・研究倫理教育を実施し、受講状況及び理解度について把握に努めることとしている。

また、同大学の研究・产学連携推進機構では、倫理教育・研修全般を所管する「生命倫理研究センター」と質の高い臨床研究の実施促進を目的とする「医療イノベーション推進センター」を設置しており、両センターが連携して全学共通の講習会・セミナーを実施している。全学共通の講習会・セミナーの内容等は、両センターでの議論を経て、生命倫理研究センター長が決定している。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

不正行為に関する通報又は相談を学内外から受け付けるため、推進部署（研究・产学連携推進機構事務部）に通報窓口を設置し、ホームページ上で住所、電話番号、電子メールアドレスを公開している。通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告し、報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者へ報告した上で、被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者へ連絡することとしている。

最高管理責任者は、通報を受け付けた場合、統括管理責任者に予備調査を行わせ、本調査の要否を決定するとともに、本調査の実施を決定した場合には、統括管理責任者を委員長とし、被通報者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者、その他の理事又は職員、外部有識者を委員とする調査委員会を設置することとしている。

（3）研究倫理意識の醸成

○教職員に対する研究倫理教育について

不正行為防止のための啓発・普及の観点から、教職員の責務を認識し、諸ルールに対する理解を高めるための研究倫理教育を行っており、その取組は以下の

とおりである。

＜研究倫理講習会（全研究者向け）＞

平成 20 年度より、ヘルシンキ宣言及び法令又は倫理指針についての総合的教育の場として、「研究倫理講習会」を毎年実施している。臨床研究に携わる予定の研究者等が、未受講又は 3 年ごとに講習会を再度受講していない場合には、倫理審査を受けられず、研究の許可がおりないように徹底されている。研究倫理講習会は、同大学において臨床研究に関する研究者等に受講を義務付けていため、共同研究員や他大学の受入れ学生であっても、研究責任者からの求めに応じて、学内者と同様に受講できるようにしている。

(対象) 全ての研究者

(内容) 国や学会における新制度や取組等（研究者として臨床研究における倫理的配慮の基礎知識を有していることを前提とする）

(実施形式及び頻度) 講義形式、年 10 回程度（2 回目以降は DVD を視聴）

WEB を使用した個人学習（e ラーニング）、隨時

(内容等の決定) 生命倫理研究センター長

(講師) 外部機関より招へい講師 1 名、生命倫理研究センター教員 1 名、医療イノベーション推進センター教員 1 名

＜CITI Japan プロジェクトの e ラーニング＞

CITI Japan プロジェクトが提供する e ラーニングプログラムを、研究倫理教育（コンプライアンス教育）の教材として採用し、研究活動に参画する者、公的研究費に応募する者、研究関連の事務担当者などに受講を義務付けている。

(対象者) 研究活動に携わる全ての教職員、大学院生等（教員、研究者の他、研究支援員、技術補佐員、事務担当者を含む）

(内容) 研究者向けコンプライアンス教育（基本）：10 単元

研究者向けコンプライアンス教育研究者（臨床）：14 単元

事務職員向けコンプライアンス教育：2 単元

大学院生コース：14 単元

(実施形式及び頻度) WEB を利用した e ラーニング形式

(内容等の決定) 生命倫理研究センター長

【参考：受講単元表】必須単元のみ掲載

領域	受 講 単 元	研究者①	研究者②	事務職等	大学院生
責任ある研究行為	責任ある研究行為について	○	○		○
	研究における不正行為	○	○		○
	データの扱い	○	○		○
	共同研究のルール	○	○	○	
	利益相反	○	○		○

	オーサーシップ	○	○		○
	盗用	○	○		○
	社会への情報発信				○
	ピア・レビュー				○
	公的研究資金の取扱い	○	○	○	○
人を対象とした研究 基盤編	生命倫理学の歴史と原則、そしてルール作りへ	○	○		○
	IRBによる審査（研究倫理審査委員会による審査）	○	○		
	研究における個人情報の扱い（研究における個人に関わる情報の取扱い）		○		○
	人集団を対象としたゲノム研究（人を対象としたゲノム・遺伝子解析研究）		○		○
	研究におけるインフォームド・コンセント		○		○
	特別な配慮を要する研究対象者		○		○

＜「安全で適正な研究」に係る研修会＞

(対象者) 研究者全員を対象とし、遺伝子組み換え、病原微生物等及び特定病原体等に該当する実験の申請や届出をする者は受講（3年ごと再受講）を義務化

(内容) 動物実験、遺伝子組み換え実験、病原微生物等・特定病原体等の取扱いを適正に行うためのプログラムの他、研究不正の防止についても個別に取り上げている。

(実施形式及び頻度) 講義形式にて日本語1回、英語1回。DVDによる視聴年3回。WEBを使用した個人学習(eラーニング) 隨時

(内容等の決定) 研究安全管理委員会

(講師) 研究担当理事、実験動物センター長、病原微生物等・特定病原体等安全管理委員長、遺伝子組み換え生物等実験安全主任者

＜臨床研究モニタリング・セミナー＞

臨床研究が適正に行われているかのモニタリングを実施するに当たり、平成27年度より「臨床研究モニタリング・セミナー」を開催。今後は、モニタリング報告を担当する者は、受講を必須とすることを予定している。

(対象者) モニタリング報告を行う者

(内容) 研究計画のサンプルを用意し、それに従って、どのようにモニタリングを行い報告していくかといった具体的な講義

(実施形式及び頻度) 15人程度の少人数講義形式、月1回程度

(内容等の決定) 医療イノベーション推進センター長
(講師) 医療イノベーション推進センター教員数名

<臨床研究セミナーシリーズ>

平成28年度より、侵襲を伴う介入研究を実施している研究者を対象とした全3回の「臨床研究セミナーシリーズ」を実施。今後、侵襲を伴う介入研究は、研究倫理講習会だけではなく、本セミナーシリーズも併せて受講することを必須とすることを予定している。

(対象者) 侵襲を伴う介入研究を実施している研究者

(内容) 侵襲を伴う介入研究を実施するに当たって必要な事項(計画とその準備、規制、倫理審査委員会への申請等)

(実施形式及び頻度) 講義形式、年3回(テーマの異なる3回の講義を受講して受講完了)

(内容等の決定) 生命倫理研究センター長

(講師) 生命倫理研究センター教員数名、医療イノベーション推進センター教員数名

<利益相反セミナー>

研究データを含め、知的財産及び秘密情報管理の必要性を周知するため、产学連携研究センターが、部局FD及び各分野に出向く形で実施される产学連携セミナー等で、啓発活動を繰り返し実施している。

○履修管理・理解度の把握について

CITI Japanプロジェクトのeラーニングについては、CITI Japanプロジェクトが管理するWEBサイトにて受講管理を行っている。研究倫理講習会、臨床研究モニタリング・セミナー及び臨床研究セミナーシリーズについては、倫理審査申請システムの「受講管理」機能により受講管理を行い、再受講が必要な年度には、同システムから対象者に対してお知らせメールを自動送信する仕組みとしている。このうち、研究倫理講習会については、倫理審査申請システムによる管理に加え、学外者も受講していることから、Excelファイルでの名簿管理も並行して行い、受講者に受講証を発行している。また、「安全で適正な研究」に係る研修会については、Excelファイルにて受講管理を行い、受講者に受講証を発行している。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

外国人研究者向けの研究倫理講習会は、生命倫理研究センターの教員が英語で作成された日本人研究者向けと同内容の資料等に基づき、英語により以下のような内容の講義を実施している。

<研究倫理講習会（外国人研究者向け）>

（対象）外国人研究者

（内容）外国人研究者が国内で臨床研究を行う上で必要な「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の総合的理解を目的とした、英語による臨床研究における倫理教育の基礎的な講義

（実施形式及び頻度）講義形式、年2回程度（2回目以降はDVDによる視聴）

（講師）生命倫理研究センター教員

また、日本人研究者と同様にCITI Japanのe ラーニングや「安全で適正な研究」に係る研修会についても英語で受講できる体制を整備している。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

研究倫理講習会は、同大学において臨床研究に関する研究者等に受講を義務付けているため、共同研究を行う他機関の研究者や他大学の受入学生に対しても、研究責任者からの求めに応じて、受講できるようにしている。臨床研究モニタリング・セミナーや臨床研究セミナーシリーズについても、希望があれば学内者と同様に受講が可能である。また、CITI Japanプロジェクトのe ラーニングや「安全で適正な研究」に係る研修会についても、隨時受講できるようにしている。

○学生に対する研究倫理教育について

学生に対する研究倫理教育については、研究倫理、諸規則に関して、研究者のみならず研究活動に係る全ての職員・大学院生にも意識向上を図る必要があることから、以下の取組を実施している。

また、医学科及び歯学科の学生についても4年生の時点で以下の内容により意識向上を図っている。

<研究倫理講習会（新入学の大学院生向け）>

（対象）新入学の大学院生

（内容）「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の総合的理解を目的とした臨床研究における倫理教育の基礎的な講義

（実施形式及び頻度）毎年4月に講義形式で1回開催

<研究倫理講習会（学部学生向け）>

（対象）医学科及び歯学科の4年生

（内容及び実施形式）生命倫理の授業時間を使用して、臨床研究を行う上で必要な書類作成を実際にを行い、グループディスカッション等を行う体験型の講義

○その他

上記の他、不正行為の防止に向けた取組の一環として、「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」を作成し、教職員や大学院生に配布している。このハンドブックは、同大学の基本理念、行動規範、不正行為防止規則、教職員と大学院生の責務、不正防止責任体制、研究活動上の不正行為、不正行為への対応、医歯学研究推進における倫理と不正行為、産学連携リスクマネジメントなどについて、分かりやすく記載しているものである。

大学統一での実験ノートの記載方法について、平成28年度の不正防止計画では「製本されたノートを用いること」「日付を伏して時系列に従って記入すること」「空白を明ける記入すること」「修正履歴を残すこと」などの基本的な事柄について最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者等が研究者等に対し徹底させることを行動計画として定めているが、研究分野ごとに実験ノートの付け方が異なる場合があるので、具体的な取扱いについてはコンプライアンス推進副責任者を含む分野（講座）ごとに指導している。

研究倫理教育の効果を検証する上でも、理解度の確認は重要であることから、講義などでもテストを導入してその把握に努めているが、倫理的思考過程については、可能な限りグループワークなどの手法により個々の理解状況を把握することが必要と考えている。

今後の取組としては、単に講習会の回数を増やすだけではなく、現場の教員・スタッフの意識を変えていくための“仕掛け”が必要としており、講習会の内容を実践に即したものとすることや、講習をシリーズ化して知識の蓄積を図ることなどを検討している。

また、生命倫理研究センターでは、研究計画や研究倫理について分からぬことを個別に指導する体制をとっており、研究に関する様々な悩みや相談を受け付けている。今後、このような取組を更に拡充していく必要があるとしている。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

東京医科歯科大学では、不正行為防止規則において、研究者等は研究内容を実験・観察ノートに記録を取らなければならないとし、その実験・観察ノートの保存期間を研究成果発表後10年間と規定している。不正行為防止ハンドブックにも保管義務を記載し、周知を図るとともに、全学F D等で不正防止について取り扱い、教職員の不正防止への意識向上を図っている。

研究者が退職する場合には、教育研究分野長は当該実験・観察ノートの写しを保管することとなっている。研究室主宰者が転出する場合の対応については、特に規定されていないが、後任の主宰者が保管している。

平成27年度の不正防止計画では、実験ノート・実験データの取扱いについて、①大学院生を含む研究者に、実験ノート及び研究データ（数値データ、画像データ等）を研究者自身が10年間保管義務を負うことを周知する、②研究不正の疑

念がもたれるようなことが生じた場合、研究者自らが疑念を晴らすように研究に係る資料を適切に保存することが重要であることを周知する、③公的な資金によって実施された研究で生み出された成果や元になるデータは「公的資産」としての性格を有するものであることを認識させる、④研究者が学外へ転出する際は保存対象データの状況を確認するとともに、実験ノート（写）を保存することを徹底させる、等の行動計画を定めている。

なお、知的財産権保護の観点から、学外から研究試料の提供依頼があった場合には、MTA（Material Transfer Agreement、研究成果物移転契約）を締結し、研究試料を提供する条件を詳細に定めることとしている。また、研究試料の提供以外で、教員の知見や知識等の提供を求める企業に対しては、平成26年度より学術指導契約を締結し、教員・研究者が企業の求めに応じて、専門知識に基づくアドバイスを行う際の知的財産等の帰属を定めることとしている。

研究データを論文等で公表する場合には、事前に产学連携研究センターにおいて、知的財産権獲得の可能性について、精査を行う体制を採っている。また、外部へデータを提供する際には、产学連携研究センターにおいて、知的財産獲得の可能性を精査するとともに、適宜外部機関との契約締結を促すこととしている。

○研究データの必要に応じた開示について

研究データの開示については、最高管理責任者の求めに応じて、研究者等及び教育研究分野長は、実験・観察ノート又はその写し等、論文の根拠となるデータを開示することとしている。

○研究データの保存や開示に関する周知について

研究データの保存等に関する周知については、研究不正防止ハンドブックにおいて、規則に定める保管・開示義務を記載し、周知を図るとともに、全学ファカルティディベロップメント研修等で教職員への意識向上を図っている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

東京医科歯科大学における研究活動の不正行為に関する通報又は相談を額内外から受け付けるため、不正防止計画・推進部署である研究・产学連携推進機構事務部に通報窓口を設置し、ホームページ上で住所、電話番号、電子メールアドレスを公開している。通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告し、報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者へ報告した上で、被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者へ連絡することとしている。

○秘密保持の徹底等について

秘密保持徹底の観点から、不正行為防止規則において、通報を受けた通報窓口担当者等、通報内容、通報者の秘密を守らなければならないとしている。予備調査及び本調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び当該通報に係る調査委員等）以外に漏えいしないよう、調査関係者は秘密の保持を徹底しなければならないとしている。

また、不正行為防止規則において、

- ・通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取扱いを行わないこと
 - ・相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止、解雇やその他不利益な取扱いを行わないこと
 - ・誹謗（ひぼう）中傷等から被通報者を保護する方策を講じること
- としている。

（6）その他

東京医科歯科大学では、不正行為防止の観点も含め、研究室における研究データの管理と閉鎖性の排除に取り組んでおり、研究データの保存義務の他、博士課程大学院生に対する複数指導体制をとっている。この複数指導体制は、基礎研究と臨床研究を行っている若手研究者が担当し、研究テーマに関する分野の研究者1名と当該分野に近い分野の研究者2名を選び、年2回進捗状況を報告させるなど、当該大学院生が論文を作成するまで指導を行うこととしている。これにより大学院生が所属分野の研究者だけでなく、異なる分野の研究者員からも指導を受けることが可能となり、研究室内や研究者個人の閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスク要因を軽減させている。

その他、コピー・ペースト等の論文不正問題に対応するため、論文剽窃（ひょうせつ）防止システム（iThenticate）を導入している。本システムは、投稿前の博士論文や研究論文をWeb上で公開されている情報と比較して類似度を判定するツールであり、研究者自身の論文だけでなく、指導する学生の論文についての論文不正等にも活用している。

3 富山大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

富山大学では、平成18年9月に、学術研究の健全な環境の確保と信頼性・公正性の向上を目的として、同大学に所属するすべての研究者が守るべき倫理と行動の規範である「富山大学研究者倫理・行動規範」(以下「行動規範」という。)を策定した。行動規範は、研究者としての自律的行動を徹底するため、研究者自らの意志として定めたものであり、「研究者の倫理」、「研究者の行動規範」、「研究活動における遵守事項」から構成し、研究の結果に対する責任、社会に対する責任、研究活動における遵守すべき事項等について明文化し、機関内外に広く周知しているものである。

平成19年7月には、研究費の不正使用防止等を図るため、富山大学研究費不正使用防止対策推進室を設置した。研究費不正使用防止対策推進室では、研究費の不正使用のみならず、研究者の行動規範に関する業務も所掌していたが、平成26年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が策定されたことを受けて、研究活動における不正行為の防止についても、今まで以上に重視する必要性が生じたことを踏まえ、科学的研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな理を創造していく営みである科学の本質に反するものであると同時に、人々の科学への信頼を搖るがし、科学の発展を妨げるものであり、本来あってはならないものであるとの理念の下、平成27年4月に富山大学研究不正防止対策推進室(以下「推進室」という。)として組織を改め、研究活動における不正行為及び公的研究費全般における不正使用の防止を図ることとしている。

また、平成19年10月に不正防止に関する統括計画書である「富山大学研究費不正使用防止対応計画書」を策定したが、平成26年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正されたこと、及び平成26年8月にガイドラインが策定されたことを踏まえ、その内容を新たに盛り込むための見直しを行い、平成27年4月に「富山大学研究不正防止対応計画書」に改訂し、富山大学における研究不正の防止に向けた取組についての計画を定めた。

(2) 体制の整備

○体制全般

富山大学研究不正防止対応計画書では、全体を統括し、研究活動及び研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を学長とし、その下に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理、及び研究倫理教育について統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者及び研究不正防止対策推進室長として学長が指名した理事を置き、推進室を中心に全学的に研究不正防止を図る

体制を明確にしている。

また、各部局長をコンプライアンス推進責任者とし、部局の研究費の運営・管理及び研究倫理教育について実質的な責任と権限を持たせるとともに、「国立大学法人富山大学研究不正防止対策推進室規則」を定め、学長直轄の位置付けとして、推進室を設置し、研究活動における不正行為及び公的研究費を中心とした研究費全般の不正使用の両側面からの不正防止を図る体制を整備した。

富山大学では、学長を最高管理責任者とした管理体制により、研究者一人一人の意識向上を図ることとしており、役割等については、「富山大学不正防止対応計画書」、「国立大学法人富山大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則」、「国立大学法人富山大学研究不正防止対策推進室規則」等において規定している。具体的には以下のとおりである。

【最高管理責任者：学長】

- ・富山大学全体を総括し、研究活動及び研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- ・研究不正が行われる可能性があるという前提の下で、研究不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- ・総括管理責任者及び推進室に対し、必要に応じて命令を発する。

【統括管理責任者：学長が指名した理事】

- ・最高管理責任者を補佐し、研究不正防止について統括する実質的な責任と権限を有する。
- ・推進室の責任者として、必要な体制を整備する。

【研究倫理教育責任者：研究担当理事】

- ・研究者の責任ある研究活動における倫理観の醸成について、責任を有する。
- ・研究者の研究活動が適切に行われるために、教育・研修等による啓発を継続的に行わなければならない。
- ・必要な体制を整備するとともに、不正行為への対応方針について学内外に公示しなければならない。

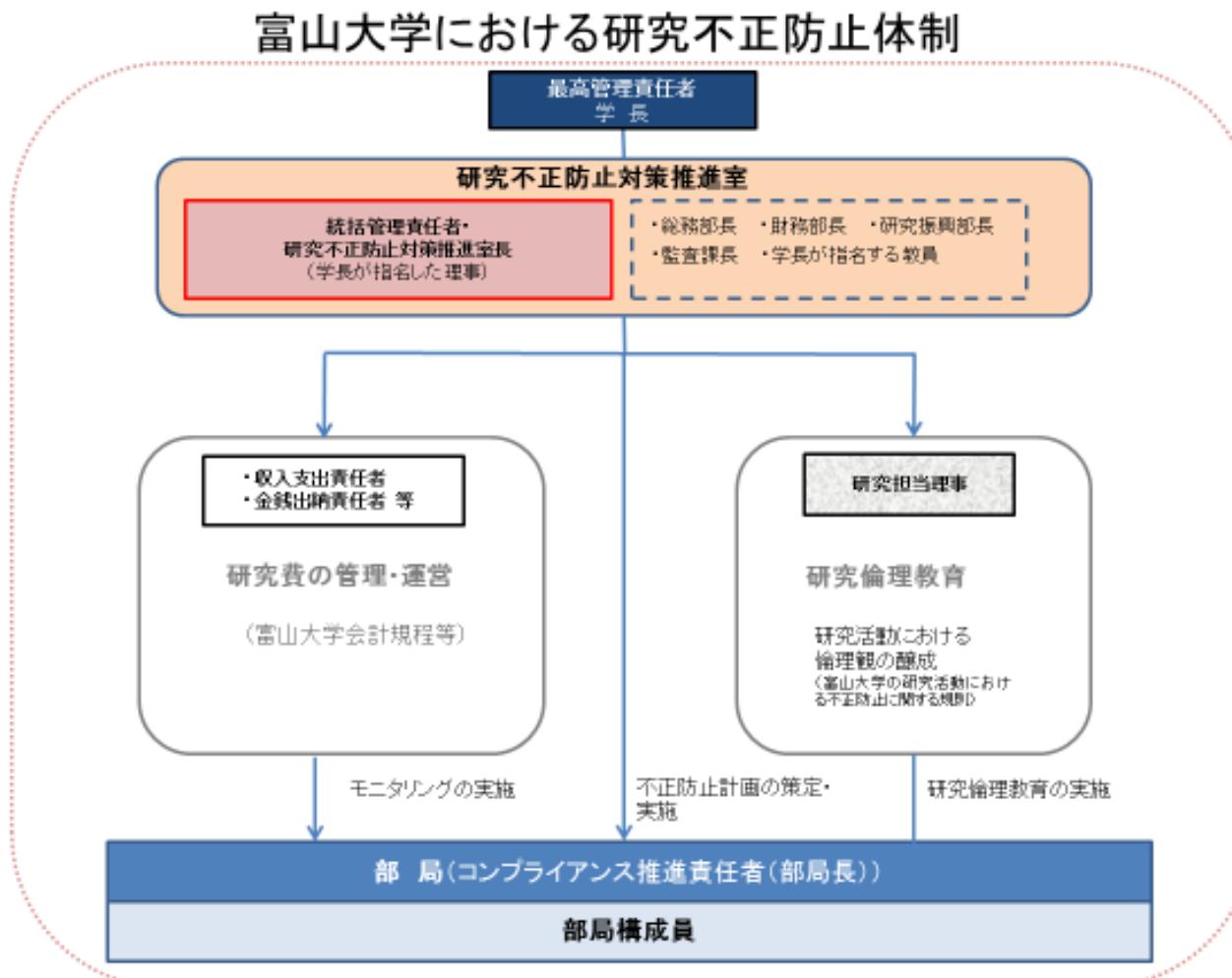
【コンプライアンス推進責任者：部局長】

- ・各部局において研究倫理教育について実質的な責任と権限を有している。
- ・部局において広く研究活動に係る者（学生を含む）を対象に研究倫理教育を実施し、定期的に統括管理責任者へ書面により報告する。

【研究不正防止対策推進室】

- ・研究不正防止対応計画の策定、研究不正防止対応計画の実施・評価、行動規

範の遵守に関する事項、情報伝達・公表に関する事項、内部監査の実施の連携協力・助言に関する事項、その他研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止に関する事項を実施。



○研究不正防止対策推進室について

推進室は、研究不正防止対応計画の策定・実施・評価に関する事項、行動規範の遵守、情報伝達・公表に関する事項、内部監査実施の連携協力・助言等の業務を行うこととしている。

推進室の室長は、学長が指名した理事とし、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用防止を図る推進室の業務を統括している。平成 27 年度以降、コンプライアンス推進策の一環として、推進室長にコンプライアンス担当理事を指名している。コンプライアンスを担当する内部統制の責任者と、研究活動における不正行為の防止に対応する責任者とを同一にすることにより、職務執行を円滑かつ効率化している。

推進室のメンバーは、関係事務担当部の部課長及び推進室の室長が指名する教員としており、推進室の室長が指名する教員については、医薬系、理工系、人

文社会系から各 1 名が指名されている。これは、業務の遂行に当たり、各部局の意見を反映し、全学的な協力の下に連携し実施するためである。

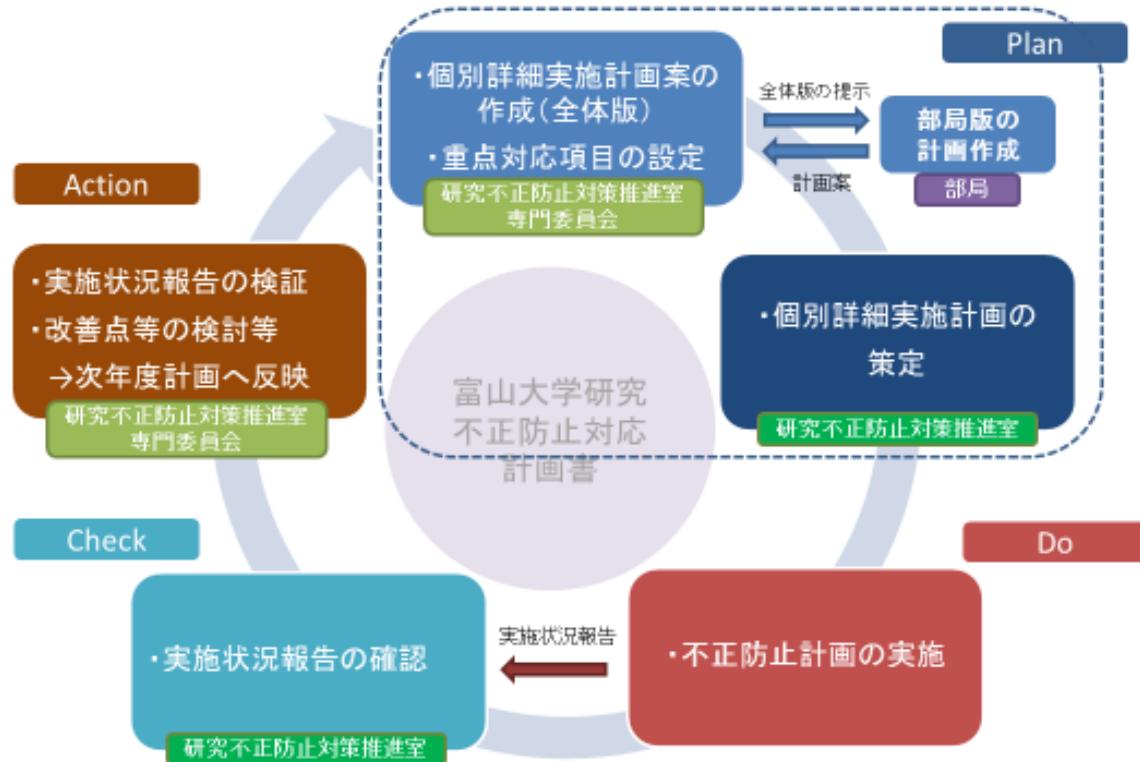
推進室では、不正防止に関する統括計画書である富山大学研究不正防止対応計画書を改訂するとともに、この計画を前提としてガイドラインに対応するため、ガイドラインの項目ごとに、不正防止の年度計画に相当する富山大学研究不正防止対応計画書個別詳細実施計画（以下「個別詳細実施計画」という。）を作成している。この個別詳細実施計画は、大学全体として対応するだけではなく、各部局に対応する計画についても作成することにより、現場が自主的に不正防止を認識し取り組むようにしており、全学一体となって不正防止策を実施する体制としている。

○体制整備において重視した事項について

富山大学においては、不正防止の年度計画に当たる個別詳細実施計画の策定に当たり、現場目線に立った具体的な取組を検討するため、平成 27 年 4 月の推進室組織の見直しに併せ、事務担当課の職員及び教員からなる富山大学研究不正防止対策推進室専門委員会（以下「専門委員会」という。）を新たに設置した。専門委員会では、不正発生要因等に対する適切な計画案について検討し、年度ごとに全学的に対応を強化する「重点対応項目」を定める等、不正発生を防ぐ計画を立てることに注力している。

全部局が実施する共通的な計画についても、同専門委員会で検討したものに基に、各部局が計画を立てることで隅々まで行き渡るよう不正防止策の策定を行っている。当該計画の実施状況については、年度ごとに推進室で確認するとともに、専門委員会で検証及び改善点等について検討し、重点的に取り組むべき事項があれば次年度の計画に反映する等、PDCA サイクルを実行し、不正防止の環境づくりに取り組んでいる。

富山大学研究不正防止対応計画書 個別詳細実施計画の実施フロー(PDCAサイクル)



○研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育の実施体制については、富山大学の研究活動における不正防止に関する規則、富山大学研究不正防止対応計画書に基づき、次のとおりとなっている。

【研究倫理教育責任者：研究担当理事】

- ・研究者の責任ある研究活動における倫理観の醸成について、責任を有する。
- ・研究者の研究活動が適切に行われるために、教育・研修等による啓発を継続的に行わなければならない。
- ・必要な体制を整備するとともに、不正行為への対応方針について学内外に公表しなければならない。

【コンプライアンス推進責任者：部局長】

- ・各部局において研究倫理教育について実質的な責任と権限を有している。
- ・部局において広く研究活動に係る者（学生を含む）を対象に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告する。

【研究不正防止対策推進室】

- ・研究活動における不正行為の防止に関し、意識向上（研修等）に関する研究不正防止対応計画の実施・評価を行っており、研究倫理教育（CITI Japan プロジェクトの e ラーニング）を研究者に受講させることを、大学全体の基本方針として個別詳細実施計画に明記。
- ・研究担当理事から受講対象者の範囲や受講する教材を示し（CITI Japan プロジェクトの e ラーニングは本部で一括登録作業を実施）、各部局に研究倫理教育の実施及び受講管理を要請し、各部局長は、部局構成員に対する周知や受講管理等を実施する。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究活動における不正行為の問題が発生した場合、又は所属する研究者の研究不正について通報があった場合等には、「富山大学の研究活動における不正防止に関する規則」に基づき対処することとしている。

同規則では、研究活動における不正行為に関する通報窓口を、富山大学倫理室（以下「倫理室」という。）としており、倫理室員は、倫理管理者（学長が指名する副学長）、学長が指名する理事、監事、事務局長、その他学長が必要と認める者から組織されている。

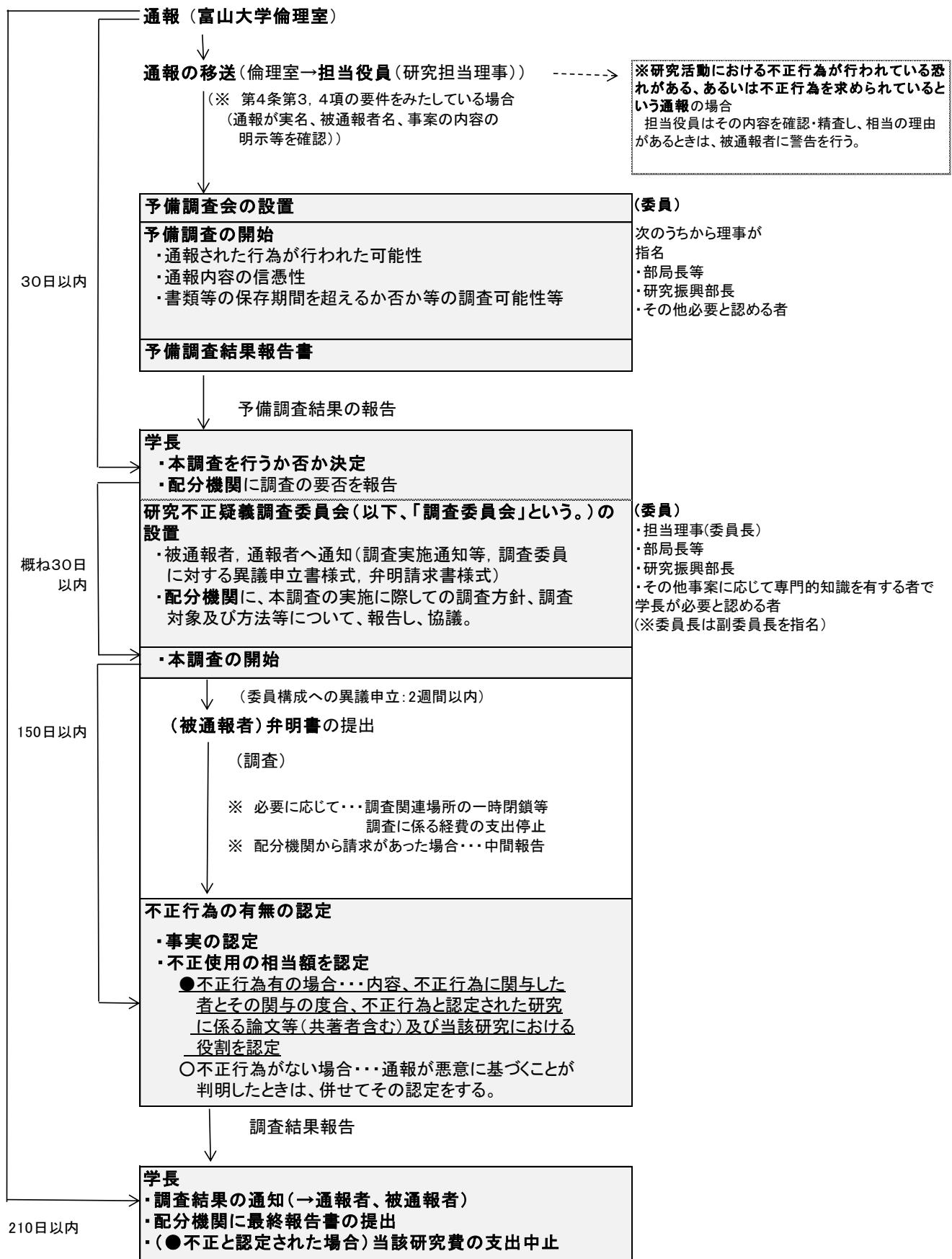
研究活動における不正行為に関する事案が生じた場合、調査の流れは以下のとおりである。

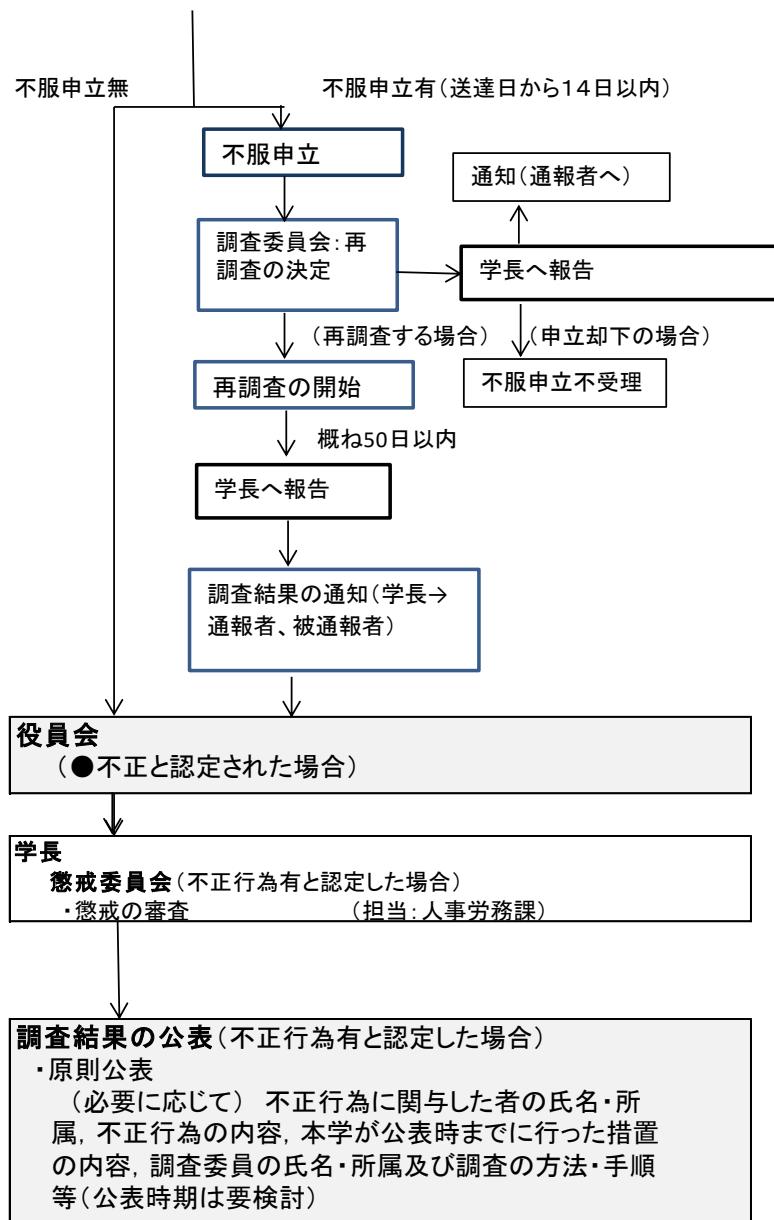
○部局における体制整備

【工学部】

平成 28 年 1 月に、コンプライアンス基本方針の作成、教職員・学生等に対するコンプライアンスの教育、研修及び啓蒙（けいもう）活動の企画・実施に関する事項等を検討するため、工学部コンプライアンス委員会を設置した。同委員会では、コンプライアンス基本方針を作成するとともに、学生に対する倫理教育の実施体制及び実施計画を検討した。

研究不正案件調査の流れ





(3) 研究倫理意識の醸成

○研究倫理意識醸成のための実施計画について

研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することを富山大学研究不正防止対応計画書の「個別詳細実施計画」の項目に挙げている。

この計画は、専門委員会において全学的に取り組む計画を作成した後、それを基に各部局における個別計画を照会し、各部局における研究倫理意識の醸成に向けた取組を取りまとめた計画案を、推進室において審議し、決定している。

決定した計画は、役員会・教育研究評議会において報告した後、各部局で確實に実施するよう周知している。また、本計画は大学ホームページにより学外へも公開している。

平成 28 年度における個別詳細実施計画では、学生に対する倫理教育の実施(大学院生に対する研究倫理教育の実施、学部学生に対する研究倫理教育の検討等)を重点対策事項としている。

具体的な記載は次のとおりである。

【全学の基本計画】

- ・CITI Japan プロジェクトの e ラーニング（「責任ある研究行為」）等を用い、研究者にコンプライアンス・研究倫理教育を実施し、修了証の提出を求める。

【部局共通の計画】

- ・コンプライアンス・研究倫理教育として、研究者に CITI Japan プロジェクトの e ラーニング（「責任ある研究行為」）等を受講させ、受講状況を管理する。
- ・各部局会議等において、コンプライアンス・研究倫理教育未受講者に対し受講を要請する。
- ・学生を有する部局においては、学術論文剽窃（ひょうせつ）検査ソフト（iThenticate）等を活用し、指導教員が博士課程学位論文等の作成について指導を行う。

【学生を有する部局の計画】

- ・大学院学生への研究倫理教育を実施する。

（実施例）

医薬系の博士・修士課程：CITI Japan プロジェクトの e ラーニングの受講を必要とし、学位論文申請時に修了記録の提出を義務付け

工学系：研究倫理に関する教育講習会

- ・学部学生に対して、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、専攻分野の特性に応じた研究倫理教育を行うことについて検討する（例えば、講義、ガイダンス、説明会、e ラーニング等）。
- ・学術論文剽窃（ひょうせつ）検査ソフト（iThenticate）等を活用し、博士課程学生を対象に学位論文等の作成について指導を行う。

○研究者及び研究支援人材に対する研究倫理教育について

- ・講義形式による研究倫理教育

新任教員研修（年 2 回）、科研費等説明会（年 2 回以上）、学部教授会等の折に、研究者の倫理行動規範、ガイドライン、研究活動における不正行為、不正行為をした場合のペナルティ等について説明し、不正行為を防止する意識付けを行っている。

- ・個人学修形式による研究倫理教育

CITI Japan プロジェクトの e ラーニング「責任ある研究行為」を全ての研究者が履修することとしている。なお、「責任ある研究行為」については、医薬系、理工系、人文社会系と分野別に設定し、受講者が自分の専門分野に応じて選択し受講できるようにしている。

研究倫理教育の受講修了者は、修了証を事務担当課に提出することとしている。その履修状況については、定期的に部局長に通知している。

また、部局長（コンプライアンス推進責任者）は、未受講者に対して e ラーニングを受講・修了するよう、学部の教授会又は個別に要請をしている。

実施頻度については、今のところ特に定めていないが、平成 28 年度の受講は、平成 26 年度又は 27 年度に受講していない者を対象としている。

- ・各部局における対応

【部局共通】

- ・部局長（コンプライアンス推進責任者）は、各部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を有しており、広く研究活動に係る者（学生を含む）を対象に研究倫理教育を実施することとしている。

【医学部】

- ・研究倫理教育への対応として、CITI Japan プロジェクトの e ラーニング受講について、医学部所属の全教員、研究員、大学院生等に受講を義務付けている。

【薬学部】

- ・所属する教員、研究員、博士（後期）課程学生等に研究倫理教育（CITI Japan プロジェクトの e ラーニング）の受講を求めるとともに、教授会やメールにより研究活動における不正の防止を要請している。

【理学部】

- ・研究倫理教育への対応として、CITI Japan プロジェクトの e ラーニング受講について、理学部所属の全教員に受講を義務付けている。
- ・理工学教育部修士課程理学領域部会教育委員会の主催により、教員、大学院生（博士・修士課程全学年）及び学部 4 年生を対象（その他の学年も聴講可能）とした「研究者倫理に関する講演会」を平成 28 年 10 月に開催した。

【芸術文化学部】

- ・研究部会議において、「研究活動におけるコンプライアンス講習会（研究活動における不正行為の防止について）」を計画し、平成28年5月に開催している。同講習会では、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）だけでなく、二重投稿や不適切なオーサーシップ、研究費不正等について、過去の事例や大学における防止の取組等を説明している。
- ・研究者全員に、CITI Japan プロジェクトのeラーニング（「責任ある研究行為」）を受講するよう要請している。

○学生に対する研究倫理教育について

【部局共通】

- ・部局長（コンプライアンス推進責任者）は、各部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を有しており、広く研究活動に係る者（学生を含む）を対象に研究倫理教育を実施することとしている。

【医学部】

- ・医学科では、「生命倫理学」において、1コマ研究倫理教育を実施し、過去の不正の事例、ヘルシンキ宣言をはじめとする生命倫理、利益相反等を扱っている。また、「基礎研究演習」では、研究指導を行う中で、研究倫理に関する教育を行っている。
- ・看護学科では、卒業研究である「看護研究」の事前講義として「看護研究入門」を開設しており、その中で研究倫理について講義している。
- ・生命融合科学教育部の医学系の学生も含め、医学の修士論文及び博士論文の審査申請の必要要件として、CITI Japan プロジェクトのeラーニングの「責任ある研究行為」、「人を対象とした研究（基盤編）」の受講及び修了を加えている。また、看護学は博士論文の審査申請の必要要件として、CITI Japan プロジェクトのeラーニングの「責任ある研究行為」の受講及び修了を加えている。
- ・生命融合科学教育部では、「生命倫理特論」を開設し、研究倫理の講義を行っている。

【薬学部】

- ・薬学部1年次生に対して、必修科目「薬学概論」の最終回に、90分を割いて「研究倫理導入教育」を実施している。具体的には「研究倫理と学生生活—「薬学生としての誇り」について」と題して、昨今の研究不正問題から歴史上の研究不正へと遡りながら、最終的には薬学生として「誇り」をもって日々の学業に励むように促している。
- ・薬学部薬学科4年次生に対して、選択科目「臨床倫理学」の一環として「現代の「研究倫理」—その成立史と要点」を講義している。具体的には、近年

の医学薬学に関する研究不正、歴史上の医学薬学に関する研究不正（非人道的な人体実験）、研究倫理に関する重要な文書（綱領・宣言・指針など）の概要、近年の「利益相反」問題、大学における研究倫理への取組、「内部告発」などについて、90分を割いて講義している。

- ・博士（前期）課程学生には、新入生オリエンテーション時に、昨今の研究不正問題や利益相反等を扱った研究倫理の講義を行っている。
- ・博士課程及び博士後期課程学生に、研究倫理教育（CITI Japan プロジェクトの e ラーニング）を受講させている。
- ・同 e ラーニング「責任ある研究行為」の受講・修了を、博士論文審査申請の必要要件としている。

【理学部】

- ・なお、講演会を欠席した学生については、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを受講するよう指導し、受講後に修了証書を教務担当に提出させた。

【工学部】

- ・工学領域の修士課程における教務に関すること等を審議する教学委員会委員のワーキンググループにおいて、大学院生に対する研究倫理に関する講演会等を計画・実施している。具体的には、外部の講師を招き、研究不正に関する過去の事例等を扱った講義を開講し、修士 1 年生に出席を義務付けた。

【研究室における取組】

- ・受入れ研究室の教員が研究開始時に研究倫理教育を実施する、研究データの共有時に相互に詳細な情報提供を行う、プロジェクト参加時に説明するなど、研究倫理の醸成に努めている。

○日本語を母国語としない研究者や留学生等に対する研究倫理教育について

【機関全体としての対応】

CITI Japan プロジェクトの e ラーニング「責任ある研究行為」の英語バージョンを用い、日本語を受講する研究者と同様に、本コースの受講を要請している（ただし、医薬系・理工系にしか英語バージョンがないため、人文社会系の対象者には、医薬系・理工系の英語バージョンを活用することを推奨）。

【理学部】

研究倫理（ねつ造、改ざん、盗用等）、著作権に関して、留学生が所属する研究室ごとに独自にセミナーを開講し、留学生全員を対象に指導している。セミナーでは、研究活動の公正性の確保に関する基本的な内容について、日本語

と英語を並べて記載した資料を配布している。

【工学部】

毎年4月上旬頃に研究室ガイダンスで説明を行っている。

また、日本人の学生と同じように、研究記録を取る必要性やデータの扱い方について、卒業研究又は修士論文研究を開始する際に指導している。習慣上の問題に関しては適時、指導を行っている。

留学生に対し、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを受講させるとともに、基本的に毎日データ確認と研究報告を求め、日本人学生と同様の研究倫理教育を実施している。

【その他の部局共通】

留学生を含む学部学生・大学院生に対しては、CITI Japan プロジェクトの e ラーニング（英語版）を受講するよう指導している。また、指導教員が個別に指導する場合もある。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○一定期間の研究データの保存・開示に関する規程について

富山大学では、日本学術会議のガイドラインに準じて、平成28年3月に「富山大学における研究データの保存等に関する指針」を定め、研究データの範囲や種類、研究データの保存期間や保存方法について、次のとおり規定している。

【研究データの範囲及び種類について】

研究データとは、研究活動に伴い発生し、又は使用する以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。

- ①文書（実験ノート等を含む）、数値データ、画像等の「資料」
- ②実験試料、標本等の「試料」及び模型・装置

本指針を定めるに当たって、各部局に意見照会を行った結果、芸術文化学部からは、模型や試作品等は研究データに当たる可能性があること、工学部からは市販のものを改良した装置については、装置自体が成果物で、研究データに当たるなどの意見があり、研究データの定義に反映されている。

【研究データの種類別の保存期間について】

- ・資料： 原則として当該論文等の発表後10年
- ・試料、模型及び装置： 原則として当該論文等の発表後5年

ただし、個人データ等その取扱いに法的規制があるもの、契約等により別に定めがあるもの又は倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制、契約、指針等に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、資金配分機関との取決め等がある場合には、それに従うものとしている。

【保存方法について】

- ・資料は実験ノート等の形で記録に残し、試料及び模型・装置を含め、適切に保存する。
- ・研究データは、それを生み出した研究者自身が責任を持って保存する。
- ・具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、研究分野ごとに柔軟に対応できるよう各部局において定めることができるとしているが、現時点では具体的な規程を定めている部局はなく、今後の課題となっている。

○一定期間の研究データの保存・開示に関する規程の整備以外の対応について

・機関全体としての対応

科研費説明会や新任教員研修等の説明会において、一定期間の研究データの保存や必要に応じた開示について説明し、意識の醸成を図っている。

・部局等・研究室における対応

【理学部】

- ・研究データは研究室に設置しているハードディスクに保存するとともに、紙媒体の研究報告書（博士論文、修士論文、卒業論文）及び実験ノートを保存・整理し、常時開示できるようにしている。
- ・卒業・修士・博士の学位論文と、その基になった研究データをデジタル化してDVD等のメディアに記録し、論文の裏表紙内側に張り付け、論文本体とともに保存することを義務付けている。
- ・毎年4月の授業開始時に、研究室に所属する学生に「研究データの取り扱いに関する確認同意書」の提出を義務付けている。

【工学部】

- ・研究室では、学生にノートを配付し、実験内容、実験結果、計算内容、計算結果だけでなく、思いついたことなど、研究に関する全てを日付とともに書き留め、卒業、修了の際、指導教員に提出するよう指示している。保存対象と廃棄するノートは分けることなく、すべてのノートを保存する予定である。
- ・パソコンを使用した計算内容、計算結果など、研究に関することは、毎年

度末に、すべて電子版（電子ファイル等）を提出させ、ハードディスクで保存する予定である。

- ・研究ノートに逐次記録させ、研究室内でのディスカッション時に研究ノートを確認することや、バックアップデータを別に保存することなどを行っている。

○転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について

転出又は退職する研究者が保有する研究データについては、富山大学における研究データの保存等に関する指針において、研究室等の代表者等が、その研究者の研究活動に係る資料のうち保存すべきものについて、指針で定める期間内は、バックアップを取って保存する、所在を確認し追跡可能としておく等、適切に保存しなければならないとしている。なお、研究室主宰者が転出又は退職する場合については、部局長がこれに準じた取扱いをすることとしている。

なお、芸術文化学部においては、指針で定めていることに加え、平成28年度からは、転出・退職後、10年間の研究データを保存することとしている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

相談や告発等については、富山大学倫理ヘルpline規則及び富山大学の研究活動における不正防止に関する規則に基づき、「富山大学倫理室」を窓口としている。

倫理室は、倫理管理者、理事、監事、事務局長等から構成され、通報内容が、不正行為に該当すると判断した場合は、当該事案を研究担当理事に移送とともに、学長に報告する体制をとっている。

○秘密保持について

富山大学倫理ヘルpline規則では、相談や告発への対応についての対応を行う倫理室の室員は、調査・対応上必要な場合を除き、通報者のプライバシー、個人情報及び調査内容を他に開示してはならないこと、また、調査協力を行った役職員は、調査を受けた事案、調査の過程で知り得た事実及び個人情報を他に一切開示してはならないことを規定している。

また、相談や告発等については、倫理室専用メールアドレスを設定しており、封書の場合は親筆と記載し、面談の場合は個室で行うよう規定しており、関係者以外は見聞できないよう取り扱うこととしている。

こうした秘密保持に関する取扱いについては、新任教員研修及び科研費説明会等において説明するとともに、大学ホームページにも掲載することで周知している。

○信頼性ある調査への工夫等

- ・調査について

調査委員が告発者や被告発者と直接面談等をして事実関係を調査し、面談内容等の記録を取り、その内容について本人の確認を取ることを規定している。

- ・調査委員会の構成について

研究不正疑義調査委員会を構成する際、弁護士を含め、委員の半数以上を富山大学の役職員以外の者で構成することとしており、さらに、通報者及び被通報者から調査委員に関する異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることを規定している。

(6) その他

○学術論文剽窃（ひょうせつ）検査ソフト（iThenticate）の導入について

学術論文剽窃（ひょうせつ）検査ソフト（iThenticate）を平成27年12月から試験的に導入している。利用開始の際には、研究者を対象とした「公正な論文発表のためのセミナー」を開催（平成27年12月）し、外部講師を招き、論文作成上の倫理、及び本ソフトの利用方法について説明し、研究者の倫理意識の向上とともに、本ソフトの利用促進を図っている。

本ソフトは、博士学位論文提出予定者の博士学位論文等の独自性について指導のための事前確認や、研究者自らの投稿論文等の独自性について事前確認等を利用している。また、博士論文提出前に、本ソフト（現在は試行的運用）の利用を強く推奨している。

今後、本ソフトの有効活用及び更なる利用促進を図るため、アンケート調査の実施を検討している。

○メンターの配置

適切な研究体制を確保するための実効的な取組の一つとして、各部局において、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言を行うメンター教員を配置することを検討している。

4 高知大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

高知大学では、研究者に対する行動規範として、「科学者の行動規範」(平成25年1月25日日本学術会議)に準拠し、「高知大学における研究者の行動規範」(平成25年4月改訂)の見直しを行った。また、研究活動における不正行為等を防止するための高知大学における取組指針として、「高知大学における研究活動に関する取組指針」を定めており、平成29年1月の改訂の際には、同指針が研究費の不正使用のみならず、研究活動における不正行為も対象としていることを明確化した。

研究活動の不正行為に関する管理責任については、研究活動を行う人材の多様化、共同研究体制の複雑化が進展していることを踏まえ、適切な研究体制を確保するとともに、実効的な取組を行うため、「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」等で不正防止対策に関する責任所在や不正行為の疑いが生じた際の調査手続及び方法等を明確化し、学内外に公表している。

また、「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」においては、特定不正行為以外の研究活動上の不正行為(二重投稿等)について、具体例をあげて明確に規定するとともに、不正が認定された場合等に公表する調査結果の内容を明確化している。

不正行為の事前防止の観点からは、研究倫理教育等を確実に実施し、研究者倫理を向上させることとしている。研究倫理教育については、取組内容が固定化、形骸化しないよう各部局等において、研究倫理教育等の取組について情報共有を実施することとしており、特に、研究倫理教育等の実施に当たっては、研究者等に研究活動の範囲や活動自体に制限をかけることのないように留意しつつ、責任ある研究活動に対する研究者等の意識を高めるために、研究者等の関心を喚起する上で適した内容・方法及び環境の整備に重点を置いた取組を実施している。

研究データの保存・開示については、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保するとともに、個々の研究者が実践すべきである資料及び試料等の保存について、研究活動の健全性が担保されるよう適切な教育・指導と環境整備に努めている。

(2) 体制の整備

○責任体制

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」及び「国立大学法人高知大学における

る公的研究費の不正使用の防止等に関する規則」にて責任体制を明確化している。具体的には、以下のとおりである。

【最高管理責任者】

学長をもって充て、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う。

【統括管理責任者】

理事（研究・医療担当）をもって充て、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について総括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずる。

【研究倫理教育責任者】

コンプライアンス推進責任者をもって充て、研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するとともに、研究倫理に関する知識を定着、更新させるため、自己の管理監督又は指導する部局に所属する研究者等広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

【研究不正防止対策推進室】

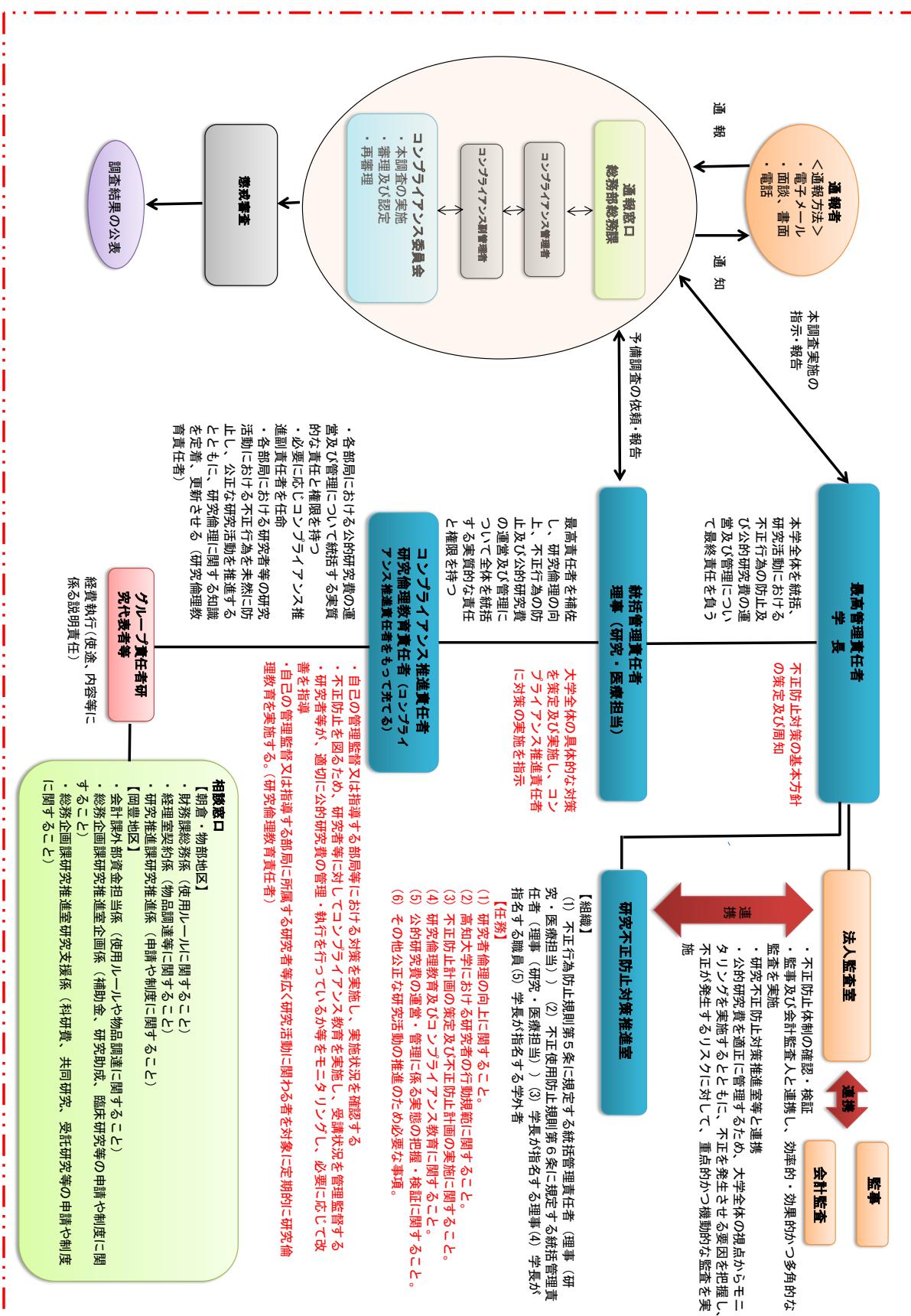
研究者倫理の向上等に向けた取組を推進する組織として、最高管理責任者の下に研究不正防止対策推進室を置き、統括管理責任者（理事（研究・医療担当））を室長とし、学長が指名する理事、学長が指名する職員及び学長が指名する学外者で構成する。同室は、公正な研究活動の推進に向けた取組に当たり、最高管理責任者を補佐し、以下の業務を行う。

- (1) 研究者倫理の向上に関すること。
- (2) 高知大学における研究者の行動規範に関すること。
- (3) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関すること。
- (5) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (6) その他公正な研究活動の推進のため必要な事項

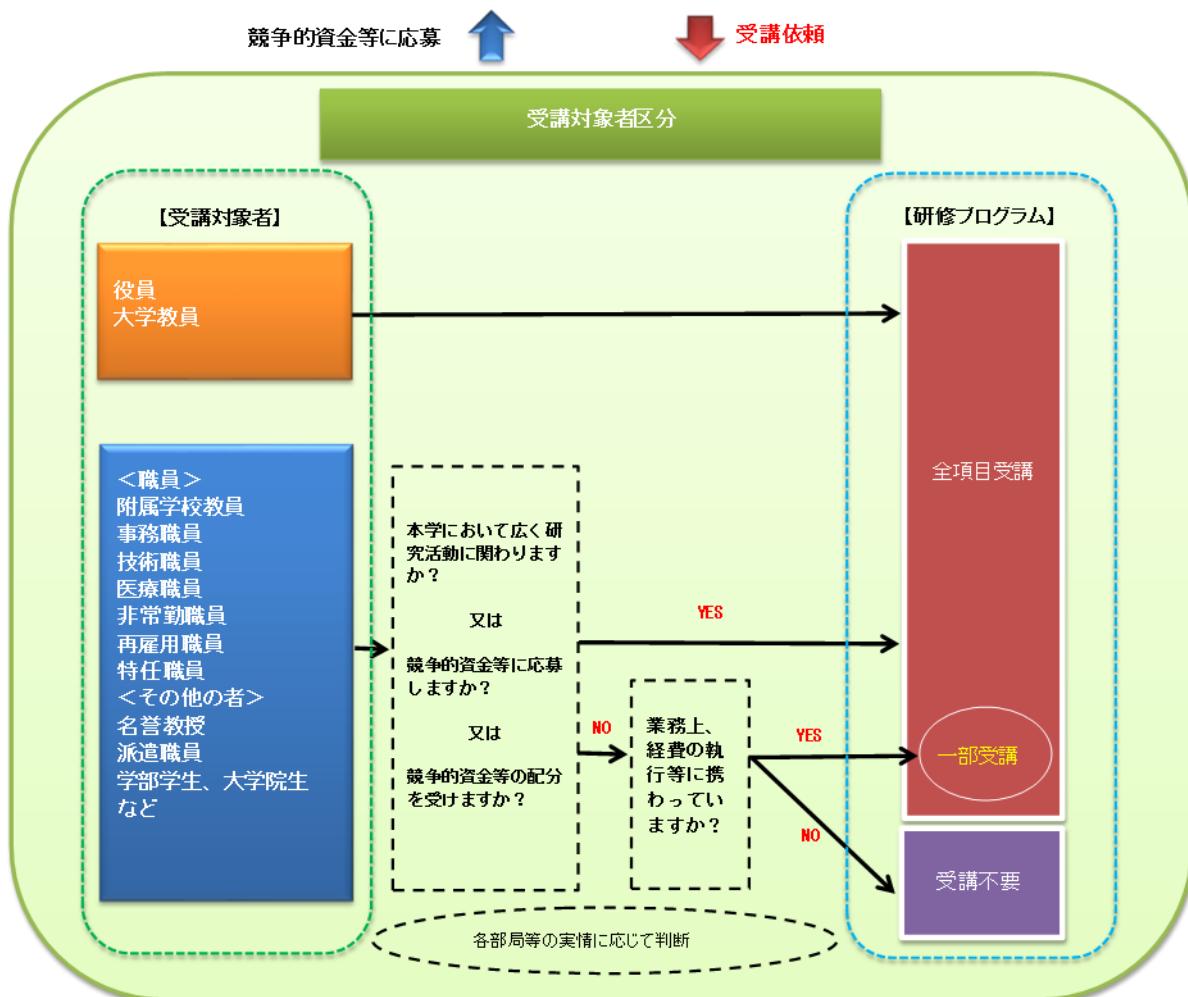
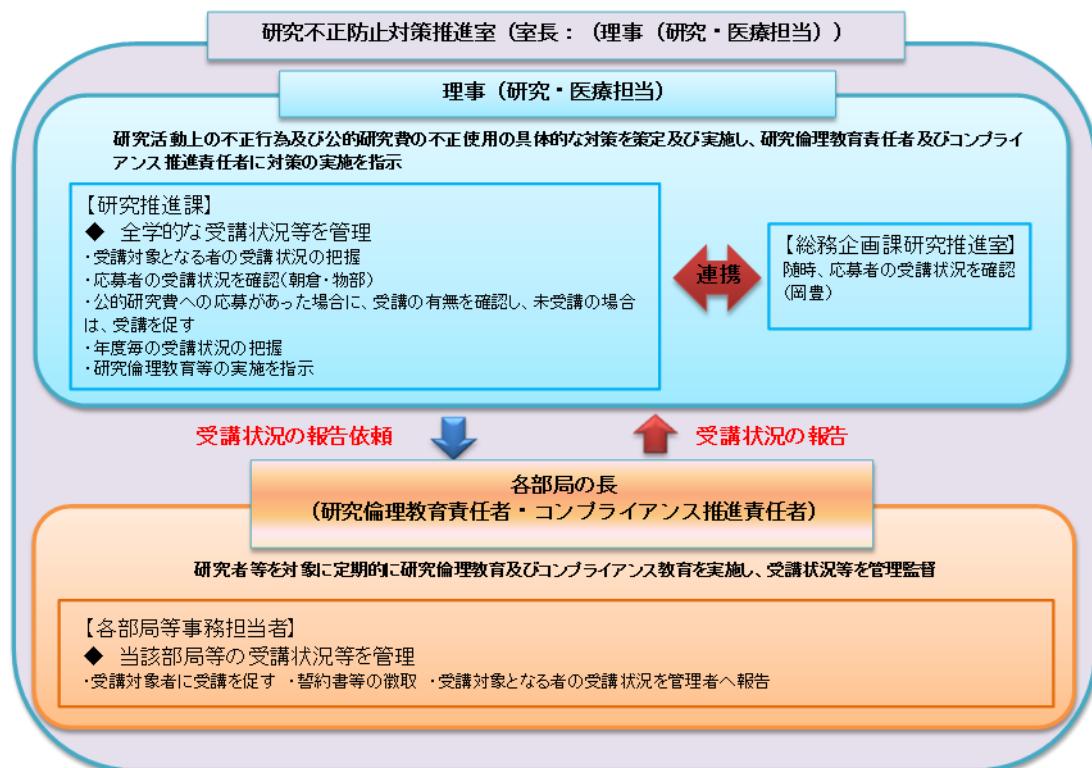
【重視した点】

- ・不正防止対策に関する機関内外に対する責任所在の明確化
- ・不正防止対策の実効性を確保するため、最高管理責任者の下に、総括管理責任者と各部局を統括する責任者を設置し、研究者等へのコンプライアンス教育の実施や適切な公的研究費の管理・執行の指導を実施

国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為、公的研究費の不正使用の防止体制



研究倫理教育等実施体制図



○研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育については、研究不正防止対策推進室の室長である理事（研究・医療担当）が、研究活動上の不正行為及び競争的資金等の不正使用への具体的な対策を策定及び実施し、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示することとなっている。この事務については、研究推進課総務企画課研究推進室が連携して行い、受講対象となる者の受講状況の把握、未受講者への受講の促し、研究倫理教育等の実施の指示、競争的資金等の応募者が受講したか確認等を行っている。

各部局の長（ちょう）（研究倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者）は研究者を対象に定期的に研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を管理・監督することとしており、研究不正防止対策推進室室長に受講状況の報告を行うこととしている。

（3）研究倫理意識の醸成

○研究倫理教育に関する計画等について

高知大学においては、「第3期国立大学法人高知大学中期計画」（平成28年3月）及び「平成28年度国立大学法人高知大学年度計画」（平成28年3月）において、「法令順守に関する目標を達成するための措置」として、「研究倫理教育の義務化など研究倫理の定着に向けた取組を積極的に推進する」としている。中期計画及び年度計画について、役員会、研究推進戦略委員会等で報告された内容は各部局において、教授会、部門会議等により周知徹底されている。

年度ごとに作成する不正防止計画については、平成28年度不正防止計画の場合、平成27年度不正防止計画実施状況報告書を総括管理責任者から学長に報告をするとともに、報告状況を踏まえた平成28年度不正防止計画案を競争的資金等監査室会議が策定して、学長が決定した。不正防止計画については、各部局において教職員等に周知し適正に実施するとともに、定期的に実施状況を確認し総括管理責任者に事業年度終了後に実施状況報告を行っている。

○研究倫理教育の実施方法、受講対象者、受講回数・時期等について

研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用を事前に防止し、研究倫理に関する知識の定着と公的研究費の運営・管理に関して、大学構成員が一体となったコンプライアンス体制の構築と理解促進により、意識の向上を図ることを目的として、「研究倫理教育等実施に関する基本方針」（平成27年3月）を策定し、具体的な研究倫理教育の実施方法、受講対象者、受講回数・時期等を以下のように定めている。

【実施方法】

研究倫理等に関する研修プログラム（テキスト版）「科学の健全な発展のた

めに-誠実な科学者の心得-」(日本学術振興会) (以下「研修プログラムという。」)により実施する。

【受講対象者】

- 1) 役員及び大学教員
 - 2) 上記 1) 以外の者で、以下のいずれかの要件に該当する職員及びその他の者
 - a) 本学において広く研究活動に関わる者
 - b) 競争的資金等に応募する者
 - c) 競争的資金等の配分を受ける者
 - d) 業務上、経費の執行等に携わる者
- ただし、d) に該当する者は、研修プログラムの一部の項目を受講。

【受講回数・時期】

- 1) 研修プログラムは、原則として 1 回受講する。なお、ルールや研究倫理教育等の内容を見直した際、昇任や配置換え及び意識の浸透の度合いなど特定の機会に改めて受講していただく場合がある。
※今後、受講頻度について検討予定。
- 2) 各部局等で特別の事情により、受講が難しいと判断される者（長期出張や長期病休中等）又は新規採用者等については、受講環境が整い次第受講する。

【受講方法】

- 1) 研修プログラムを熟読し受講する。
- 2) 受講状況の管理及び理解度を把握するため、自己点検チェックシートを提出する。
※自己点検チェックシートは、研修プログラムの各章で「理解できた」「まあまあ理解できた」「理解できなかった」のいずれかにチェックを記入する様式となっている。

【部局管理者（各部局等事務担当者）の業務】

- 1) 所掌する部局等の受講状況等を管理する。
- 2) 受講対象者に研究倫理教育の受講を促す（随時）とともに、未受講者に対し対策を講じる。

○受講の管理、理解度の把握について

研究倫理教育の受講については、自己点検チェックシートの提出をもって、完了としている。提出状況をエクセルで作成した管理台帳に記載し、受講の管理を

行っている。未受講者については、部局長からの呼びかけを行うとともに、競争的資金に応募できないようにしている。

理解度の把握については、「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」を熟読した受講後に、自己点検チェックシートを提出していただくことにより理解度の測定及び把握を行っている。

※自己点検チェックシートは、研修プログラムの各章ごとに「理解できた」「まあまあ理解できた」「理解できなかつた」のいずれかにチェックを記入する様式となっている。

なお、理事（研究・医療担当）を委員長とし、副学長（研究担当）、各部局を代表する学系長、センター長、研究国際部長及びその他委員長が必要と認めた者で構成される「高知大学研究推進戦略委員会」において、研究推進の戦略的な企画・立案に関すること、研究倫理教育等の実施やその他全学的な研究推進等環境の整備等に必要な事項等について審議しており、研究倫理教育の充実・改善として、日本学術振興会の e ラーニング（eL CoRE）のサービス等の活用等を含め検討を行っている。

○任意で参加できる研究倫理教育について

参加が義務付けられている上記の研修に加え、平成 27 年度については、以下の研修を実施している。

- ①「研究倫理教育等研修会～研究活動における不正行為・競争的資金等の不正使用防止のために～」（平成 27 年 7 月、朝倉、物部、豊岡の 3 キャンパスで開催）
- ②「平成 28 年度科研費申請に関する講演会」（平成 27 年 7 月に朝倉、物部、9 月に物部、豊岡で開催）

※研究活動の不正行為、不正使用について説明。

○教職員ハンドブック・研究費ハンドブックについて

高知大学では、教職員の教育研究活動や日々の業務を円滑に遂行するために必要な項目の概要を記載する教職員ハンドブックを作成しており、その中で、研究活動上の不正行為や利益相反等についても記載している。また、研究費の使用ルールなどについて明快かつ分かりやすく示した研究費ハンドブックも作成しており、現在は研究費の適切な使用の観点からのハンドブックであるが、研究活動上の不正行為の内容も盛り込む形で、改訂を検討している。

○医学部における研究倫理教育について

医学部では、「高知大学医学部における医学系研究講習登録制度」があり、臨床研究を実施する研究者や関係するコメディカル及び事務職員等に対する教育

を行っている。

「高知大学医学部における医学系研究講習登録制度」とは、人を対象とする医学系研究が、ヘルシンキ宣言及び国が策定した指針等を遵守し、適切に実施されるよう、倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術を習得させることを目的とする制度で、高知大学の研究者は、所定の講習の受講しなければ、研究責任者や研究分担者になれず、研究の許可を出す倫理委員会に申請もできないようしている。

講習については、初回講習と更新講習の大きく 2 つがある。

(1) 初回講習

○種類及び内容

- ・倫理、科学、規制、手順など（0.5 時間×8 テーマ）の講習（年数回開催）
※「臨床研究概論（研究倫理と研究不正）」「研究デザインと統計手法」「研究計画・プロトコル」「データマネジメント、品質管理／品質保証」「臨床研究の実施体制」「法規指針、治験・先進医療・再生医療」「倫理審査委員会・IRB、臨床試験登録」「被験者保護、有害事象対応、安全管理、利益相反」の 8 テーマ。
- ・同内容の e ラーニング（平成 27 年 12 月以降）

○修了の要件

- ・全てのテーマを受講することにより修了とする。
- ・各テーマをそれぞれ異なる日に受講することも可能とするが、1 年以内に全てのテーマを受講完了すること。
- ・講習と e ラーニングを併用して全てのテーマを受講することも認められる。

(2) 更新講習

○種類及び内容

- ・センターが実施する臨床試験セミナー、統計ゼミ、データマネジメントワークショップ、その他講習会等のうち、センターが指定したものを更新講習とする。また、臨床試験関連の学会等が主催する講習及び ICRWeb 等も更新講習として認める。

○資格更新の要件

- ・センターが実施する更新講習のいずれかを受講する。
- ・臨床試験関連の学会等が主催する講習を受講し証明書をセンターに提出する。
- ・ICRWeb 等 e ラーニングの各種講座のいずれか 1 つを受講し修了証をセンターに提出する。

e ラーニングについては、平成 27 年 12 月から、初回講習を録画したものを配信しており、年 1 回以上、見直しを行っている。この e ラーニングでは各テーマ（8 テーマ）の受講後に小テストを課しており、80／100 点以上を取ることにより修了としている。

講習については、タイムリーな内容となるように努めており、倫理指針改正の際にはその変更点などを、全国的な問題が起こった際にはその問題点などを盛り込んで研修を行っている。研究不正関係では、「ディオバンの医師主導臨床研究の不正事案」等を扱った。

有効期限については、初回講習から翌年度末までとなっており、期限内に更新講習を受講することにより当該受講日の翌年度末まで期限が延長される。有効期限内に更新講習を受講しなかった場合には資格は失効し、有資格者として登録されるためには、再度、初回講習を受講する必要がある。

○学生に対する研究倫理教育について

学生に対する研究倫理教育については、指導教員が教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて受講の有無を判断することとしている。

これに加え、入学時のガイダンス等における基本的な研究倫理の啓発、ゼミ研究や卒業研究の導入における研究の実施に必要とされる研究倫理の啓発を行っている。また、平成 29 年からは、理学部（2 学科）が理工学部（5 学科）へ改組を行うに当たり、研究倫理を必修科目にする予定である。

○日本語を母国語としない研究者や留学生等に対する研究倫理教育について

事務局において、個別に「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」と自己点検チェックリストの英語版を配布して対応している。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者に対する研究倫理教育について

事務局において、個別に「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」の熟読による受講と自己点検チェックリストの提出による受講状況の管理及び理解度の把握を行っている。

部局においても、「研究倫理教育等実施に関する基本方針」に基づき、研究者等に受講を周知するとともに、研究倫理説明会等への参加を促し、説明会等に参加できなかった者については、隨時に行動規範や各種ルールの周知を行い、不正防止の啓発を行っている。また、受講状況等を管理監督するとともに、受講対象となる者の受講状況を総括管理者に報告している。

○その他

高知大学の地域連携推進センターでは、月 1 回、ランチミーティングを実施

し、产学官民連携部門、地域連携推進部門、知的財産部門、地方創生推進部門の4部門長、関係事務職員及び地域コーディネータでセンター間の意思疎通を図っている。このランチタイムミーティングにおいて、研究倫理等に関することや不正防止計画についても周知徹底を図っている。

また、医学部附属病院の次世代医療創造センターでは、臨床研究に関する相談などを受け付けている。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示

○一定期間の研究データの保存・開示に関する規程について

高知大学では、「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規則」の第16条「研究者等の順守事項」において、実験・観察ノート等の記録媒体の作成(方法等を含む。)及び保管、実験試料及び試薬の保存、研究データの開示について規定している。

具体的な研究データの保存期間や保存方法等については、高知大学研究推進戦略委員会の下に「国立大学法人高知大学における研究データの保存等に関する検討ワーキンググループ」を設置し、保存又は開示すべき研究データの保存期間、保存方法、異動又は退職時の取扱い、開示等についてのガイドラインを策定している。現在、このガイドラインを踏まえ、各部局において具体的な内容が検討されている。ガイドラインの概要は以下のとおりである。

【研究データの保存】

- ・研究者等は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
- ・部局長は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。
- ・部局長は、当該部局における研究データの管理状況を定期的に点検する。

【保存期間】

- ・研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて各部局において定める。
- ・文書、数値データ、画像等の「資料」については、原則として、当該論文等の成果発表後10年間とする。ただし、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可とする。
- ・実験試料、標本等の「試料」や装置については、原則として、当該論文等の成果発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
- ・法令等や契約等で定めがある場合は、それに従う。

【異動又は退職時の取扱い】

- ・研究者が転出する場合は、保存すべき研究データの保存場所、対象論文名、

連絡方法等を記録し、これを保管することにより追跡可能としておくこと。

- ・研究データを外部へ持ち出す場合は、手続を経た上で持ち出すこと。
- ・保存期間中に改組等により保管が困難となった場合は、関係部局で協議の上、適切な措置を講じること。

なお、医学部では、平成27年11月に「高知大学医学部における人を対象とする医学系研究に係る試料及び情報等の保管に関する標準業務手順書」を作成し、臨床研究に適用している。

○研究データの開示と知的財産権保護の両立等における観点からの取組について

高知大学では、研究データの開示と知的財産保護の両立のため、地域連携推進センター知的財産部門において、論文投稿や学会発表等の前に知的財産権の出願を行うように以下の機会を利用して啓発活動を行っている。

- ・知的財産セミナーにおける説明
- ・研究者との発明相談を行う際に、論文投稿や学会発表等の予定を確認し、発表前に出願を行うことを周知徹底
- ・学生への授業にて説明
- ・全学新任教職員研修にて説明

(5) 特定不正行為の疑惑が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口の体制について

高知大学では、「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」及び「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」において、研究活動における不正行為の疑惑が生じたときの、不正行為の告発の受付から、事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等）までの手続・方法等について規定している。

○秘密保持の徹底について

「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」において、コンプライアンス通報を行った者の保護、個人情報の保護及び秘密保持義務等について規定しており、大学ホームページに不正行為に関する取組専用のバナーを設けて、大学内外に周知・公表している。

関係書類の管理については、「国立大学法人高知大学文書処理規則」に基づき極秘文書として処理し、「国立大学法人高知大学法人文書管理規則」に則して管理している。

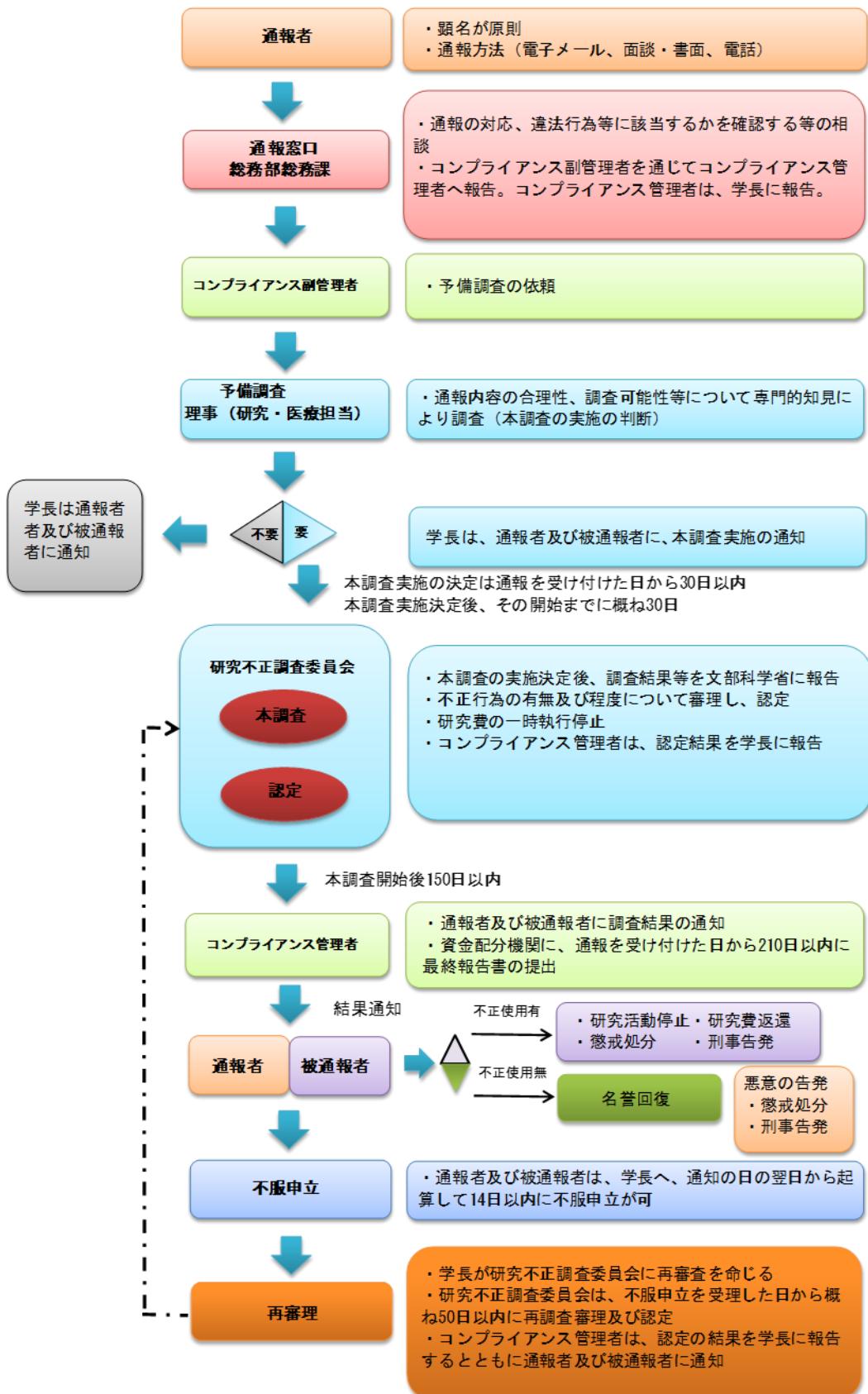
相談・告発を受け付ける場所については、「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」で総務部総務課に設置することとしている。

情報共有の範囲については、「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」に定める手続を実施する機関の責任者に限定される。

○信頼性ある調査への工夫等について

「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」、「国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」及び「国立大学法人高知大学研究不正調査委員会規則」において、研究活動における不正行為の疑惑が生じたときの、不正行為の告発の受付から、事案の調査に関しての手続、本調査委員会の委員、通報を行った者の保護等について規定し、手続の透明性、責任の所在及び通報者保護等を明確にするとともに、大学ホームページに不正行為に関する取組専用のバナーにおいて、大学内外に周知・公表している。

国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為に対する通報等の流れ



5 九州工業大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

九州工業大学では、平成 18 年 8 月に「九州工業大学科学者行動規範」、平成 19 年 10 月に「九州工業大学事務職員・技術職員行動規範」を定めた。九州工業大学科学者行動規範では、①研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに努めること、②自ら高い倫理性を持ち、誠実かつ謙虚に科学研究の遂行に努めること、③責任ある研究を遂行できる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚すること等を謳（うた）っている。

平成 26 年 7 月には、学長が「九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー」を宣言するとともに、「不正防止対策実施計画（平成 26 年度）」を策定した。九州工業大学研究活動等不正防止ポリシーの内容としては、「技術に堪能なる士君子」の養成という開学時の精神を引き継ぎ、学術の発展に貢献する研究を遂行するとともに、我が国の産業発展のため、品格と創造性を有する人材を育成することを基本理念とし、法令等の遵守、研究活動等不正防止のための管理・推進体制の構築、各種規程・運用ルールの整備と公表、不正発見・抑止のためのモニタリング方法の構築と適切な監査の実施、研究活動等不正防止のための研修の実施、研究者としての素養をもつ学生の育成等を謳（うた）い、広く学内外に公表している。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正に関する説明会（平成 26 年 2 月）において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正が予定されている旨説明があったことを受け、学長が従来の不正防止の体制を大幅に強化するという方針を出し、それ以降、両ガイドラインの改正を見据えた組織体制の強化や研究データの保存に関する議論を進めてきた。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」のパブリックコメント時に公開された内容も参考にしつつ、両ガイドライン包含した形で規程案の準備を進め、平成 26 年 8 月に文部科学大臣決定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正内容を確認した上で、平成 26 年 9 月に不正防止に関する規程を制定した。

また、平成 27 年 3 月に「平成 26 年度不正防止実施計画及びリスク別対応計画」の取組状況を教育研究評議会に報告し、同年 6 月に「平成 27 年度研究活動等不正防止対策実施計画」を教育研究評議会にて承認を得た。今後、教育研究評議会に毎年 3 月頃に取組状況を報告、6 月頃に当該年度の実施計画を審議して、PDCA サイクルを回す予定としている。

さらに、平成 26 年度から以下のとおり、大学の中期目標、中期計画及び年度計画に研究不正の防止について記載している。平成 27 年度の年度計画においては、「平成 26 年度に構築した不正防止に関する推進体制及び計画の実施状況の検証を行い、必要に応じて不正の発生をより効果的に防止するための方策を講

する」とし、不正防止に関する取組を改善させていくこととしている。

＜中期目標における研究不正に関する記載＞

平成 22 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～平成 33 年度
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 法人や大学の管理運営、教育・研究等に関連した諸法令等を遵守する。</p>	<p>3 法令遵守等に関する目標</p> <p>大学に関連した諸法令等を遵守し、適正な法人運営を行う。特に、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用を防止する体制を強化する。</p>

＜中期計画における研究不正に関する記載＞

平成 22 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～平成 33 年度
<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 業務に関連した内部監査や学内への周知・啓蒙活動等を通じて、コンプライアンスを徹底する。</p>	<p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <p>② 職員の倫理観を向上させ、研究不正等を防止するため、不正防止ポリシーに則り、「不正防止対策実施計画」及び「リスク別対応計画」の実施結果に対する評価等により適切に P D C A サイクルを推進し、体制整備を進める。</p>

＜年度計画における研究不正に関する記載＞

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 内部監査規程等に基づき、監査を実施するとともに、コンプライアンス意識向上のための啓蒙活動を継続する。また、公的研究費の不正防止計画等に基づいた取組を進める。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 内部監査や学内への周知・啓蒙活動等を通じてコンプライアンスを徹底し、特に研究における不正行為や研究費の不正使用を防止するための方策を講ずる。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 平成 26 年度までの取り組みをもとに、引き続き内部監査や法令遵守に関する啓蒙活動を実施し、コンプライアンスを徹底させる。平成 26 年度に構築した不正防止に関する推進体制及び計画の実施状況の検証を行い、必要に応じて不正の発生をより効果的に防止するための方策を講ずる。</p>

○不正防止等に係る業務の効率的な遂行について（研究活動等の不正防止に関する規程 Q&A 集の作成）

九州工業大学は、3つのキャンパス（戸畠、飯塚、若松）に分かれている。大学の規模は大きいとは言えないため、不正防止業務に従事する職員は限られている。そのため、業務の省力化・効率化を図る必要があることから、研究活動等

不正防止対策室が主導して各部局に指示することにより各部局の負担を軽減しつつ、大学全体の不正防止対策を推進している。

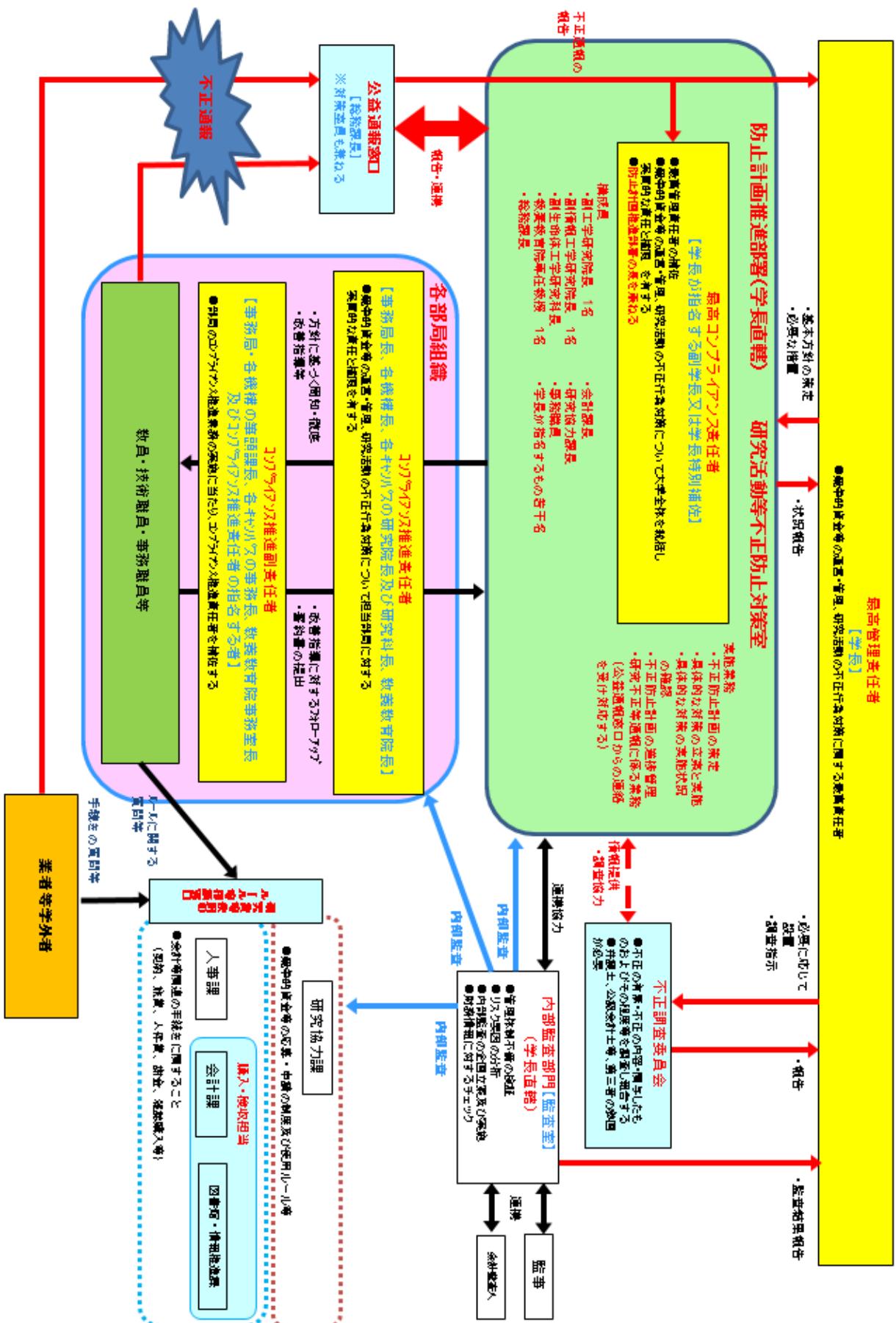
こうした取組の一環として、九州工業大学では、「国立大学九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程 Q&A 集」を作成し、学内グループウェアに掲載し、注意を喚起している。Q&A 集は、後述する研究データの保存の範囲やデータ管理簿の取扱いについて、二重投稿は不正とするのか否か等の部局や研究者が判断に困る部分を中心に、九州工業大学での規程の運用方針を示したものである。規程の運用方針を示すことにより、部局等で判断に迷うことを減らし、全学で統一的な運用を行うことができるとしている。

（2）体制の整備

○責任体制

九州工業大学では、前述のとおり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の両ガイドラインを包括する形で体制整備を進めている。

平成 26 年 5 月、最高コンプライアンス責任者 (CCO) を新たに任命するとともに、学長直轄の室として「研究活動等不正防止対策室」を設置し、専任の事務職員を配置することにより、機関として体制整備を進め、研究活動及び公的研究費両方の不正防止を推進することとしている。不正防止の体制における職位等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」で記載されている名称に準じる形で整備している。体制の概要は以下の図のとおりである。



これまでの体制では、不正防止に関する各種規程、取組の点検や改善が十分ではなかったことから、ガイドライン改正に伴う組織体制の再構築に当たっては、研究不正等の推進者責任者を明確にするとともに、PDCAサイクルに沿った体制整備を適切に実施できる体制を構築することを重視している。

具体的には、研究不正防止を担当する役員（当初は学長特別補佐（コンプライアンス担当）、平成28年4月以降は副学長（研究・産学連携担当））の職を新設するとともに、大学全体の不正防止対策を推進する統括部署（研究活動等不正防止対策室）に専任の事務職員を配置し、業務を行う体制としている。

なお、各責任者の職名については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて設定しているが、その役割には「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の内容を含むものとしている。例えば、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」上の研究倫理教育責任者はコンプライアンス推進責任者がその機能を果たすこととしている。

不正防止に係る体制の各責任者の職名、職務概要は以下のとおりである。

【最高管理責任者】

職名等：学長

職務概要：法人の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として、

本学全体の研究活動等の不正防止の取組を推進する。具体的には、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、最高コンプライアンス責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正防止対策に関する運営・管理が行えるよう、必要な措置を講じる。最高コンプライアンス責任者及びコンプライアンス推進責任者から当該年度の不正防止に関する取組状況等について報告を求め、その進捗状況を把握するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

【最高コンプライアンス責任者（CCO）】

職名等：学長が指名する副学長又は学長特別補佐（コンプライアンス担当）

職務概要：最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、本学の不正防止の推進に取り組む。具体的には、組織横断的な視点で不正防止に係る具体的対策の策定や実施、実施状況の把握を行うとともに、最高責任者に報告する。

【コンプライアンス推進責任者】

職名等：各機構長、事務局長、各キャンパスの研究院長及び研究科長

職務概要：各機構、事務局、各キャンパスにおける研究活動等の不正防止について実質的な責任と権限を持つ者として、不正防止の推進に取り組む。

具体的には、最高コンプライアンス推進責任者の指示の下、掌理する部局等における不正防止対策の実施及び実施状況の確認、不正防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督、研究活動等の取組のモニタリング等を実施する。

【コンプライアンス副推進責任者】

職名等：各機構、事務局の事務部門の課長、各キャンパスの事務長及びコンプライアンス推進責任者が指名する者

職務概要：コンプライアンス推進責任者から指示、委任された範囲で担当する部局等の不正防止に関する運営・管理に取り組む。

○研究活動等不正防止対策室

九州工業大学では、大学全体の研究活動等の不正防止対策について組織横断的な視点で取り組み、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を把握する業務を行う統括管理部署として、「研究活動等不正防止対策室」を設置している。

研究活動等不正防止対策室は、学長（最高管理責任者）直轄の組織であり、学長が指名する副学長又は学長特別補佐（最高コンプライアンス責任者）を室長とし、副工学研究院長の中から推薦された者 1 名、副情報工学研究院長の中から推薦された者 1 名、副生命体工学研究科長、教養教育院に所属している専任教授の中から推薦された者 1 名、総務課長、会計課長、研究協力課長、事務職員（専任）及びその他学長が必要と認めた者から構成される。

具体的な業務としては、不正防止計画や行動規範の策定・周知、不正防止に係る体制の整備や規則等の制定改廃、不正防止のための教育の計画立案、教育コンテンツの作成及び教育の実施、具体的な対策の立案と実施、不正防止計画の進捗管理、研究不正等通報に係る業務等となっている。

○研究倫理教育の実施体制

前述のとおり、研究活動等不正防止対策室において、研究活動不正防止のための教育の計画立案、教育コンテンツの作成及び教育の実施に関する業務を行うこととしている。また、各機構、事務局及び各キャンパスにおけるコンプライアンス推進責任者は、最高コンプライアンス責任者の指示の下、部局等の構成員に対する不正防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督を行うこととしている。

教員等の研究倫理教育については、「九州工業大学における不正防止教育実施要領」に基づき、CITI Japan プロジェクトの e ラーニングを利用し、平成 26 年度に全学一斉の不正防止教育を実施した。九州工業大学では 3 年ごとに全学一斉の不正防止教育を実施することとしており、次回は平成 29 年度に行う予定である。

新規採用の教職員等については、研究活動等不正防止対策室において、人事データを基に、「研究倫理教育」と大学としての不正防止に関する規程や研究費等の執行のルールについて教育するための「コンプライアンス教育」の受講の要否の一時判断をした上で、実際の業務実態と受講すべき教育の内容に齟齬（そご）がないかどうかを各部局に確認した上で、研究活動等不正防止対策室から該当する教職員等に研究倫理教育受講の通知を行っている。なお、「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」の両方を研究活動等不正防止対策室が主体となり実施することにより、受講状況を一元的に把握するとともに、部局事務担当者の業務負担の軽減を図っている。

なお、学生向けの研究倫理教育については各部局で実施し、実施状況の点検を教育企画室が実施している。

（3）研究倫理意識の醸成

○不正防止教育実施方針

九州工業大学では、平成 26 年 5 月に「九州工業大学研究活動等不正防止教育検討ワーキンググループ」を設置（平成 27 年 4 月に所期の目的を達成したため、同ワーキンググループを廃止）し、不正防止のための教育計画、教育コンテンツの作成・選定等について検討を行うとともに、平成 26 年 7 月に「不正防止教育実施方針」、平成 27 年 6 月に「不正防止教育実施要領」を策定し、これに基づき研究倫理教育を実施している。

平成 26 年 7 月に策定した「不正防止教育実施方針」の主な内容は、以下のとおりである。

- ・受講状況の把握、理解度の確認等を行う必要があるため、e ラーニング方式で実施する。
- ・業務や実態に即して受講者リストを作成し、受講者リストを基に教育を実施する。
- ・CITI Japan プロジェクトが提供している研究倫理教育教材を受講する。教育コンテンツは科学技術振興機構が採択者に必要としているものに準じて設定する。
- ・受講完了時に内容を理解した旨、規則等を守る旨の誓約書を提出する。

○教職員に対する研究倫理教育について

教育職員、技術職員、研究職員等の研究活動に携わる職種の者に対し、研究活動等の不正行為等を教育する「研究倫理教育」と、大学としての不正防止に関する規程や研究費等の執行のルールについて教育するための「コンプライアンス教育」の 2 種類の教育を実施している（コンプライアンス教育については、研究活動に携わらない事務職員等全ての本学職員が受講している）。

「研究倫理教育」については CITI Japan プロジェクトの e ラーニング教材

(CITI Japan プロジェクトの e ラーニングの基盤コース)、「コンプライアンス教育」については大学独自で作成したコンテンツを大学の e ラーニング環境に載せ、受講対象者に受講させている。どちらの教育も、コンテンツの閲覧後に理解度を問う確認問題が設定されており、一定の水準に達しないと修了とならないため、理解度については教育の修了をもって一定の水準を担保できるようになっている。また、管理者においては e ラーニングシステムを通じて、受講対象者の受講状況も隨時確認できるようになっている。

e ラーニング以外の取組としては、科研費説明会の際に、不正行為の防止について、説明を行っている。

なお、独自に作成したコンプライアンス教育の主な内容は、以下のとおりである。

- ・ガイドラインの制定及び改正のポイント
- ・不正防止に関する取組の概要（規程等の位置付け、研究活動等不正防止ポリシー等）
- ・不正防止に関する規程の説明
- ・会計等ルール 等

○学生に対する研究倫理教育について

学生に対する研究倫理教育は、研究活動等不正防止ポリシーや「研究活動等不正防止対策実施計画（平成 26 年度）」を踏まえ、平成 26 年 11 月に教育企画室にて学生向け研究倫理教育の実施計画を策定した。学年の進行に応じた段階別の教育が効果的ではないかと考え、「啓蒙（けいもう）→導入→講義→実践」という階層別の教育計画としている。また、平成 27 年 3 月に 1 年生向け教材を審議・決定するとともに、同年 7 月に 2~3 年生向け教材及び実施方法を審議・決定した。

平成 27 年度においては、この実施計画に基づき、学部 4 年生及び大学院生については所属する研究室のゼミ等で研究倫理教育を行うとともに、平成 27 年 10 月からは、各学年別に作成した教材を用いた学部 1~3 年生向けの教育も始め、講義、実験、オリエンテーションで実施した。

(学生向け研究倫理教育の実施計画)

学年	区分	内 容	資料
学部1年生	啓蒙	オリエンテーション、新入生研修等で実施（15分）	科学技術振興機構パンフレット
学部2年生	導入	オリエンテーションや実験科目等で実施（30分）	スライド資料
学部3年生	講義	オリエンテーションや実験科目等で実施（30分）	スライド資料
学部4年生	実践	研究室（ゼミ）での指導 ◎卒業論文作成（90分）	科学技術振興機構パンフレットやスライド資料の他、学科（専攻）、研究室、専門分野等の事情に対応した資料を用いる。
大学院生		研究室（ゼミ）での指導 ◎修士論文作成（90分） ※他大学からの進学者・留学生等を考慮し、共通的な理解を促すため、新入生オリエンテーションにおいても実施する。	

また、研究活動等不正防止対策室では、年度末に研究倫理・不正防止教育実施報告書を教育企画室より提出させ、教育の実施状況を点検している。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○基本的な考え方

九州工業大学では、保存する研究データ、研究データの保存期間や管理方法、異動・退職時の研究データの取扱い等について、「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」（平成26年9月）にて定めている。

一定期間の研究データの保存・開示に関する基本的な考えとしては、研究分野ごとに保存すべき研究データや保存すべき年限等に差があり、大学として全ての分野で問題ない保存ルールを定めるのは困難という判断から、当該分野において第三者から研究不正等の疑義の指摘があった際に適切に検証（説明）可能なものを当該研究者が適切に保存する主旨で規程化し、大学として適切なデータ保存を実現しようとしている。

○一定期間の研究データの保存・開示に関する規程整備の経緯

九州工業大学では、平成26年3月に「九州工業大学研究データの保存期間及び公開検討ワーキンググループ」を設置し、保存すべき研究データの範囲、研究データの保存期間や管理方法、公開に関する考え方等について検討が行われた。ワーキンググループは学長が指名する副学長を委員長とし、委員としては各研

究院の副研究院長、副生命体工学研究科長、各研究院及び研究科から推薦された教育職員等で、各研究院の意見の反映や、学生の研究データの保存・開示についても議論ができる体制となっている。

平成 26 年 7 月に研究データの保存は原則 5 年とする等の検討結果を学長に答申した（答申後、ワーキンググループを解散）が、平成 27 年 3 月に日本学術会議から「科学研究における健全性の向上について」が公開され、研究データの保存期間は原則 10 年（試料等は原則 5 年）という提言がなされたことを受け、研究活動等不正防止対策室にて再度、研究データの保存期間について検討を行い、以下の点から、現時点では保存期間のみ延長するような規程の改正を行うことの是非については判断できないことから、現行のままの運用を続けることとした。

- ・5 年という研究データの保存期間は、厚生労働省及び文部科学省が制定する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の基準も参考に、九州工業大学の規模でできる対策について大学として十分に検討した上で定めたものであり、保存期間を 5 年としたことについて、妥当であると考える。
- ・九州工業大学の規程では、職員の退職後も当該職員が保管していた研究データのオリジナル又はコピーを大学として引き継いだ上で、保存期間終了日まで保存することとしており、仮に保存期間を延長した場合、保存スペースに関するコストの増加だけでなく、大学が退職者から引き継いで管理している研究データの適切な保管・廃棄に関する管理業務のコストが著しく増えることが考えられ、九州工業大学の予算規模・人員の体制では負担が重くなる可能性がある。
- ・現規程に基づくデータ保管に関する運用は、平成 26 年 9 月から始めたばかりで、運用における問題点、課題等を抽出できるほど十分な運用実績がなく、現時点で、単に保存期間のみを延長するよう規程の改正を行うのが良いかの判断ができる状況ではない。

ただし、今後の留意点として、主に以下を挙げている。

- ・現規程の制定により保管対象となった研究データの保存期間が満了する前までに、保存期間延長に関する議論を再度行い、結論を出すこと。
- ・現規程のまでの運用継続に当たっては、将来の議論に資するため、「研究データの増加量」、「データの保存に必要な保管スペース」、「適切な保管・廃棄に係る人的作業量」等に着目しつつ、運用における問題点、課題等の抽出に必要な情報を集めること。

このように、九州工業大学では、早期に議論を開始し、データの保存・管理に関する対応方針を定めるとともに、PDCA サイクルを意識し、取組を進めてい

くこととしている。

○保存する研究データ

「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」において、研究データを「実験の生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び実験のために使用するプログラム等、外部に発表する論文及び研究成果（以下「研究成果」という。）を導出するために必要とした各種データ等」と定め、保存対象とする研究データについては、「構成員及び学生が外部に発表した研究成果に関するもの」で、構成員の研究成果に関する研究データとしては「不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正がないことを証明することができると考えられるもの」を構成員が自ら判断し、学生の研究成果に関する研究データについては、構成員の研究成果に関する研究データの保存対象を踏まえ、「指導教員の責任のもと、決める」こととしている。

○研究データの保存期間

研究データの保存期間については、「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」において、研究成果の発表時点から原則 5 年としている。ただし、研究分野の特性により、5 年を超えた保存期間の設定が必要な場合については、研究成果の発表時点で構成員が自ら期間を定めることができること、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めること、共同研究や外部から研究データを受領（じゅりょう）するに当たってデータの保存期間に関する契約や定めが別途ある場合については契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めること等を規程に定め、5 年以外の保存期間を設定できることとしている。

○研究データ保管管理簿

構成員の研究データについては、個々の構成員単位で「研究データ保管管理簿」（以下「管理簿」という。）に、研究成果を発表した都度、情報を追記して管理することとしている。また、学生の研究データについては、指導教員の研究室単位で管理簿に、指導教員の責任のもと研究成果を発表した都度、情報を追記して管理することとしている。

コンプライアンス推進責任者は、掌理する部局等における管理状況を定期的に確認し、適正に研究データが保存されていることを確認し、状況を最高コンプライアンス責任者に報告することとしている。

このように、九州工業大学では、研究者が発表した成果に関する研究データが、どのような形態で、どこに保存しているかを管理簿に記入させることで、研究データの「見える化」を行っているとともに、機関としてそれらの保管状況を定期

的に確認し、把握できる体制を構築している。

管理簿については、研究成果を外部に公表したタイミングで、発表や成果の根拠となったデータ（発表のために加工されたデータだけではなく、そのオリジナルデータも含む）、資料等の取りまとめを行い、どこでどのように保存しているかを記録するものであり、研究データの保存期間についても、あらかじめ決めておき、記載している。管理簿には、主に以下の項目を記載することとなっている。

- ・発表テーマ・タイトル
- ・発表会議名等
- ・発表日
- ・保存期間
- ・データ破棄予定日
- ・データの保管場所等
- ・保存する研究データ等
- ・データ破棄日

管理簿は、データの種別ごと（実験ノート、実験データ、写真等）に記載すると管理負荷が膨大になるため、「保存期間」や「データの保管場所等」のくくりで整理することが望ましいとしている。また、そのときに記載するデータの取扱いの大きさについても、余り細かく記載することは求めず、「論文原稿」、「実験データ」、「撮影写真」等を大きくくくりで記載することも認めている。こうした取扱いについては、研究者の負担が過重にならないよう考慮しているためである。

また、指導教員の責任のもと学生が発表した研究成果に基づくデータについても管理簿に記載させているが、これらの作業を通じて学生の研究倫理意識の醸成にも寄与しているとしている。

さらに、管理簿は、毎年、各部局での収集・点検を行った後、点検結果を研究活動等不正防止対策室でも確認することとしており、日常的に研究データの保存ができているかどうかの点検を大学として行っている。

なお、新たに採用され構成員となる者の採用前の研究データについては、成果の発表から保存期間を経過していないものについては、管理簿に記載し、管理・保存を行うこととしている。

○転出又は退職する研究者が保有する研究データについて

転出又は退職する研究者が保有する研究データについては、「研究データ引継ぎ等証明書」（以下「証明書」という。）を作成の上、原則として九州工業大学において管理・保存することとしている。

証明書では、全ての研究データを九州工業大学に残すか、一部又はすべての研究データの持ち出しを行うかを選択し、コンプライアンス推進責任者が指名す

る確認者が引継ぎを行い、証明書にサインすることとしている。さらに、確認者がサインした証明書は、最高コンプライアンス責任者、研究活動等不正防止対策室、当該部局のコンプライアンス推進責任者及び副責任者が決裁を行うこととしており、各部局だけでなく、研究活動等不正防止対策室も研究データの引継ぎに関与することにより、対応を徹底している。

転出又は退職する研究者が他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを持ち出したい場合については、管理簿及び証明書を基に作成した持ち出しデータのリストを最高コンプライアンス責任者に申請し、その承認を得て持ち出すことができるとしている。ただし、この際にも持ち出すデータは複製を作成し、オリジナル又は複製を九州工業大学に残すこととしている。また、複製が難しい研究データについては、その取扱いについてコンプライアンス推進責任者と個別に協議し、決定することとしている。

また、転出又は退職する研究者が保有する研究データの引継ぎに関する具体的な方法については、コンプライアンス推進責任者が部局等における取扱いについて、あらかじめ決めておくこととなっている。

なお、転出又は退職する研究者が残し、九州工業大学が継続して管理・保存する研究データについては、あらかじめ決められた保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄すること、研究データは研究者個人のアイデア及びノウハウ等が含まれるものであることから、研究データの管理・保存に係る業務又は不正行為等の調査以外には使用しないことを規程に明記している。

○運用について

一定期間の研究データの保存・開示に関する規程の運用については、前述の研究活動等の不正防止に関する規程 Q&A 集で定めている。Q&A 集では、学生の学位論文における研究データの保存の範囲、研究成果有体物の考え方、データ保管管理簿に記入が必要な範囲等について言及しており、学内での統一的な運用や業務の効率化が図られている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○告発や相談を受け付ける窓口について

告発や相談を受け付ける窓口については、「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」にて、告発を受け付ける窓口を総務課長、研究活動等不正行為全般の相談窓口を研究活動等不正防止対策室と定めている。また、研究費の不正使用に関する相談窓口については、図書の購入や補助員等の雇用に関してなど、受付内容ごとに窓口を設けている。こうした窓口については、大学ホームページにおいて公開し、学内外に広く周知している。

告発の受付窓口については、競争的資金等の不正使用と、研究内容の不正の窓口を一本化することで、外部の方からわかりやすいようにしている。

○告発の取扱いについて

告発については、規程にて、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとし、原則として顕名で、不正行為等の存在を客観的な根拠とともに示されるもののみを受け付けることとしている。なお、匿名の場合は、客観的な根拠などの条件が満たされた場合、顕名に準じて処置することとしている。

告発があった場合、その情報については、最高管理責任者、最高コンプライアンス責任者、関連部署のコンプライアンス推進責任者、統括管理部署（研究活動等不正防止対策室）、不正調査委員会委員、その他最高管理責任者が指名するものに共有される。この共有の範囲は、最高管理責任者（学長）及び予備調査や本調査に当たる者である。なお、関係書類の管理については、研究不正関係の統括管理部署である研究活動等不正防止対策室で行うこととしている。

○秘密保持

告発の内容及び通報者の情報については、秘密保持を徹底する旨が規程で定められており、調査関係者以外には漏洩（ろうえい）しないようになっている。また、悪意（他者を陥れる目的）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対して不利益な取扱いは行わないことを規程で定めている。

秘密保持の周知については、大学ホームページに関連規程を掲載するとともに、学内グループウェアにおいて、「研究活動の不正防止について」のグループを設け、秘密保持を含め、不正防止に関する事項全般をいつでも確認できるようにしている。

（6）その他

九州工業大学では、作成した論文が本人の意図しないところで他者の論文等とほぼ同様の内容になり、剽窃（ひょうせつ）の疑いを受けることなどを未然に防ぐことができるよう、他者の論文とどれくらいの類似度かを判定できる剽窃（ひょうせつ）検知・独自性検証ツールである（iThenticate）を導入し、研究者に対し提供している。

研究者は自らが提出しようとする論文や、自らが指導する学生の論文を学術雑誌や学術会議に提出する前に、事前のチェックを行い剽窃（ひょうせつ）の疑いを受けるリスクを減らすことができるようになっている。また、こういったシステムを提供し、研究者に利用してもらう環境となっていることが、常日頃から剽窃について意識することにもつながり、機関全体の研究倫理意識の醸成に役立つとしている。

また、不適切なオーサーシップ及び二重投稿については、「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」で不適切行為としてい

るが、これらについての考え方を補足するため、平成 27 年 4 月に「研究成果を適切に発表するための指針」を定めている。

6 和歌山県立医科大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

和歌山県立医科大学の教育理念は医学及び保険看護学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高邁（こうまい）な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与するとしている。

和歌山県立医科大学では、平成 26 年 8 月に出された文部科学省の「研究活動における不正行為防止への対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の基本的な考え方方に沿い、研究不正が起こりにくい環境をつくり、研究機関及び大学として責務を持って研究不正の防止等に取り組むことを目的として、「和歌山県立医科大学における研究不正防止計画」（以下「研究不正防止計画」という。）について医学部長など十数名のメンバーにより構成する検討会により議論した後、教育研究審議会での審議を経て平成 27 年 8 月 31 日に策定している。

この研究不正防止計画の前文では、大学の研究不正防止に係る理念を次のとおり記述している。

「研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為である。研究活動の不正行為への対応は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図っていく必要がある。国のガイドラインに対応し、大学において研究不正が起こりにくい環境をつくり、大学として責任を持って研究不正の防止等に取り組むことを目的として、和歌山県立医科大学における研究不正防止計画を以下のとおり定める。」

この理念に基づき、研究不正防止計画をガイドラインに記載された国の要請事項に対応する形で、次の五つの章立てにより取組内容を明確化し構成している。

- 1 組織としての責任対体制の確立による管理責任の明確化
- 2 若手研究者の自立した研究活動の推進
- 3 不正行為を抑止する環境整備
- 4 一定期間の研究データの保存・開示
- 5 特定不正行為の告発の受付、事案の調査

なお、和歌山県立医科大学では、職務執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する県民等の信頼を確保することを目的とする「公立大学法人和歌山県立医科大学職員倫理規程」を平成 18 年 4 月 1 日付けで制定しており、また平成 24 年 5 月には「公正な職務の執行」、「職務や地位の私的利用の禁止」、「疑惑や不信を招くような行為の禁止」

などを定めた「和歌山県立医科大学職員倫理規程に基づく行動規範」を策定している。

（2）体制の整備

○責任体制

和歌山県立医科大学では、体制を整備するに当たって、研究者自身の規律を基本としながらも、大学が自らの責務として研究不正を防止する実効性を確保することを重視し、最高責任者等それぞれの責務と役割を明記するとともに、通常の研究業務等に係る指導体制と重なるよう研究不正防止計画において責任体制を明確にしている。特に、研究不正防止計画推進副責任者である各所属長等の役割として、所属内研究者の研究倫理教育の受講管理を行うこと並びに若手研究者に対して適切な支援、助言を行うためのメンターや研究データ管理者を任命することを規定し、管理責任を明確化している。

なお、当計画では、研究不正が起きた場合に、下記の各責任者が管理監督者として著しく適正を欠いていた場合は、懲戒処分の対象とする旨を定めている。

具体的な責任体制は以下のとおりである。

【研究不正防止計画推進最高責任者】（以下「最高責任者」という。）

学長・理事長

（役割） 法人全体を統括する権限と責任を有する者として、当計画を実施するためには必要な措置を講じるとともに、同計画で定める各責任者が責任を持って計画を推進できるよう、適切にリーダーシップを発揮すること。

【研究不正防止計画推進責任者】（以下「推進責任者」という。）

医学部長、保健看護学部長 及び助産学専攻科長

（役割） 最高責任者を補佐し、当計画の推進を統括する実質的な責任者として、自己の管理監督又は指導する部局等において当計画を推進すること

【研究不正防止計画推進副責任者】

各所属長等

（役割） 自らが所管する所属における研究不正防止の責任者として、当計画を推進し、本学に雇用されて研究活動に従事する者及び本学の施設や設備を利用して研究活動に携わる者（以下「研究者等」という。）を把握・管理すること。

○研究倫理教育の実施体制

各所属において研究倫理教育を統括する者として研究倫理教育責任者を置き、推進副責任者をもってこれに充てている。

なお、研究倫理教育責任者は、各所属の研究倫理教育の受講が必要な者を把握し、受講させる任務を負っている。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

和歌山県立医科大学では、「和歌山県立医科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」の規定により、通報窓口を危機対策室（理事長直轄）と定め、通報等を受け付けたときは速やかに最高管理責任者である理事長に報告することとしている。

また、組織内においては、不正防止推進部署である研究推進課と連携しながら対応することとしている。

（3）研究倫理意識の醸成

○研究者等に対する研究倫理教育について

和歌山県立医科大学では、研究不正防止計画に基づき、研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究を推進するために研究者等に求められる倫理規範を習得させるための教育を実施することとしている。

なお、当大学は医学部、保健看護学部及び助産学専攻科の 2 学部 1 専攻科体制であり、学部等ごとの計画は定めておらず、機関全体の計画により実施している。

<e ラーニングについて>

研究活動を行い、論文を発表する、あるいは発表を予定している全ての研究者等（学内助教、特別研究員、研修医、学長特命教員、非常勤講師、大学院生、博士研究員、大学院研究生、大学院準備課程の大学生及び所属等で研究を行う看護師、薬剤師等を含む。）を受講対象とし、CITI Japan プロジェクトの e ラーニング講座「責任ある研究行為：基盤編」（12 単元）を履修させている。

研究支援人材については、「研究者を補佐し、その指導に従って研究に従事する者」であり、当大学の計画における研究者等（大学に雇用されて研究活動に従事する者及び大学の施設や設備等を利用して研究活動に携わる者）に含まれているため、研究者等と同様の履修を義務付けている。平成 28 年度においては、研究者、研究支援人材と合わせて 798 名が受講している。

<セミナーについて>

臨床研究センターでは、人を対象とする医学系研究で用いられる情報及び当該情報に係る資料並びに人体から取得された試料を適切に取り扱い、研究を実施する観点から、人対象データ管理者セミナーを定期的に実施し、例えば臨床研

究におけるモニタリングや研究データの管理やチェックリストの作成に関する内容で研修を行っている。

<講習会（講義）について>

保健看護学部生に対して、平成 27 年度は 3 年生の「疫学」の中で、平成 28 年度は「保健看護研究Ⅰ」の中で研究倫理に関する講義を行うとともに、3~4 年生にかけての少人数ゼミ形式で行う「保健看護研究Ⅱ」において、個々の教員から研究倫理に係る個別指導を実施している。

また、助産学専攻科においても、平成 27 年度から「助産学研究」の中で研究倫理に関する講義を行っている。

<その他の教育について>

以前から、講座内において先輩の研究者がキャリアの浅い若手研究者を指導しており、その延長線上で現在 78 名のメンターを各所属に配置している。若手の研究者に対しては外部委員を入れた研究評価を実施し、そのフォローや個別指導など行っていることや論文の相互チェックを行うなどの取り組みも行われている。

また、独自の学内競争資金を予算措置し、学内での研究課題を募集してコンペを実施している。その応募の条件は複数の研究室の研究者が参加することになっており、研究者の交流が円滑に行われるような配慮もなされている。採択された課題は 2 年後に研究期間経過後、その成果を学内の全教授が出席する場でプレゼンすることになっている。このような取り組みにより研究室間の連携が図られている。このような制度は、15 名の教授で構成する研究活動活性化委員会で、研究支援の方法や横断的なプロジェクトの実施などの議論を経て組み立てたものである。

また、公的研究費の不正防止と研究活動における不正行為の防止に関するガイドブックを作成して、研究者に配布している。

○履修管理・理解度の把握について

履修管理は、CITI Japan プロジェクトの e ラーニングを教材としていることから、この受講管理システムにより管理がされている。また、理解度の把握については、CITI Japan プロジェクトの e ラーニングにおける単元ごとのテストの合格基準である正解率 80%以上の履修完了を持って受講者の一定の理解度を確認・把握している。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

日本語を母国語としない研究者や留学生等が在籍する場合、CITI Japan プロジェクトの e ラーニング英語版により受講をさせている。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

他機関所属の研究者が和歌山県立医科大学の施設を利用して研究を行う場合、一義的に当大学の研究倫理教育を受講するよう指導しているが、自らの研究機関において受講済みであるとの本人からの申出を確認し、研究倫理教育の必要性を判断している。

○学生に対する研究倫理教育について

大学院生、博士研究員、大学院研究生、大学院準備課程の大学生及び所属等で研究を行う看護師、薬剤師等を含む。) については、上述のとおり研究者と同様に、CITI Japan プロジェクトの e ラーニング講座「責任ある研究行為：基盤編」(12 単元) を履修させている。

学生についても、研究者として必要な基礎的素養を習得できるよう研究倫理教育を実施しており、医学部生に対しては、研究不正防止のガイドラインが出るよりも前に、教育研究開発センターで検討を行い、平成 26 年度から基礎配属中の 3 年生に CITI Japan プロジェクトの e ラーニング「責任ある研究行為：基礎編（生命医科学系）」及び「人を対象とした研究：基礎編（HSR）」を受講させている。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

和歌山県立医科大学では、論文等の形で発表した研究成果のもととなった実験データ等の研究資料及び試料等の有体物（以下「研究データ」という。）の保存・管理等については、「研究不正防止計画」及び「研究データの保存及び管理に関する規程」において、以下のとおり定めている。

なお、人を対象とする医学系研究で用いられる情報及び当該情報に係る資料並びに人体から取得された試料（以下「人対象研究データ」という。）の保存・管理については、「人を対象とする医学系研究に係る情報等及び試料の保存及び管理に関する規程」を別に定め管理している。

＜研究データの範囲、保存期間＞

具体的な研究データの保存期間については、実験データ（紙媒体、画像、電子データ等）等の研究資料は、当該論文等の発表後少なくとも 10 年間の保存を原則とし、有体物（実験試料や標本等）は、当該論文等の発表後少なくとも 5 年間の保存を原則としている。

なお、研究データにおいて保存・管理のためのコストが多大なもの（生物系試料等）、医療分野や社会調査など、データの取扱いに別段の定めがあるもの、特定のプロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め

等があるもの、個人データ等、その取扱いに法的規制があるもの、その他、保存・管理のためのスペースが膨大になる等、社会通念上やむを得ない理由があるものについては研究不正防止計画で定める保存期間よりも早期に廃棄することができるとしている。

また、人対象研究データについては、情報等とは、「研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって人対象医学系研究に用いられるもの（死者に係るものを含む）」とし、試料とは「人体から取得された血液、体液、組織、細胞、排泄（はいせつ）物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって人対象医学系研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）」を研究データとして定義し、情報等の最短保管期間は、原則として当該情報等を使用した論文等の発表後10年間、試料の最短保管期間は、原則として当該試料を使用した論文の発表後5年間、論文等の発表で使用しなかった試料及び使う予定のない試料、保存が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）は、保存及び管理の対象外とするなど、人対象研究データについても、研究不正防止計画及び研究データの保存及び管理に関する規程と同様の考え方によって規定されている。

<データ管理簿の作成>

和歌山県立医科大学では、所属する研究者等が、論文を発表したとき又は研究が終了したときのいずれかの早い時期において、論文等の名称又は研究名、当該論文等の発表日又は研究終了日、関係する研究データの名称、内容詳細及び当該研究データの保存場所等を明記したデータ管理簿を作成しなければならないこととしている。

また、研究データ管理者は所属する研究者等のデータ管理簿を取りまとめ、毎年度事務局にその写しを提出することとしている。

なお、研究データの保存状況を確認するためのチェックシートに次のチェック項目を定め、各所属等に配置した研究データ管理者による定期的な確認を義務付けている。

- ① データ管理簿に記載のとおり保存されているか。
- ② 開示できる状況で保存されているか。
- ③ 盗難や紛失がされないよう管理されているか（鍵のかかる部屋での保管、関係者以外は入室できない部屋での保管等。）。
- ④ 研究のデータベースは、パスワード等が設定され、限られた人のみアクセスできる状態か。
- ⑤ 研究のデータベースの変更履歴が判別できるよう保存されているか（処理前後のデータ及び観察記録を常に対比できる（トレーサビリティを確保するよう努めている）。）。

⑥ データの適切なバックアップをとっているか。

研究データの管理簿は、各規程に沿って 2 種類あり、ひとつは論文等の研究成果のもととなった実験データ等の研究資料及び有体物を対象とする「研究データ管理簿」であり、不正防止対策推進部署である研究推進課が担当、もう一方は研究倫理審査の必要な研究である人を対象とする医学系研究に関する「人対象研究データ管理簿」となっており、臨床研究センターが担当している。

人対象研究データ管理簿は、論文を発表したとき又は研究が終了したときのいずれかの早い時期に人対象研究データ管理簿を作成し、その写しを提出することが義務付けられている。人対象研究データについてもチェックリストを用いてデータの保存及び管理状況を確認するように定められており、その写しの提出が義務付けられている。

なお、「人研究対象データ管理簿」を事務局に提出している場合には、「研究データ管理簿」の提出は不要として、補完的に使用している。

<研究データの管理>

研究データの管理においては、研究不正防止計画推進副責任者（所属長等）が各所属の研究者のうちから 1 名以上を研究データ管理者にすることとしており、現在 78 名のデータ管理者が、研究者等に研究データを適切に保存・管理せらるよう努めるとともに、保存・管理状況等を任命者に文書又は口頭で報告することとしている。

具体的には、所属等において、研究者等に研究データを適切に保存・管理せらるよう努めること、所属等の研究者等のデータ管理簿を取りまとめ、その写しを事務局に提出すること、チェックシート等を用いて、所属等の研究者等における研究データの保存状況を定期的に確認実施し、当該チェックシート等を保存するとともに、その結果を所属長等に報告すること、異動、退職等により、大学において研究活動を実施しなくなった研究者等から研究データ引継ぎ書の提出を受けたときは、当該引継ぎ書及びデータ管理簿を管理すること、研究データの廃棄等において、必要な手続を行うことを役割として規程に定めている。

なお、人対象研究データの管理者についても同様のことが求められている。

また、研究者等は、異動・退職等により大学において研究をしなくなったときは、研究データ引継ぎ書を作成して、データ管理簿を添付の上、当該研究者等の所属等を所管する研究データ管理者若しくは、当該研究を引き継いだ研究者等に提出することとしている。

また、大学において研究活動をしなくなった研究者等から研究データ引継ぎ書の提出を受けた研究データ管理者若しくは研究者等は、当該研究データ引継ぎ書及びデータ管理簿を確認の上、これらの書類に記載された研究データが適切に保存されていることを確認しなければならないこととしており、適切な保存・管理に努めている。

保存する研究データと廃棄する研究データの区分の考え方としては、研究不正防止計画において、研究データ保存の目的は、研究不正の疑義が生じた場合に、研究者等が自身の活動の正当性を証明するために、その証明手段を確保しておくとともに、第三者による検証可能性を担保するためとし、保存対象を研究者等が論文等の形で発表した又は将来発表する予定の研究成果のもととなる研究データと規定し、論文等の発表に使用しなかったもの及び使う予定のないもの、保存・管理が本質的に困難なものは、保存・開示の対象外として区分している。

さらに、研究データの帰属先のルールとして、帰属先は大学にあるとの考え方のもと、研究データの保存・管理規程で、「本学において研究活動をしなくなった研究者等が、データ管理簿に記載された研究データの全部又は一部を他の施設等に移転することを希望する場合は、当該研究者等は研究データ移転申請書を研究不正防止計画推進副責任者（所属等）に提出し、その承認を得なければならぬ。」としている。

○研究データの必要に応じた開示について

研究データの必要に応じた開示については、仮に研究不正の疑義が生じた場合に、研究者等が自身の活動の正当性を証明するため、その証明手段を確保しておくとともに、第三者による検証可能性を担保するために、上述のデータ管理簿の作成等により、研究データを適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性があると認められる場合には、開示することとしている。

○研究データの保存や開示に関する周知について

研究データの保存等に関する周知については、上述した規程の周知のほか、データ管理簿（写）を毎年度事務局に提出させている。

○研究データの保存・開示に関する課題

研究データの管理・運用において、一定期間の研究データの保存・開示に当たり、今後、紙媒体の保管スペースの確保、試料等を保管しておく冷蔵庫等の保存設備やそれに伴う費用の工面等が大きな課題になると考えられている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

和歌山県立医科大学では、「和歌山県立医科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」の規定により、通報窓口を危機対策室（理事長直轄）と定め、通報を受けたときは速やかに最高管理責任者である理事長に報告することとし、不正防止推進部署である研究推進課と連携し対応することとしている。

○秘密保持の徹底等について

相談や告発があった場合には、通報の電子メールは、ID 及びパスワードの入力により、特定の職員だけが閲覧できるように制限していること、相談や通報の情報が入ったパソコンにはロックをかけ、第三者が使用できないようにしていること、面会の際には、危機対策室内か会議室（個室）を利用すること、関係書類は、危機対策室で保管すること、情報共有の範囲は必要最小限度にとどめることにより、秘密保持を徹底するとともに、研究者等に対して科学的研究費執行に関する説明会、取引事業者に対しては取引事業者説明会においてその重要性を周知している。

また、個別事案の調査等における信頼性を確保するため、通報者及び被通報者の保護の観点において、和歌山県立医科大学における研究活動上の不正行為防止等の関する規程第 6 章（通報者及び被通報者の保護）に基づき以下のとおり対応している。

- ・最高管理責任者は、通報者又は被通報者の所属、職及び名前並びに通報内容及び調査内容が、調査結果の公表まで通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- ・最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査中にかかわらず当該通報に係る事案について公に説明することができる。ただし、通報者及び被通報者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者への了解は不要とする。
- ・最高管理責任者は、通報者及び被通報者に通知をするときは、通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。
- ・この規程に基づき研究活動上の不正行為の調査に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・最高管理責任者は、通報をしたことを理由に、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

7 白梅学園大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

白梅学園大学では、建学の理念として「ヒューマニズム」を掲げ、一人一人を大切にする心の温かさや思いやり、公平さや寛大さを特徴とした教育活動を続けてきている。平成 20 年には「子ども学」を多面的なアプローチで追究し、より専門的に探求することで、実績を客観的に把握できる実践者と、実践を理論的に理解した研究者を育成することを目的として大学院を開設し、修士課程を設置するとともに、平成 22 年には「子ども学」の多面的なアプローチを更に発展させ、専門性を深め、総合的な追究を行いつつ、子どもをめぐって、広く人間とは何かという問い合わせの中で、発達や保育・教育、子育てをめぐる広い領域の学問を総合して取り組むことを目的として博士課程を開設し、「実践的な研究者と研究的な実践者の育成」を行っている。

平成 19 年 6 月、人間生活の質的向上に資する学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、個人の尊厳及び人権の尊重その他、倫理的観点並びに科学的観点から、白梅学園大学及び同短期大学に所属するすべての関係者が研究現場において遵守すべき事項として「白梅学園大学・短期大学研究倫理指針」(以下「研究倫理指針」という。)を制定し、学長の管理統括の下、研究活動における個人情報の保護を含め、研究の適正性及び信頼性の確保に努め、倫理的配慮を欠くことがないよう報告を行うこと等とし、全学を挙げてこの実践に努めることとした。また、この具体的措置として、同年、「研究倫理審査委員会」を設置し、人を対象とする研究に関する研究計画が研究倫理指針に適合するか否か審査することとした。

平成 21 年 11 月には、「白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範」(以下「行動規範」という。)を制定した。公的研究費及び公的資金による教育・研究活動を行う上で遵守すべき事項について規定し、その中で「不正行為の禁止」について一項を設け、ねつ造、改ざん、濫用等の不正行為を行わないこと、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性確保に努めることを申し合わせた。

さらに、平成 27 年 7 月には、「白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(以下「規程」という。)を制定し、研究活動における不正行為への対応については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)及びその他の関係法令通知等に定めるものほか、この規程の定めるところによるとし、不正行為に対応するための役割や責任、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続等を明確にした。

(2) 体制の整備

○責任体制

白梅学園大学では、規程に基づき、研究活動における不正行為への対応に関する責任体系を以下のとおり定めている。

【最高管理責任者】

学長を最高管理責任者として、不正行為の防止、不正行為があった場合等の措置に関して本学全体を統括し、最終責任を負う。

【統括管理責任者】

研究倫理審査委員会規程に定める研究倫理審査委員長を統括管理責任者とし、不正行為の防止、不正行為があった場合等の措置に関して本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

【研究倫理教育責任者】

研究活動を行う学科・部局等の長（ちょう）を研究倫理教育責任者とし、統括管理責任者の下に、統括する学科・部局等における不正行為の防止についての実質的な責任と権限を持つ。

○研究倫理教育の実施体制

研究者各々の不正行為の防止に対する意識の向上を図るとともに、学生の研究についての指導を行うために、研究倫理教育の研修等を定期的に開催し、その受講状況を把握することとしている。

研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の下に研究倫理教育を行うことを規定している。実務的には、大学学部3学科、大学院研究科及び短期大学1科という小規模な大学のため、既存の研究倫理審査委員会で研究倫理教育を行っている。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等については、規程で定めており、企画調整室を通報窓口とし、通報窓口の責任者である企画調整室長は、不正に関する通報等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者である学長に連絡することとしている。また、その他の窓口に通報等があった場合には、通報内容の秘密を厳守し、企画調整室長へ速やかに連絡することとしている。

最高管理責任者は、通報を受け付けた後速やかに、通報の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、その結果、本調査の必要を認めた場合は、速やかに統括管理責任者を委員長とする本調査委員会を設置して、事実関係を調査することとしている。

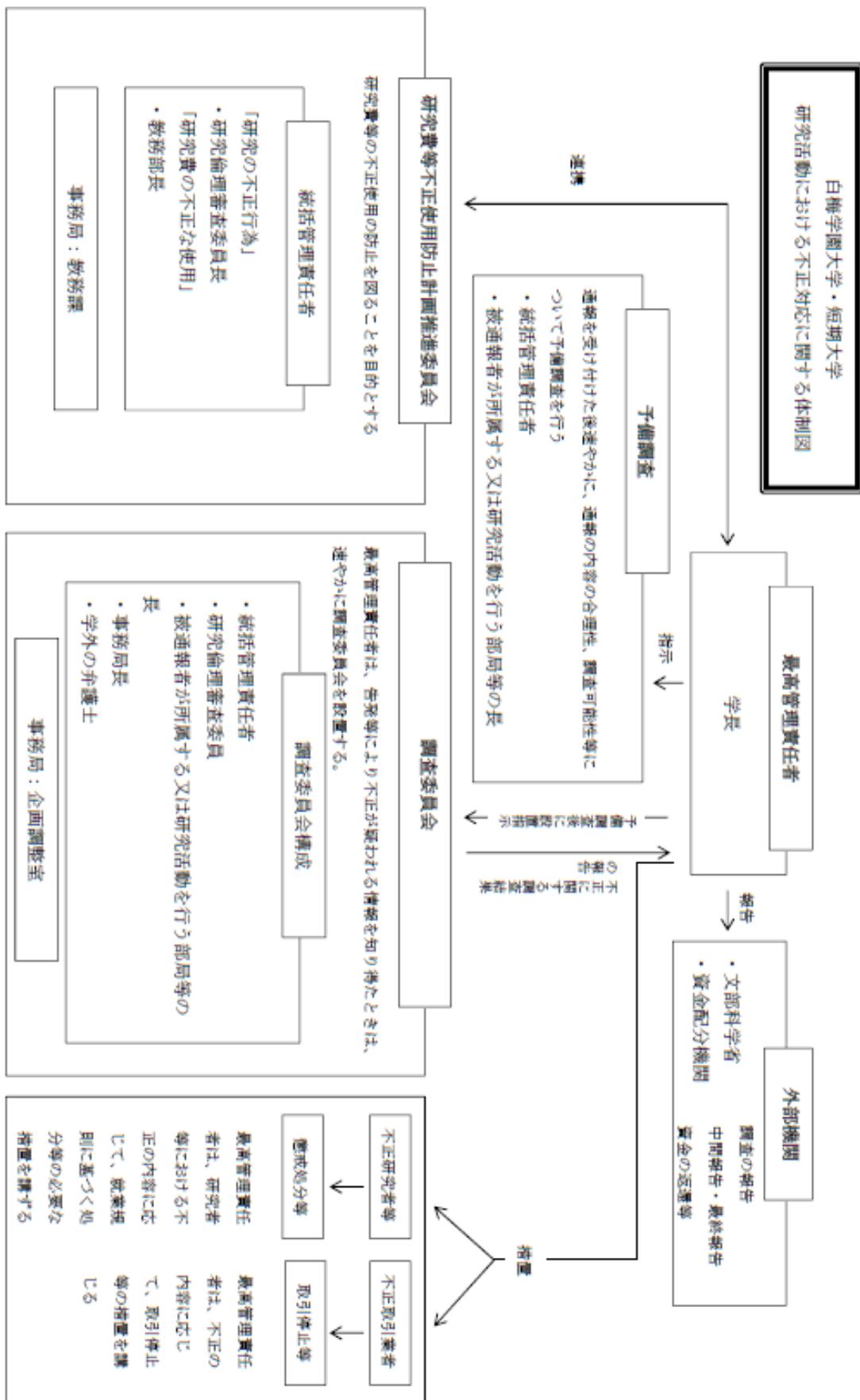


図 研究活動における不正対応に関する体制図

(3) 研究倫理意識の醸成

○教員に対する研究倫理教育について

白梅学園大学では、教員に対して、年に1度（平成27年10月、平成28年6月）、研究倫理教育を行っている。大学・短大のすべての研究者を対象とし、定例教授会終了後の60～90分程度の時間を確保し、講義、質疑・討議、アンケート記入の方式で実施している。研究倫理教育に特化した委員会を置いてはいなが、既存の研究倫理審査委員会が研究倫理教育の実施日時の予告、学修内容・方法の検討、実施後のアンケート集約などを行うとともに、同委員会の委員が研究倫理教育の講師を担当している。

実施初年度である平成27年度においては、ガイドライン及び規程の概要、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（日本学術振興会）の一部紹介による講義、アンケート記入などを行った。

平成28年度においては、新任教員も在籍していることから、前半は平成27年度に実施した内容を講義するとともに、後半は保育・教育・心理・福祉分野の研究活動に関する具体的な事例を基に講義を行った。テキストとして、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』及び『改訂保育学研究倫理ガイドブック』（日本保育学会）（以下「保育学ガイドブック」という。）等を用いている。なお、保育学ガイドブックは実例が掲載され、分野に沿った不正事案が学べるようになっているとともに、保育学の研究者向けにも作成されており、近年保育学で問題となっている事例、例えば、園長先生から許可を取ったものの、保護者には説明しないで、子どもの様子を観察した映像を安易に学会で発表するなどの問題が発生しており、施設管理者だけではなく、複数の当事者に対するインフォームドコンセントが必要であること等について、具体的に説明した内容になっている。質疑・討議では、子どもや高齢者の行動や保育の実践場面に関する映像への倫理的配慮が研究対象となっている場合の意思確認の在り方についても討議が行われた。

また、科研費申請において、研究代表者及び研究分担者に研究倫理教育の受講が義務づけられていることから、受講者には必要に応じて学長名による研究倫理教育受講証明書を発行している。その他、理解を深めるための情報提供として日本学術振興会のeラーニング（eL Core）等の紹介を行い、受講を推進している。

なお、学内の研究センターにて委嘱する研究員に対しては、教員が受ける同等の研究倫理教育を受講することを義務づける方針としている。

研究倫理意識の醸成を図っていくためには、学長を始め大学が、研究自体の確実な蓄積の必要性と研究倫理意識について、日常的に、学内外に積極的姿勢を表明していくことが必要であるとしている。また、各分野に特化した内容の研究倫

理教育を行っていくことにより、更なる研究倫理意識の醸成を図っていくとしている。今後の取組としては、多種多様な事例を挙げることにより、保育・教育・心理・福祉分野以外の例えは医療など他分野の研究倫理教育の事例から学べるところもあることから、積極的に取り入れていく方針である。

○履修管理・理解度の把握について

研究倫理教育の理解度及び出欠確認については、受講後にアンケートを実施することで把握している。アンケートは記名で行い、「研究成果の公的な場・学会での発表と倫理について」「研究データ・資料の取扱い上の問題について」「不正防止に関すること、インフォームドコンセント、研究不正行為について」「研究倫理審査の手順について」の項目ごとに、3段階（よく理解できた・概（おおむ）ね理解できた・余り理解できなかった）で自己評価するとともに、意見・質問等の自由記述欄を設けている。また、研究倫理審査委員会では、研究倫理教育の充実・改善を図るために、アンケート結果等についての議論を重ねている。

こうしたPDCAサイクルの結果、平成28年度に実施した研究倫理教育では、平成27年度に実施したアンケート結果等を踏まえ、研究成果の公的な場・学会での発表と倫理、研究データ・資料の取扱い、不正行為、インフォームドコンセントなど、より具体的な教育内容を盛り込むように充実・改善を図っている。また、平成28年度に実施した研究倫理教育では、研究倫理審査の手順について確認した結果、審査申請書等の様式に改善課題があることなどを確認できたとしている。これを含め、引き続き、研究倫理教育実施後のアンケートを活用し、更なる充実・改善を図っていく予定である。

○学生に対する研究倫理教育について

大学院生（修士課程・博士課程）については、修士論文・博士論文を執筆するため、入学時のオリエンテーションで研究倫理教育を受講している。入学時のオリエンテーションでは、研究に当たっては研究計画の段階で倫理審査が必要であることを説明し、研究倫理に関する資料や関連図書を紹介している。また、日常的に所属研究室の教員により、研究倫理教育を受けつつ、論文中間発表会（7月末頃）において時間を確保して実施している。論文中間発表会では、研究倫理の考え方や、ねつ造、改ざん、盗用に関する説明とその防止策、個人情報の保護、説明と同意を得る方法などについて、講義と質疑応答を行っている。

学部学生については、研究倫理教育を通してその基礎を修得することは、専門分野として保育、教育、心理、福祉分野の学びを特徴とする同大学においては不可欠であると判断し、まずは平成28年度より、学部3年生の専門ゼミナール等において、ゼミ担任教員が研究倫理教育を実施している。学修内容は、全体の研究倫理教育の内容を踏まえて、各教員により具体化され始めている。

学部1～2年生については、学科により対応が異なるが、例えば発達臨床学科

において、1年生前期の「教養基礎演習Ⅰ」の「アカデミックライティング」の単元（小グループで、3～4週履修）の中で、レポートや卒業論文を執筆する際に、ねつ造、改ざん、盗用は行ってはならないこと、引用する際のルールに従っていない、いわゆる「コピペ」がなぜ問題かなどについて、講義と討論を行っている。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

白梅学園大学の教員や大学院生の研究では、アンケート用紙、面接の録音、子ども同士の対話の録音、幼稚園等での園児のビデオ記録、幼稚園での観察記録（手書きノート）などが使用されることが多い。一次データの種類によって、保存期間や保存方法を変えるということはしていないが、どのような種類のデータを収集するか、また保存場所や保存期間については、研究倫理審査の際に詳細に記載するようにしている。

研究における面接調査では、幼稚園等の保護者や職員等を対象に行われることが多いが、「テープ起こし」をして文字化したものに対して質的研究を実施することが多い。テープ起こしの際、個人情報は文字化しないことも多いが、面接内容によっては、文字化原稿によって、対象者の個人的見解等が即座に読み取れてしまうことがある。このため、録音媒体だけではなく、文字化した原稿も一次データに準じた扱いをする場合もある。研究倫理審査の際は、面接対象者に、録音への同意、文字化への同意も得ることを促し、保存方法についても、明確に説明するよう指導している。

研究データの管理について、教員の場合、各自の責任で研究データは施錠し、保管している。大学院生は、大学院生室に施錠の上保管することとしていたが、施錠できる部屋を更に設けた。

研究データの保存期間については、規程において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各部局において、各研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなすと定めており、ガイドラインに基づき、原則として保存期間を10年間とした。

また、研究分野の特性からすべての一次データでの保存することは難しく、絵本、映像、写真、子どもの肖像権に関わるデータものもある。加えて、収集したデータが個人情報と密接に関係しているものもある。例えば、DVから逃れている映像や発達障害の子どもに関する映像などがある。白梅学園大学では、映像やアンケートなどの一次データの扱い、個人情報を除いたデータや論文投稿に至るまでに加工したデータ等、様々な研究データに関して、どのように扱うかについて、今後検討を行う予定である。

これらの検討に当たっては、研究者が自発的に研究データの保存をすることを妨げるものではないが、研究データの保存について、発表論文の妥当性を検証するために、どこまでの生データが必要なのか、あるいは加工した研究データが必要なのか、個々の研究に応じてどのように研究データを保存することにすれば、合理的な取決めになるか、といった観点が重要であるとしている。例えば、アンケート調査では、アンケート 1 例 1 例が論文にとって重要な意味を持つ場合もあるし、多数のアンケート分析のうちの 1 例は論文にとって、さほど意味をなさない場合もある。映像においても、異なる場所、対象者又は環境であったとしても同じ現象が行われている場面と、特異な現象を写している場面では、その意味合いが異なってくる。また、保育学という分野であっても、社会学に近い研究と文学に近い研究では、扱っている研究データが異なるため、その扱いは異なってくる。このように、論文の内容によって研究データの位置づけが異なってくることから、大学として合理的な取決めを検討する必要があるとしている。

(5) 特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

ホームページ内に、通報窓口案内を掲載し、通報専用のメールアドレスを備えている。告発窓口専用メールは、通報窓口責任者である企画調整室長のみが閲覧できるようになっており、通報時に関わる人を抑制する工夫をしている。メールを開くためのパスワードについても企画調整室長のみが知っており、室員には知らせていない。相談・告発は、秘匿性の観点から、極力メール（封書）や電話で行うことを推奨しているが、面談による場合は、応接室等で企画調整室長が個別に対応することとしている。

○秘密保持の徹底等について

不正行為への対応に携わる者に対し、通報等の内容や調査内容に関する事項についての秘密保持を規程で義務付けている。通報内容について、情報を共有する範囲は、通報時は通報窓口責任者（企画調整室長）と最高管理責任者（学長）であり、予備調査段階では統括管理責任者と被通報者等が所属する部局等の研究倫理教育責任者がこれに加わる。本調査が決定すると、本調査委員会委員（研究倫理審査委員、事務局長、学外の弁護士、その他最高管理責任者が必要と認めた者）が追加される。

また、規程では、不正ではないと認定された被通報者に対する名誉回復措置、通報者に対する不利益な取扱いの禁止、悪意に基づく通報に対する対応などについても規定しており、調査の信頼性を確保し、公平かつ客観的な事実に基づく調査が行われるよう努めている。

(6) その他

○不正の防止に向けたその他の取組

紀要等、学内で発行する刊行物については、学術情報委員会、その他各編集委員会の下で査読を行っており、査読時に投稿論文の内容に研究倫理上の問題がないか否か、各査読委員会で確認を行っている。こうした動きをより円滑にするため、今後、研究倫理審査委員会との更なる連携を検討している。

8 桐蔭横浜大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

桐蔭横浜大学は、昭和 63 年に、それまで高等学校を中心に運営していた学校法人桐蔭学園が設立した大学であり、現在、法学部、医用工学部、スポーツ健康政策学部の 3 学部及び法学研究科、工学研究科、スポーツ科学研究科、法務研究科（法科大学院）の 4 大学院で、学生約 2,300 人と教員約 100 人を有している。

大学では、高等学校で用いられているクラス担任制を全学部で採用し、きめ細かな指導と学習への支援を行う体制を探るとともに、基礎知識と模擬裁判や病院実習など多彩な体験を通じての実践的なスキルの向上や臨床検査技師・臨床工学技士や教員免許取得などの資格取得への充実したサポートを特徴とする教育が行われている。

このような教育環境の下、桐蔭横浜大学における研究活動において、公的補助金、科学研究費助成事業などの公的研究費は、国民の税金が原資であることを念頭に、社会に対して説明責任を果たせる仕組みを構築し、不正に対しては断固たる姿勢で臨むという方針の基に、「研究活動上の不正行為の防止に向けた取り組み方針」（以下「取組方針」という。）を不正防止委員会で案を検討し、平成 28 年 5 月に評議会で決定した。

取組方針の具体的な内容としては、「研究活動上の不正行為の防止に向けた取組方針」において、①研究活動上の不正行為の防止計画を策定すること、②不正行為通報窓口を設置すること、③公的研究費は国民の税金が原資であることを念頭に不正に対して断固たる姿勢で臨むこと、④研究活動上の不正行為を誘発する背景や要因を把握し、不正事案に関する情報収集を行い、不正防止のために有効な対策を行うこと、⑤国のガイドラインに準拠しながらも研究現場や事務処理現場の実情に即した本学に相応（ふさわ）しい仕組みを構築することを自己点検・評価を繰り返しながら目指すこととする明確な取組方針を述べるとともに、その方針に沿って、「研究費等の不適切使用防止に向けた行動計画」、「教職員間におけるコミュニケーションの充実と相談窓口」、「研究費の執行体制と管理体制」の 4 章で構成されている。

これにより研究活動における不正行為の防止に向けた取組を推進しているところである。

(2) 体制の整備

○責任体制

桐蔭横浜大学では研究活動における不正行為に対応するため、平成 27 年 10 月より各学部・研究科にコンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者等を指名するとともに、組織内の職務権限と責任を明確化した。また、不正防止委員会は、従前は研究推進部長が委員長を務めていたが、必要に応じてすぐに最高管理

責任者に報告、指示を仰げる体制にすることとし、統括管理責任者(副学長)を委員長とした。

具体的な桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規定に定める職務については次のとおりである。

【最高管理責任者】

研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に関し最終責任を負う者を置き、学長をもって充てる。最高管理責任者は、研究活動上の不正行為防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じるとともに、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、倫理教育責任者が責任を持って研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理が行えるよう指示を与えるなど、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

【統括管理責任者】

最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等に関し大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者を置き、副学長をもって充てる。統括管理責任者は、研究活動上の不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止計画に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

【コンプライアンス推進責任者】

学部、研究科等における研究活動上の不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ者を置き、学部長、研究科長、大学事務局長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行う。

- ・研究活動上の不正行為の防止を図るため、部局等内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握した上で、統括管理責任者に報告する。
- ・コンプライアンス教育実施の機会等において、毎年、部局等内の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、桐蔭横浜大学や資金配分機関の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は、桐蔭横浜大学や資金配分機関の処分に服し、法的な責任を負担することを記した誓約書等の提出を求ること。

【コンプライアンス推進副責任者】

コンプライアンス推進責任者を補佐する任に当たるコンプライアンス推進副責任者を置き、学科長、専攻長、総務部長、研究推進部長をもって充てる。

【不正防止委員会】

統括管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止委員会を置く。不正防止委員会は、統括管理責任者を委員長とし、大学事務局長、総務部長、研究推進部長、研究推進部次長及び統括管理責任者が指名する研究経験者若干名並びに統括管理責任者が必要と認める者をもって構成する。

研究活動における不正行為に関する規程等の整備に当たっては、体制として今まで必ずしも明確ではなかった「調査に当たる者の職務・権限の明確化、秘密保持の徹底」などについて重視し、整備した。加えて桐蔭横浜大学では、取組方針に基づく3年間の不正防止計画を策定して、「機関内の責任体系の明確化」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」等の項目に対して、「不正を発生させる要因」を設けて、研究費の運営・管理に加えて、研究不正に関する体制整備や研究倫理教育等の実施状況を不正防止委員会において評価し、次年度以降の活動に反映させている。

なお、大学職員数が少数であり、かつ高等学校を中心として構成される学校法人であることから、高校教育と同様に教員も大学の事務体制に参加する土壌が形成されており、例えば学務部長や研究推進部長、学生部長に教員が就くなど、教職共同の事務体制により迅速な意思決定を行う体制が構築されている。

また、全学的な研究活動の発展向上を図ることを目的として設けられ、各学部・研究科より選出されたメンバーで構成されている研究推進部の委員会においても、研究活動上の不正行為防止については重要なものとして取り上げ、情報の共有化を図り、自ら所属する学部・研究科に足りないものがあれば導入するといった取り組みをしている。

桐蔭横浜大学 研究活動上の不正行為の防止体制

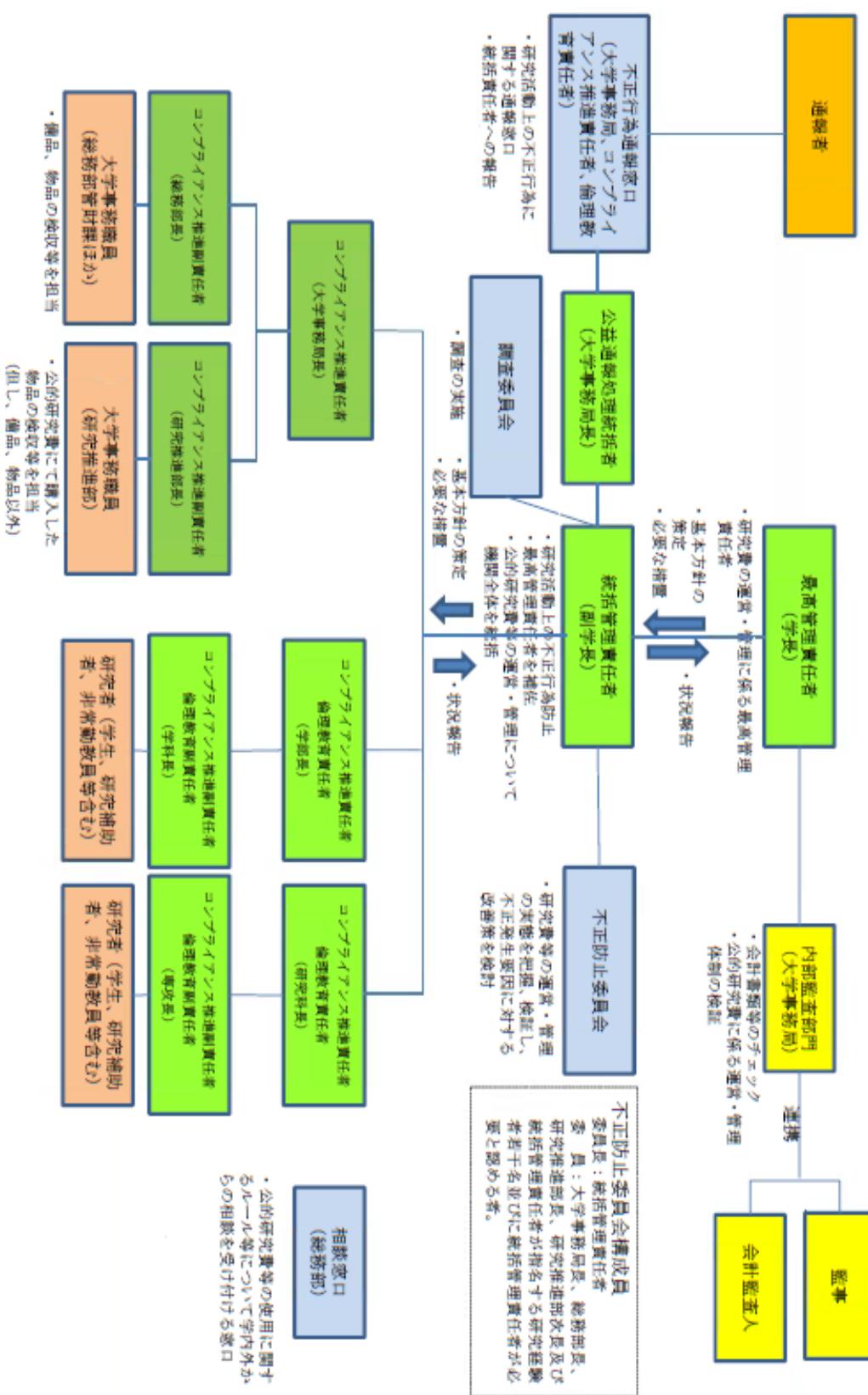


図1 研究活動上の不正行為の防止体制

○研究倫理教育の実施体制

大学全体の体制として、統括管理責任者の下、学部・研究科ごとに倫理教育責任者・同副責任者を置き、研究推進部委員と協力して、それぞれの研究分野等の特性を踏まえた研究倫理に関する教育や啓発等、研究倫理の向上のための教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握した上で、その結果を統括管理責任者に報告させる体制を構築している（図1）。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

不正行為の告発窓口は、大学事務局、コンプライアンス推進責任者、倫理教育責任者としている。また、今後、学外にも告発窓口を設けることも検討している。

調査委員会の体制については、最高管理責任者が通報内容について調査実施を決定した場合、統括管理責任者は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者、コンプライアンス推進責任者、倫理教育責任者、監事及び統括管理責任者が指名する者並びに公正かつ透明性の確保の観点から、大学に属さず、かつ、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない第三者を構成員の半数以上指名した上で調査委員会を設置することとしている。

（3）研究倫理意識の醸成

○教職員に対する研究倫理教育について

研究倫理意識を醸成していくために、各学部・研究科に対して、1年に1回は研究倫理に関する教育等を実施することとし、実施計画については、各学部・研究科の代表で構成されている研究推進部の委員会にて策定している。

研究倫理教育については、講義形式で実施し、研究者と学生を分けて、異なる教材、内容で実施している。研究者については、教授会の後に実施し、全体的な学修内容については「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会）を元にした資料や、その他学部・研究科ごとに倫理教育責任者・同副責任者と研究推進部委員が相談の上決定した資料に基づき、各分野や最近話題のトピックについて説明している。

その際、学部・研究科において研究倫理教育への出席状況を把握している。欠席者に対しては、資料配付や倫理教育責任者等から説明するなど、全員が倫理教育を受講する体制を整えている。

○履修管理・理解度の把握について

研究倫理教育受講後、教員に過度の負担とならない程度で理解度テストを実施し、受講者が内容を把握したか確認するとともに、研究活動上の不正行為をしないことについての誓約書に署名を求めている。倫理教育の内容については、基本的な事項（桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止体制、不正を行

った場合のリスク等)を毎年繰り返し説明し、意識づけることに主眼を置いて取り組んでいる。また、配分機関からの指示がある場合には、その内容に従って研究倫理教育を実施している。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

日本語での倫理教育の受講に難がある者は、研究員2名のほか、大学院博士後期課程に1名しかいないことから、研究指導に当たる研究室主催者が英語などにより個々に倫理教育を行っている。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育については、本務とする大学や研究機関、又は信頼できる機関が実施する研究倫理教育を受けているかを研究推進部にて確認している。現在のところ確認がとれており、特別な対応はしていない。

○学生に対する研究倫理教育について

学生に対する研究倫理教育については、講義形式により、学部・研究科ごとに倫理教育責任者・同副責任者と研究推進部委員が相談の上決めた研究倫理や研究不正を要約した資料を用いてオリエンテーション時の実施や、ゼミの開講に当たって担当教員から説明している。

その際、学部・研究科において研究倫理教育への出席状況を把握している。欠席者に対しては、後日、担任や倫理教育責任者等から資料配布の上説明することで対応している。

○その他

研究倫理意識を醸成していくため、桐蔭横浜大学では教授会等の際に、他機関で起こった不正行為事例(研究費の不正使用、研究活動の不正行為)を積極的に紹介しており、今後も研究倫理意識の低下を防ぐ方策を展開していくことを考えている。

また、修士課程や博士課程の学生、教員などの若手研究者が英語で発表する機会を設けるために、桐蔭横浜大学では国際シンポジウムを開催して、海外から研究者を招聘(しょうへい)するとともに国内からの参加者を募り、学内外の研究者お互いの研究内容を把握し、交流する場を設けている。また、先人の手法や教育を学び、自らの研究に資すること及び学生の専門分野外への見分を広げることを目的として、外部講師を招いた大学院セミナーを設け、オープンな形にして、教員も参加している。

なお、大学に設置されている各委員会はそれぞれの学部から教員が集まって構成されており、研究者間の連携を自然に図れる風通しのよい環境が整えられ

ている。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

桐蔭横浜大学では、研究データの保存及び開示に関する規程は現時点で定められていないが、平成28年度に「研究データの保存に関するガイドライン」を策定し、これに合わせて、「桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」についても改正することに取り組んでいる。

また、研究データの保存・開示に関する取り組みとして、研究倫理教育において、研究不正に対抗する手段として、研究ノートの作成とデータ及び試料の適切な保管が必要であることを毎年周知している。さらに、各研究室では、所属する学生に研究の手法を教授する際に、実験記録の重要性についても伝達している。

なお、医用工学部の一研究室における研究データの保存に関する取り組みとして、研究ノートを確実に残してもらい、卒業した時点で研究ノートを回収して10年間保管している。図表や画像などの電子データについては、研究ノートに張り付けて保管している。電子データは論文ごとに保管しており、生物標本や細胞についても論文に掲載した重要な試料について、グリセロール等による長期保存や研究室の冷蔵庫での保存を行っている。研究の進捗については、研究室では1週間に1回、研究室メンバーでの打合せを行って議論を行い、それ以外にも研究データが出てきた都度、議論を重ねている運営を行っている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、現状では、個々の研究者に一任している。後任者に引き継ぐ場合、転出先や自宅などに引き上げる場合などがある。転出や退職の際にデータ等の保存についてのルールを検討する場合は、後任者が近い研究内容を行うのであれば研究データを活用できるが、そうでない場合には、研究データの死蔵や保存場所の確保などが問題になることが想定されている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの分別についても、研究分野の特性に応じ、研究室主宰者の判断によって行われている。

また、ヒトに関わる研究も実施している研究者がいるため、「臨床研究倫理審査委員会」を開催して、申請が認められた研究計画のみ実施している。ヒトに関わる研究における個人情報の取扱いについてもその審査のひとつとして含まれている。また、動物実験に関しては「動物実験委員会」にて、遺伝子組み換え実験に関しては遺伝子組み換え実験安全委員会にて審査を行っている。

(5) 特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第14条に基づき、大学内外からの告発等を受け付ける窓口を大学事務局内に設置されて

いる通報窓口のほか、学生が通報しやすいように配慮し、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者を加えている。

告発を受ける場所は通報窓口（大学事務局内に設置されている通報窓口、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者）に限定し、関係書類の管理場所及び統括管理責任者が相談・告発内容を受ける面談等の場所は、統括管理責任者が管理する副学長室としている。

○秘密保持の徹底等について

相談や告発があった場合、相談者、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、秘密保持を徹底するため、情報の共有は通報・調査実施の要否などの状況に応じて関係する必要最小限の者にとどめることにしている。

○信頼性ある調査への工夫等について

最高管理責任者が統括管理責任者に調査委員会の設置を命じた場合、桐蔭横浜大学に属さず、かつ、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない第三者を構成員の半数以上指名して調査委員会を設置することにしている。統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名、所属を通報者及び被通報者に通知する。

この通知を受けた通報者及び被通報者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議申立てをすることができ、異議申立てがあった場合は、統括管理責任者は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知することになっている。

相談・告発に係る受付や調査等については、「桐蔭横浜大学 研究活動上の不正行為の防止等に係る通報に関する細則」に定め、「桐蔭横浜大学 研究活動上の不正行為の防止体制（図 1）」とともにホームページにて学内外に公開している。

（6）その他

○ガイドラインに基づく取組を実施する上での課題等

ガイドラインの改正内容を大学内に浸透させるためには時間が必要である。研究者・職員・学生も毎年のように一部入れ替わること、研究の在り方も多様化してきている。規模の大きい大学を念頭においていた場合、中小規模の大学では、人的・設備的面から同じような対応を行うことが難しいケースがある。

9 金沢工業大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

金沢工業大学では、「高邁（こうまい）な人間形成」「深遠な技術革新」及び「雄大な产学協同」を建学綱領とし、人間形成を目的とする「教育付加価値日本一の学園」をビジョンの一つとしている。

平成 14 年 1 月に「「学園共同体が共有する価値」に基づく信条（行動規範）KIT IDEALS」を定め、思いやりの心、知的好奇心、共同と共創の精神、誠実、勤勉、活力、自律、リーダーシップ及び自己実現を信条として、学生、理事及び教職員が常に意識し、尊重するとしている。また、平成 15 年 4 月に「学校法人金沢工業大学研究倫理規程」を制定するとともに、平成 18 年 4 月に「学校法人金沢工業大学における科学技術研究の行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定し、所属する研究者に対してこれを遵守することを義務付けている。行動規範の主な内容は以下のとおりである。

（研究者の責任）研究者は、自らの専門知識、能力、経験を生かし、社会の発展、人類の福祉、環境の保全に貢献する責任を有する。

（研究者の行動）研究者は、常に正直、誠実、自律的な判断のもとに行動し、研究によって生み出される「知」の正確性、正当性、有益性を、科学的かつ客観的に説明する責任を有する。

（研究活動）研究者は自らの研究の立案、計画、実施、報告等において誠実に行動し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、かつ不正行為が起きない研究環境の整備に努める。

平成 19 年 4 月には、行動規範に基づき、「学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則」を策定した。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月文部科学大臣決定）を踏まえ、平成 27 年 4 月に同規則の改正を行った。その概要は、以下のとおりである。

学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則の概要

学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則（平成21年4月1日）

- ・調査申立ての受付窓口の開設、及び申立て
- ・予備調査の実施、調査方法ならびに本調査
- ・調査結果の認定、公表
- ・申立人、調査対象者への通知、異議申立

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

- 不正を事前に防止するための取組
 - ・コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理（誓約書の徴収を含む）
 - ・不正事案の内容を含む調査結果の公表
- 組織の管理責任の明確化
 - ・コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理
 - ・執行のモニタリング及び改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」を設置
 - ・告発に対する調査体制および方法
 - ・調査の要否判断、迅速な全容解明のための不正調査の期限（原則210日以内）、資金配分機関への報告・協議 等

学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則（改正 平成27年4月1日）

- ・責任者の設置（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者）
- ・コンプライアンス教育の実施
- ・誓約書の提出
- ・告発等の受付窓口の開設及び告発等の受付
- ・予備調査の実施、調査方法並びに本調査
- ・競争的資金に係る配分機関への報告、対応等
- ・研究資金の一時停止
- ・調査結果の認定の決定（不正行為の有無、内容、関与した者及びその関与の程度、不正行為の相当額等）、結果の公表
- ・申立人および調査対象者への通知、異議申立

(2) 体制の整備

○責任体制

学校法人金沢工業大学の下には金沢工業大学の他に、金沢工業高等専門学校、革新複合材料研究開発センターが位置づけられている。このため、「学校法人金沢工業大学における不正行為の防止等に関する規則」において、各組織の状況に合わせて具体的な対策を策定・実施することで、より細やかな責任体制で不正行為への対応が可能となるよう、それぞれの組織に総括責任者を配置する等の体制を整備している。

具体的な責任体制は以下のとおりである。

【最高管理責任者】

学校法人金沢工業大学の常務理事をもって充て、法人全体を統括し、最終責任を有し、不正行為防止対策の基本方針の策定・周知、実施のための必要な措置を講ずる。

【総括責任者】

金沢工業大学については学長、金沢工業専門学校については校長、革新複合材料研究開発センターについては所長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、各組織を統括する実質的な責任及び権限を有する。最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、各組織の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認して最高管理責任者に報告を行う。

【コンプライアンス推進責任者】

研究支援機構運営委員会委員長をもって充て、各組織内の各部署における不正行為の防止について実質的な責任及び権限を有する。総括責任者が策定した具体的対策に基づき、各部署における対策を実施し、実施状況を確認して統括管理責任者に報告すること、不正行為の防止を図るためにコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること、各部署の構成員が不正行為の防止のための措置を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

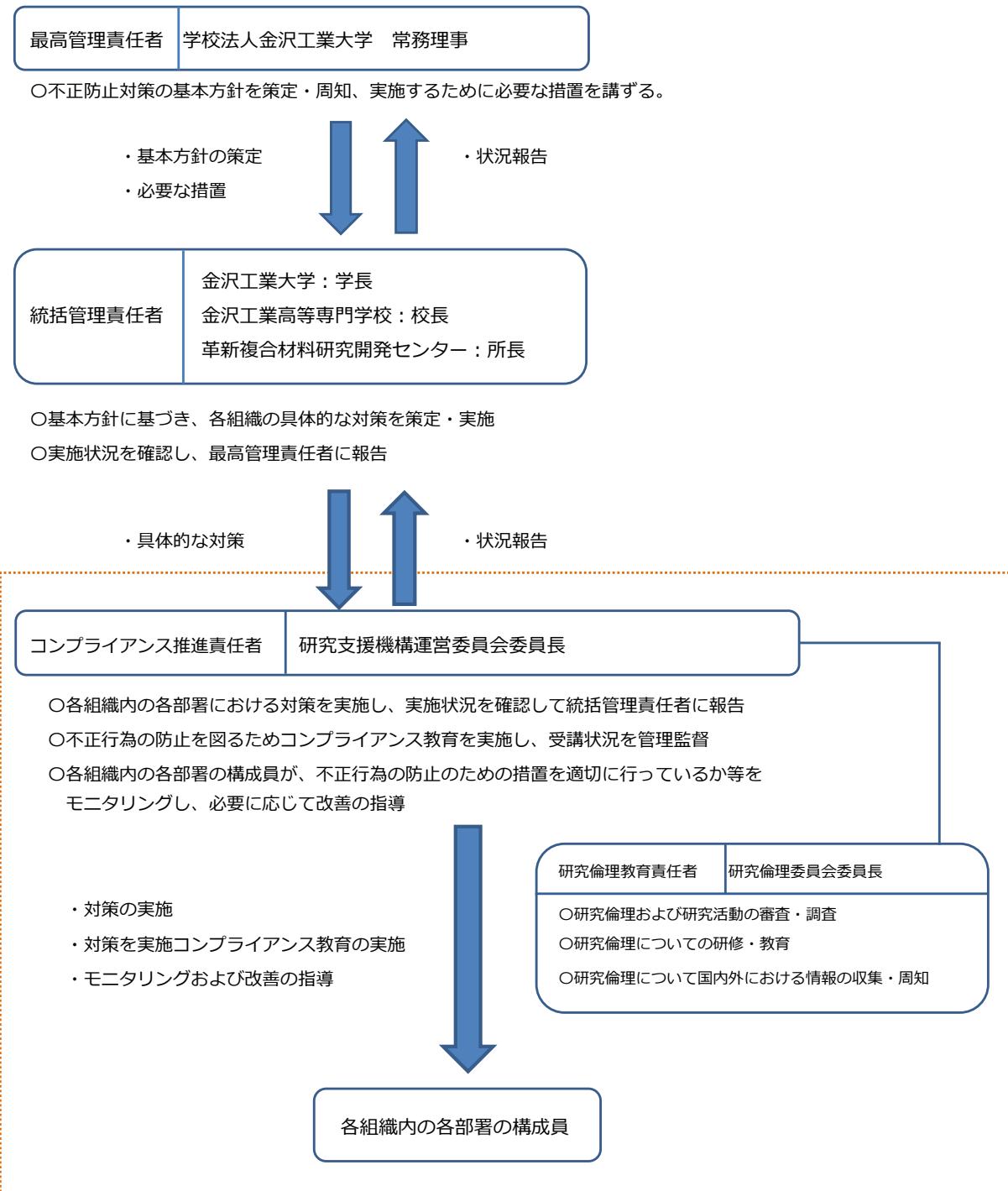
【研究倫理教育責任者】

「研究倫理委員会規程」により、研究倫理委員会では、研究倫理について研修・教育の企画及び実施に関する事項、研究倫理について国内外における情報の収集・周知に関する事項等を行うとしており、研究倫理委員会委員長（研究支援機構運営委員会委員長）を研究倫理教育責任者としている。

学校法人金沢工業大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガ

「イドライン」に沿って規程の整備を行ってきており、体制の整備に当たっては共通的な部分はできる限り重複が生じないよう配慮している。

不正防止に関する責任体制



○研究倫理教育の実施体制

学校法人金沢工業大学には、全ての教職員に対する研究活動の支援・推進を行う組織として研究支援機構が設置されており、研究支援機構は研究支援機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）によって運営されている。運営委員会

の構成は、金沢工業大学の研究担当副学長を委員長とし、委員は金沢工业大学学長及び金沢工業高等専門学校校長の意見を聴いて委員長が指名することとなっている。

研究支援機構では、研究倫理・研究倫理教育に関することも所管しており、研究倫理については、運営委員会に置かれる研究倫理委員会で実施することとなっている。研究倫理委員会では、研究倫理に関する研修及び教育の企画及び実施に関する事項、研究倫理に関する国内外における情報の収集及び周知に関する事項等について実施している。研究倫理委員会の構成は、運営委員会の委員長を委員長とし、委員は運営委員会の議を経て、運営委員会の委員長が委嘱することとなっている。

研究倫理教育に関する実施計画については、研究倫理委員会で策定・実施するとともに、運営委員会での協議事項は必要に応じて常任理事会に報告することとしている。計画実施にかかる具体的な事務については、研究支援部において行うこととなっている。

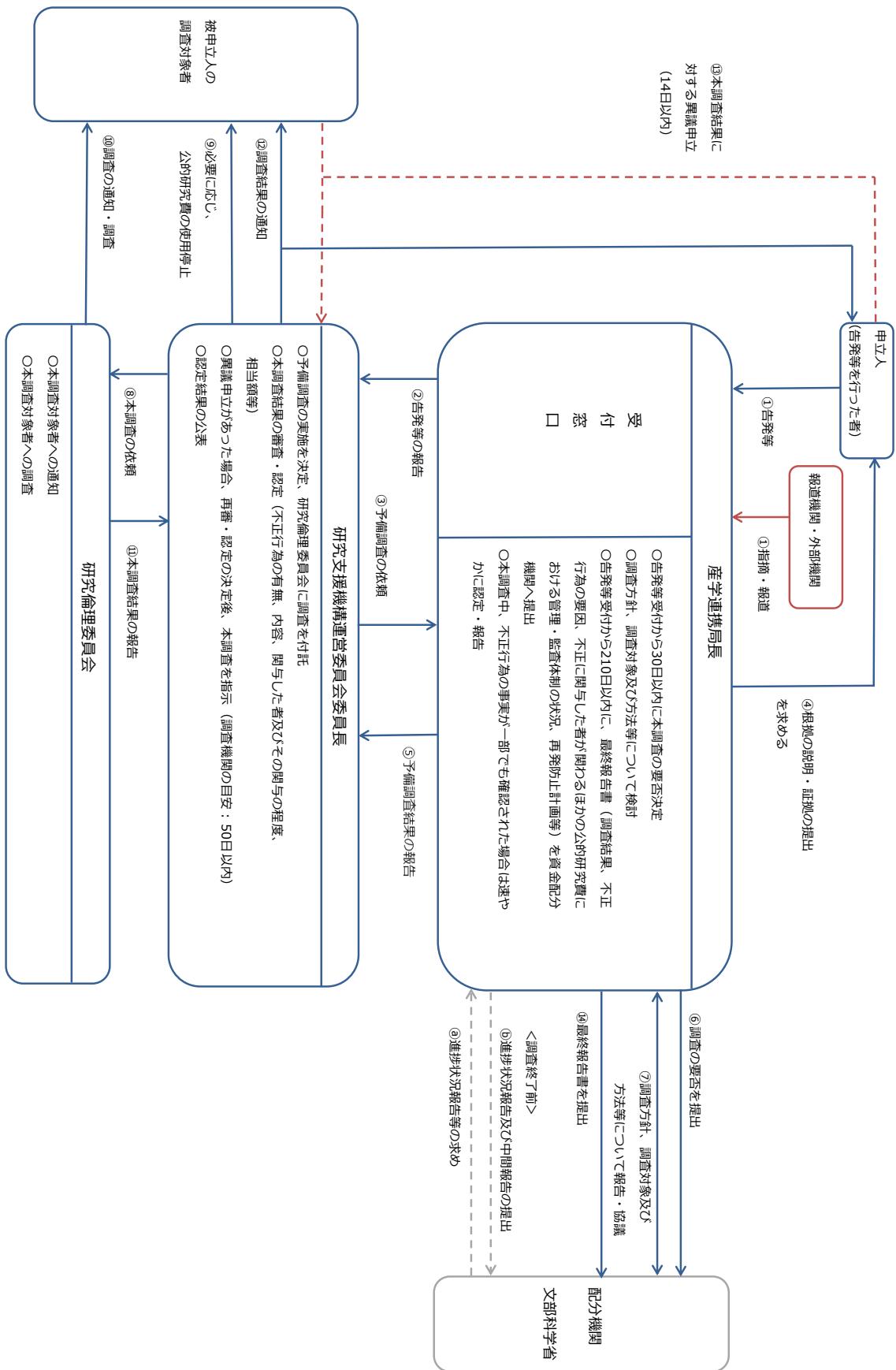
○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究活動における不正行為に関する告発窓口、調査体制等については、「学校法人金沢工业大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則」及び「研究活動における不正行為の告発又は調査申立てに係る審査手続きについて」で規定しており、産学連携局長を受付窓口とし、産学連携局長は告発等を受け付けたときは、速やかに運営委員会の委員長（以下「運営委員長」という。）に連絡することとしている。運営委員長は、調査の必要性を確認するため、産学連携局長に予備調査を行わせ、予備調査の報告に基づき不正行為の疑いがあると認めるときは、不正行為の事実の有無に関する調査の実施を決定し、その旨を運営委員会に報告するとともに、調査の実施を研究倫理委員会に付託することとしている。

前述のとおり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に沿って規程を整備してきており、共通的な部分はできる限り重複がないよう配慮するとともに、告発窓口や調査機関等については、新たな組織として設げずに、実際に機能・活動している組織に役割を持たせることで、実効的な体制になるようにしている。

不正に係る調査の体制・手続

平成28年4月1日改訂



(3) 研究倫理意識の醸成

○教職員に対する研究倫理教育について

金沢工業大学における研究倫理教育については、運営委員会での決定に沿って、全教職員を対象に CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングが用いられ、運営委員長から全教職員に対して、CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニング受講について通知されている。

受講状況については、事務を担当する研究支援部にて隨時把握できるようになっており、特に公的研究費の交付を受けている研究者及び関係事務職員については速やかに受講修了するよう、研究所長会議等で働きかけを行っている。

なお、期間契約研究員については上記の対象としていないが、人数は少なく、またその一部は科学技術振興機構の委託事業の従事者であることから、別途 CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングを受講しているため、未受講者はごく僅かとなっている。

教員及び事務職員は同じ内容のプログラムを受講することとなっており、具体的な内容は以下のとおりである。

【学習内容】 CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングにおける「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「データの扱い」「共同研究のルール」「オーサーシップ」「盗用」「公的研究費の取り扱い」

【実施頻度】 平成 27 年度より開始し、1 回実施。平成 28 年度以降も新規採用教職員等の未受講者に対して順次実施を計画。

○履修管理・理解度の把握について

履修管理については、研究支援部の事務担当者がコンピュータを使って、CITI Japan プロジェクトのシステムから各人の受講状況を把握している。履修状況については、運営委員会等へ適宜状況を報告している。

理解度の把握については、CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングに設けられている「理解度テスト」を使用している。CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングは単元ごとのテスト正解率が 80% 以上でないと修了できない仕組みとなっており、修了済みか否かを確認することで個々の理解度を確認している。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

CITI JAPAN プロジェクトは日本語又は英語の 2 か国語で受講できるため、日本語を母国語としない教員・研究者に対しては、英語での受講としている。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

金沢工業大学に一時滞在して共同研究を行う研究者や他大学等の学生については、研究倫理教育の受講を義務付けてはいないが、共同研究の実施に当たって

資金配分機関から研究倫理教育の受講が義務付けられている場合には、受講の有無を確認している。

○学生に対する研究倫理教育について

【研究倫理に関するカリキュラムの全体像】

金沢工業大学では、平成16年に教育改革を行い、それ以降の教育を円滑に行うための初年次教育として「修学基礎」等を開設するとともに、必修科目として1年次に「技術者入門」、3年次に「科学技術者倫理」を開設した。

現在は更に改善を行い、以下の表に示すとおり、初年次教育として「修学基礎」、社会とのつながりを考える科目として、「日本学（日本と日本人）」、「技術マネジメント」、「科学技術者倫理」（以上必修科目）、「技術者と社会」（「技術者入門」から名称を変更し、2年次へ移行、必修科目）を開講している。学部学生はこれらの科目の中で、特に安全と倫理を繰り返し学習する。

教育課程全体を通して実現する「人間形成」



具体的にはまず、初年次教育科目「修学基礎」において、リサーチ・ペーパー作成演習や初学者が知るべき不正行為について学ぶ。不正行為については、盗用を中心に事例を交えて説明し、引用の正しいやり方を教えている。

その上で、2年次に開講している「技術者と社会」では、『新・技術者になるということ Ver. 8』の第5章「技術者の倫理」を教科書とし、企業で活躍している教員から技術者倫理および研究倫理、企業倫理について学ぶ。

更に3年次の「科学技術者倫理」では、科学技術者倫理について、視聴覚教材

を用いたケース・メソッドとグループディスカッションによって主体的に学ぶだけでなく、金沢工業大学で作成した『科学技術者倫理 講義ノート』において、研究倫理（特定不正行為（FFP）及び疑わしい研究行為（QRP）、アカデミック・インテグリティ（Academic Integrity））を明確に意識して学ぶこととしている。詳細は以下のとおりである。

- ・学習内容：科学技術者が共有する価値、専門職倫理と倫理綱領、国際社会における技術者、倫理的・意思決定の方法、社会の中の科学技術
- ・教科書：「科学技術者倫理 講義ノート」（金沢工業大学）、「新しい時代の技術者倫理」（NHK出版（放送大学教育振興会））他
- ・視覚教材：「ソーラー・ブラインド」（制作：金沢工業大学）、「ギルベイン・ゴールド」（制作： NSPE: National Society of Professional Engineers（全米プロフェッショナル・エンジニア協会））
- ・実施頻度：学部生は3年次に受講、大学院進学学生も同じカリキュラムを受講
- ・実施形式：必修科目として履修

このほか、応用バイオ学科では3年前学期における必修科目として「生命と倫理」を開講している。

【学生に対する研究倫理教育の特徴】

金沢工業大学における学生を対象とした研究倫理教育の特徴としては、学部4年間あるいは大学院工学研究科を含めた6年間の全教育課程を通して倫理教育を行う体制（EAC: Ethics Across the Curriculum）を構築し、運用している点である。金沢工業大学の教育の中核は「プロジェクトデザイン（PD: Project Design）教育」であり、これはPBL（Project/Problem Based Learning）に相当するものである。

しかしその成果を社会で生かすためには、自らの学びや研究と社会との関係を理解できなければならない。科学技術は現在、正負両面で社会に大きな影響を与えるとともに、逆に、科学技術の営みも社会から強く影響されているからである。そこで金沢工業大学では専門課程教育およびプロジェクトデザイン教育と並んで、科学技術と社会とのつながりを学び、考える一連の科目群を用意している。

また、金沢工業大学では、教育の中核であるPD科目の中で、必ず安全と倫理を取り上げている。特に、一部の専門課程の教員は、担当する専門科目の中で「マイクロ・インサーション」（Micro Insertion）という手法を用いて倫理的な問題を取り上げ、具体的な状況の中での倫理的問題の理解を促進している。マイクロ・インサーションとは、ごく普通の専門科目に、関連する倫理的因素を織り込

む手法である。マイクロ・インサーションにより、専門科目の中で、専門科目担当教員によって、専門科目の実情に即した技術者倫理教育を、比較的軽い負担で実践することが可能になる。

【大学院における研究倫理教育】

学部生の大半は卒業後就職するため、上記技術者倫理関係科目の教育内容はそれに合わせた内容となっている。このため、研究倫理に関する教育と指導が相対的に弱いことが以前から認識されていたが、上記の教育改革の学年進行に合わせて、平成20年度より大学院工学研究科において研究倫理を学ぶ必修科目「プロフェッショナルとしての倫理と行動設計」（当初2単位必修。その後、必修1単位および選択1単位に分割）を開講した。

当該科目においては、専攻を混在させた上でグループを編成し、世界3大論文不正事件を含む視聴覚教材を視聴後、グループ及びクラス全体でのディスカッションによってFFP及びQRPの問題を学ぶ。その上で、日本学術会議の声明「科学者の行動規範」及び附属文書「科学者の行動規範の自律的実現を目指して」（平成18年）の趣旨に基づき、所属研究室の研究倫理プログラムの作成と改善に取り組んでいる。

現在はCITI JAPANプロジェクトの受講と終了証の提出を単位認定の条件としているだけでなく、後期の選択科目では、米国保健福祉省研究公正局(ORI)が制作し、金沢工業大学の科学技術応用倫理研究所が翻訳、科学技術振興機構が提供するインタラクティブ教材「THE LAB」（日本語版）も活用している。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

研究データの保存については、「学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則」において、研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料を一定期間適切に保存・管理しなければならないと規定しており、保存期間は次のとおりとなっている。

- ・文章、数値データ、画像等の資料については10年
- ・実験試料、標本等の有体物については5年

○研究データの必要に応じた開示について

研究データの必要に応じた開示については、「学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則」において、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならないと規定している。

○研究データの保存や開示に関する周知について

研究データの保存や開示について、平成28年7月に研究部委員会（研究担当副学長、専攻主任、附置研究所長他により構成）で規定内容等の説明を行うとともに、全学部会（金沢工業大学・金沢工業高等専門学校の合同開催）においても規定内容等の説明及び学生への教育・指導を要請し、周知を図っている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

学校法人金沢工業大学では、相談や告発を受け付ける窓口を次の2つの部局に設けている。

- ①産学連携局長：不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）やその有無を証明する資料の破棄又は隠匿行為、研究資金の不正使用等（学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則）
- ②監査室長：本法人の寄附行為若しくは諸規則に違反する行為又はそのおそれがある行為（学校法人金沢工業大学における公益通報等に関する規則）

※監査室：学校法人金沢工業大学の中でも、独立性の高い組織

不正行為の窓口は産学連携局長であるが、「学校法人金沢工業大学における公益通報等に関する規則」において、監査室長は、公益通報等の内容が「学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則」の適用となるものと判断するときは、その対応を産学連携局長に移管することができると規定している。

○秘密保持の徹底等について

不正行為に関する相談又は告発があった場合の守秘義務については、「学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則」において、予備調査や本調査、認定の決定に関わった全ての者は、認定結果の公表までの間、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならないと規定している。

なお、学校法人金沢工業大学の規則集は、学内システムから全教職員が閲覧できるようにしている。また、全教職員に配布している「外部導入研究費の取扱要領」の中で不正行為等に関する2つの規程の名称を記載するなど、不正行為に関する注意喚起ならびに周知を図っている。

10 立命館大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下、新ガイドラインという。）への対応に関しては、立命館大学では、先んじて平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、改正ガイドラインという。）に向けた体制整備と有機的、かつ効果的に組み合わせる形で方針策定に取組んでおり、具体的には、平成26年5月に、各学部・研究科の副学部長・副研究科長および研究所・研究センターを統括する組織である研究機構の長で構成される研究委員会（委員長：研究を担当する副学長）の下に、各学部・研究科・研究部・教学部・財務部・総務部の教職員からなる対応ワーキング・グループ（以下、WGという。）を設置し、分野ごとの特性を議論し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」等を受けて、教職協働で真摯な議論を重ねながら、当大学に相応しい体制整備等に取組んでいる。

約半年間にわたり、WGでの検討や研究委員会、コンプライアンスの専門家や弁護士を含む学外の有識者や学長が出席する研究倫理委員会、学部長会議にて議論を重ねた結果、平成26年12月に新・改正ガイドラインへの対応に向けた方針（答申）文書を全学で確認し（常任理事会議決）、それにもとづき新・改正ガイドラインにそれぞれ対応する規程を平成27年3月に常任理事会において議決・策定している。

(2) 体制の整備

○責任体制

（URL <http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=230322&f=.pdf>）

平成27年3月に「立命館大学研究活動不正行為防止規程」を制定し、下記のとおりの役割とした。

【最高管理責任者】

研究活動における不正行為の防止についての最終責任を負う最高管理責任者として学長を充てる。

【統括管理責任者】

最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する統括管理責任者として、研究を担当する副学長のうち、学長が指名するものを充てる。

【統括管理副責任者】

統括管理責任者を補佐する統括管理副責任者として、研究部長を充てる。

【研究倫理教育責任者】

所属の研究者に対して、研究倫理の巡視を周知し、監督する責任と権限を有する研究倫理責任者として、教育研究組織の長を充てる。

【研究倫理教育副責任者】

研究倫理教育責任者は、研究倫理教育責任者を補佐する研究倫理教育副責任者を置くことができる。

また、上記規程に定める事項に当たる事務局を研究部とし、更に、研究倫理教育責任者として教育研究組織の長（学部長・研究科長・研究機構長）を充てるとともに、それを補佐する研究倫理教育副責任者（副学部長・副研究科長・研究副機構長）を置くことができるとしている。

なお、新ガイドラインの各項目を適確に反映させつつ、本大学固有の特長（以下参照）を生かした内容となるよう、教職協働で作り上げることを重視している。

- ・各学部・研究科の教員及び研究部（研究及び产学官連携に関する業務を担う）、
教学部（大学院も含む教育に関する業務を担う）、財務部（財務、経理及び管
財に関する業務を担う）、総務部（総務、法務、コンプライアンス、安全管理
などを担う）の教職員とで協働して検討を重ねた。
- ・教員及び研究者（ポスドク以上）の研究活動を担当する部（研究部）と大学院
学生を含む学生の学位論文を担当する部（教学部）とが異なっており、両部が
連携して不正行為防止に向けた取り組みを推進することを重視した。
- ・研究を主たる業務とする研究系教員及び研究職員が所属する研究機構（全学で
6 機構）についても、学部・研究科と同列に位置づけることを重視した。
- ・法人としては、立命館アジア太平洋大学も同じ法人の学校組織であり、大きな
枠組みとして立命館大学で検討しつつ、外国籍教員が約半数を占めるという
特性を踏まえて立命館アジア太平洋大学でも決定している。
- ・立命館大学における自然科学系学部の研究室の体制としては、主に教員 1 名
に対して総勢で数十名程度の大学院学生や卒研生等が所属する形。ドクター
や専門研究員、助教クラスなどの若手の研究者も在籍している研究室も数多く
ある。また、社会科学系の教員にも大学院生や卒研生等が所属しているが、
ドクターや専門研究員、助教クラスなどは、自然科学系の研究室に比して、少
ない状態で指導を行っている。

○研究倫理教育の実施体制

(URL http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/study_ethyl/se01.html/)

研究倫理教育の実施に当たり、副学長（研究担当）を委員長とする研究委員会（事務局：研究部）において、その構成メンバーである各学部・研究科の副学部長（研究倫理教育副責任者）並びに各研究機構長（研究倫理教育責任者）の間で議論、議決の上、各学部・研究科教授会並びに各研究機構運営委員会にて周知し、学部・研究科ごとに研究倫理教育を実施している。

また、大学院生を対象とした研究倫理教育の実施に当たっては、研究科を超えて共通に教育ができるセミナー（「(ア) 研究倫理プレセミナー」と「(イ) 研究倫理共通セミナー」）については、教学部、研究部、キャリアセンター等が有機的連携を行い、大学院のキャリアパス形成支援事業の取組を一体的に推進する母体である大学院キャリアパス推進室のもとで実施している。

さらに、専門分野と不可分で日常の研究指導等と密接に連携して行う必要がある研究倫理専門プログラムは各研究科主導のもと実施している。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究者からの日常的な相談は、研究費の執行管理を中心に、各キャンパスに設置している研究部の「研究企画課ならびにリサーチオフィス」が対応している（研究活動不正行為防止規程にも規定）。また、告発の受け付けについては、学校法人の規程である「学校法人立命館通報処理規程」を定め、通報窓口として「学内：法務コンプライアンス室」「学外：通報処理責任者（法務コンプライアンス室長）が指定する法律事務所」を設置している。提供される情報は、電話、書面、電子メール、ファクシミリ及び面談で受けるものとし、研究活動における不正行為にかかる事案については、研究活動不正行為防止規程にもとづき処理することとしている。

（3）研究倫理意識の醸成

○教職員に対する研究倫理教育について

新ガイドラインへの対応方針については、WG で検討した素案をもとに、研究倫理委員会（委員長：学長）及び研究委員会並びに学部長会議での議論を踏まえ、平成 26 年度中の実施計画について平成 26 年 12 月に常任理事会で議決した（その後、関連規程の制定及び改正については、平成 27 年 3 月に常任理事会で議決）。当初、平成 27 年度以降の実施計画についても、上記と同様のプロセスで意思決定することとしていたが、日本学術会議による教材の提供や日本学術振興会による教材の提供が開始されるなど、推進環境が刻々と変化してきていることもあり、それら社会的な動向を踏まえて、前述の研究倫理委員会及び研究委員会において個別に決定してきている。

平成 28 年度の現時点での教職員に対する研究倫理教育は、大学オリジナルの「研究倫理ハンドブック」及び「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得ー」の読了を中心として、日本学術振興会の e ラーニング（eL Core）の受講並びに平成 26 年度に開催した「学長以下、常任理事会メンバーを対象とした外部講師によるセミナー」、「研究機構所属の研究系教員および研究職員並びに研究部事務職員を対象とした外部講師によるセミナー」の際の資料及び DVD の視聴による研究倫理教育を行っている。

その他の研究倫理意識を醸成する取組として、平成 28 年度の実績として 48

回、昼休みの時間を活用して、若手研究者（大学院生を含む）が研究内容や研究成果を主に学部学生向けにプレゼンテーションをする研究成果報告会「ライスボールセミナー」を開催している。若手研究者をクローズアップして早くから表に立たせる訓練の場であり、研究者の議論の場を設けることでオープンな研究環境の醸成を図っている。

また、学部を超えた人間関係を構築するために、例えば、学内でエントリーできる公募の取り組み等、（イノベーション）研究機構を通じて、研究者の横のネットワークをつくるようにしている。

○履修管理・理解度の把握について

履修状況については、研究部（リサーチオフィス）において、すべての教職員から学長宛（あ）てに提出する「研究倫理教育に関する報告書」により学修状況を確認するとともに、所属組織別に報告書の提出状況を把握し、未受講者には適宜指導を行うことで履修状況を管理している。

（研究倫理教育に関する報告書における確認内容）

- ・『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』の読了
- ・日本学術振興会の e ラーニング（eL Core）の修了（修了証の提出要）
- ・外部資金への申請条件となっている場合、CITI JAPAN プロジェクトが提供する研究倫理教育プログラムの修了（修了証の提出要）

なお、理解度の把握については、「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」をベースに、オリジナルの理解度チェックテストを作成し、全 41 問（○×式）から構成される設問の中から、セクションごとに均一に出題している。今後は、全学を対象にした一斉セミナーの開催及びセミナー時間内での「理解度チェックテスト（第 2 弾）」の実施により把握することを検討している。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

外国人研究者や留学生等の研究倫理教育に関する対応としては、「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」及び「理解度チェックテスト」の英語版を冊子化した上で、対象者すべてに配布し学修を要請している。また、科研費申請に向けた学内説明会の中で「英語による開催日」を複数回設けて、啓発を行っている。なお、上記の教材は、「研究費執行ガイドブック（研究者用）」の英語版とともに学内者向け HP に掲載している。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

立命館大学には所属していないが、一時的に滞在して共同研究を行う研究者等への研究倫理教育については、特に、学内の研究プロジェクトに一定期間携わるものについては、研究倫理教育の受講を要請するとともに可能な限り学修状況について確認することとしている。

○学生に対する研究倫理教育について

(URL http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/study_ethical/se01.html/)

※大学院学生を対象とする研究倫理教育

平成 28 年度以降における大学院生を対象とした研究倫理教育の実施を検討するに当たって、教学部、研究部の役職者を中心としたワーキング・グループを平成 27 年度に開催し、その後、全研究科が参加する全学会議に提案、意見集約、意見交換を経て、本大学常任理事会での承認後、研究倫理教育を実施することに至っている。

平成 28 年度より、大学院生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、全大学院生を対象に以下（ア）～（ウ）の 3 段階による研究倫理教育を実施しており、教育の段階について研究科を超えて共通に教育ができる部分（下記（ア）、（イ））と、専門分野と不可分で日常の研究指導等と密接に連携して行う必要がある部分（下記（ウ））に分けて実施している。

（ア）研究倫理プレセミナー（課外）の実施

大学院入学後（4月初旬、9月下旬）に実施する新入生オリエンテーションの中で「研究倫理プレセミナー」を開催している。本セミナーでは、研究倫理を学ぶ意義、動機付けを行い、研究倫理は大学院生が主体的に考えるべき問題であることを認識させることを目的とし、新入生全員に「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会）の冊子を配布し、内容を紹介している。英語基準留学生に対しては英語版の「科学の健全な発展のために」の冊子を配布し、英語によるセミナーも実施している。

（イ）研究倫理共通セミナー（課外）の実施

本セミナーでは、研究倫理教育のプラットフォームとして位置づけ、研究倫理の基礎知識を獲得させることを目的とし、研究倫理に関する事例を題材としたグループワークを中心に行っている。また、本セミナーは日本学術振興会提供の研究倫理に関する e ラーニング教材「研究倫理 e ラーニング」を修了することを受講条件にしている。

グループワークでは「わたしが目撃した研究不正の現場」という主問題に沿って、どのような行動を取るべきか受講者同士でグループ（6 人程度）を作り、専門研究員のファシリテーターも交えて話し合い、グループごとに発表を行う。専門分野が異なる大学院生同士の話し合いにより、文理両方の考え方、研究状況の違いを知ることでき、あらゆる視点から問題を捉えることは、相互の良い刺激になる。ファシリテーター（専門研究員）の豊富な知識は、より活発で深い議論を交わすことに繋（つな）がり、参加者アンケートからもファシリテーターがついてくれて良かったという声もたくさん寄せられている。本セミナーでは、研究倫理というものが自身の身近にある問題として改めて認識する機会となり、行動の

仕方や問題意識の持ち方など倫理姿勢を学ぶとても意義深いものになると考えられる。

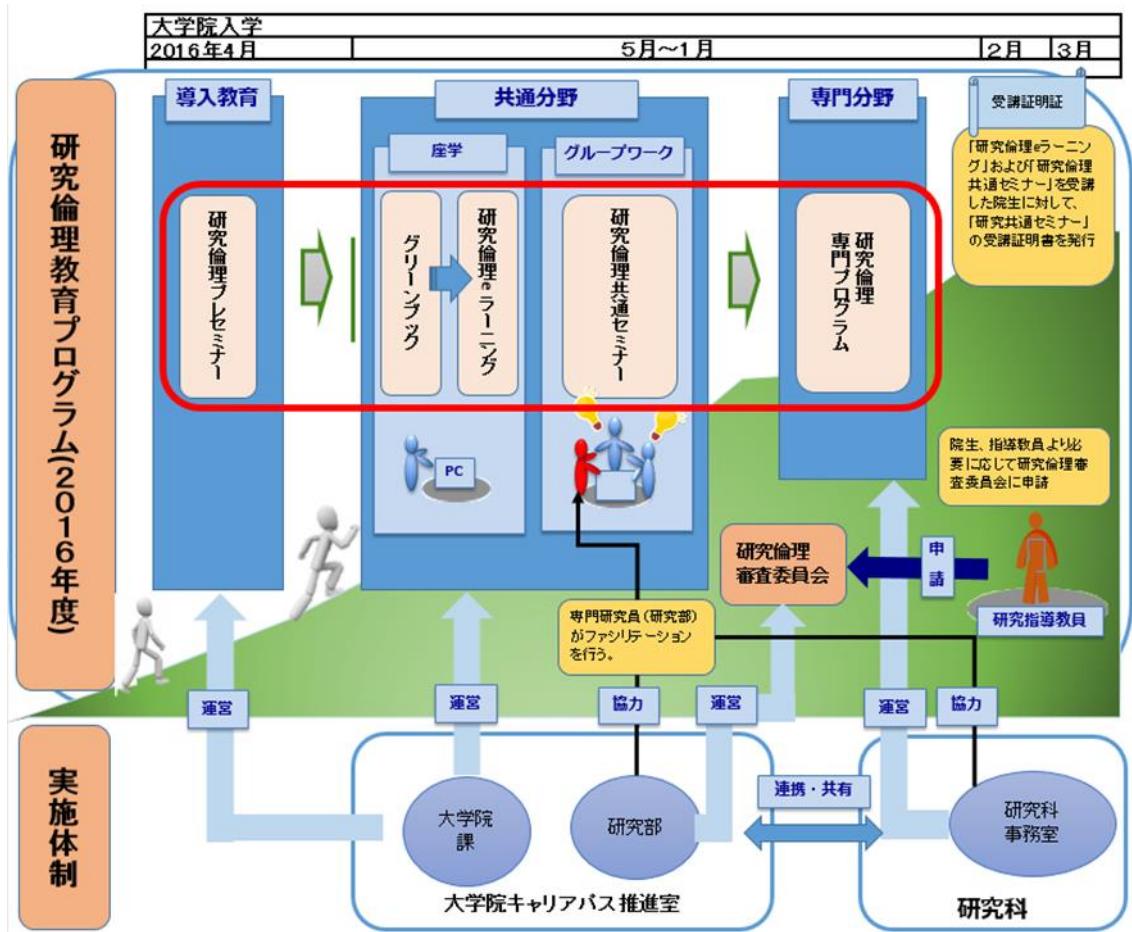
(ウ) 「研究倫理専門プログラム」

「研究倫理専門プログラム」は各研究科の専門分野の特性に応じた研究倫理の実践的知識を身につけさせることを目的としている。実施する内容は研究科ごとに異なり、ガイダンス、セミナー、正課科目、研究指導、FD など多様となっている。研究科でもオリエンテーションやガイダンス時の研究不正に関する注意喚起、面談による修士論文の執筆状況確認とともに研究倫理の涵養（かんよう）、研究リテラシー養成科目や共通科目を置いている学科もある。

また、日本語を母国語としない研究者や留学生等の研究倫理教育に関する部局等・研究室（教学部）における対応としては、平成 28 年度入学者より、英語基準留学生に対しては、英語版の「科学の健全な発展のために」を配布しており、研究科を超えて共通に教育ができるセミナー（「(ア) 研究倫理プレセミナー」と「(イ) 研究倫理共通セミナー」）については、キャンパスごとに英語によるセミナーも開催している。

その他、学部生への取り組みとして「レポート作成に当たっての注意」として、盗用・盗作は許されないといった内容のチラシを配っている。

【大学院生を対象とした研究倫理教育プログラムのイメージ図】



○今後の取組

今後の取組として、研究費の不正使用も含めた社会的な事案（他大学及び他研究機関で発生した不正事案）を、研究委員会を通じて周知することにより、本大学の研究者に対して危機意識を高めるとともに、研究者自らが科学者として必要な心得を改めて振り返る機会を、事務局側から積極的に設定している。

また、平成29年度からは、英語版のeラーニング教材「研究倫理eラーニング」のサービスが提供され次第、活用する予定である。さらに、教学部を中心に、研究部と連携の上、研究倫理意識を醸成していくための取り組みを検討し、全学會議に提案する予定である。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

データ保存の義務に関しては、立命館大学研究倫理指針において、「研究者は、当該研究に関わる資料・データ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行う。」とし、「研究者は、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録は、事後の検証が行えるよう

必要な期間保存するものとする。」と基本的な考え方を定めている。更に立命館大学研究活動不正行為防止規程第8条3項で「研究者は、不正行為を防止する前提として、立命館大学研究倫理指針にもとづき、研究のために収集または作成した資料、データ等の記録を、文部科学省が示す基準に従い、事後の検証が行えるよう適切に保存しなければならない。」と規定している。

保存する研究データは、各研究室において、全ての研究データのノート（紙媒体）とデータ（紙に打ち出してノートに貼り付ける場合もあり）を5～10年（研究によっては永続的に）保管している。データに関してはセキュリティ対策を講じ、特定のデータベースで読み込む形態で管理をしている。ただし、血液、標本などの実験試料の保存方法など学部及び研究室ごとによって差異があることから、保管スペース、コスト等の課題を含め、今後、機関全体としてどのように均一化を図っていくかが課題であると認識している。

また、助教等、任期に定めのある研究者が退職する場合、当該研究者自身の研究成果としてデータを持って転出している場合がある。ただし、一般的に自然科学系領域における実験は指導教員と共同で実施する場合が大半であるため、双方で保存するのが通例であるものの、現時点では、転出・退出時の保存（廃棄）ルール等について、機関全体として規定しているものではなく、課題であると認識している。

なお、保存又は廃棄対象とする研究データの区分については、特に定めていない。

これらの他、共同研究など他機関と連携する場合を含め、発明等の知的財産や研究成果の取扱いや帰属に関するルール（契約書雛形（ひながた））は定めているが、研究データの帰属先に関するルールは、特に定めていない。

○研究データの必要に応じた開示について

研究データの開示に関する取扱いは、各研究室において、分野別、年度別にノートを保管、データを保存しており、過去のものであっても、すぐに開示できるようになっている。上記同様に、保存情況の確認等について、今後、機関全体としてどのように対応していくかが課題である。

○各研究室等における研究データに保存・開示に係る取組事例

<A 研究室の取組>

ヒトの状態をデジタルデータに変換して評価を行うことを行っており、実験ノートというよりも、デジタルデータで管理し、改変できないようにしている。

個人情報については匿名化されたものを使うため、事前に研究倫理委員会に審査することになる。データの管理については研究テーマごとにフォルダを作成、データのチェックや論文の確認など、発表ごとに管理している。

<B 研究室の取組>

ポスドク 4 名、大学院学生 8 名、卒研生 6 名の体制で有機分子の評価を行っており、化学実験における一般的な形式にならない、実験ノートには作業過程を記録している。ポスドク・学生が実験データ（PC データ）を整理し、論文作成等に必要なもの、また関連するものを教員が隨時確認する。有機分子の合成とその物性評価という性質の異なる内容が大きな研究の課題であり、実験ノートと PC データを併用して研究を進めている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

研究者からの日常的な相談は、研究費の執行管理を中心に、各キャンパスに設置している研究部の「研究企画課並びにリサーチオフィス」が対応している。また、告発の受付については、「学校法人立命館通報処理規程」において、通報窓口として「学内：法務コンプライアンス室」、「学外：通報処理責任者（法務コンプライアンス室長）が定める法律事務所」を設置しており、電話、書面、電子メール、ファクシミリ及び面談で受けることとしている。

○秘密保持の徹底等について

秘密保持の前提として、学校法人立命館教職員就業規則において「機密文書の取り扱いおよび守秘義務」の条項を定め、「教職員は、学園情報の保護に関する規程に定めるところにより機密文書を取り扱い、守秘義務を遵守しなければならない。」とし、詳細は「文書規程」「学校法人立命館個人情報保護規程」「学校法人立命館特定個人情報等取扱規程」「学園情報の保護に関する規程」等で規定している。

さらに、立命館大学研究倫理指針で「個人情報の保護」に関して、「研究者は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。」「研究者は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。」と定めている。

また、学校法人立命館通報処理規程でも「個人情報の保護」並びに「秘密の保持」に関する条項を規定し、研究活動不正行為防止規程においても「守秘義務」に関する条項をおき、「相談窓口または調査等に關係する教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。」と規定している。

なお、立命館大学では、これまで調査委員会を設置し、本調査を実施した事案はまだ発生していないが、予備調査に当たっては、学長及び副学長の指示にもとづき、可能な限り外部有識者を入れ、調査結果の客觀性を担保するとともに、事務局の担当者も事務部長及び次長・課長のみを充てることを原則としている。

機密文書の取扱いは、関連規程に従い、法務コンプライアンス室並びに研究部（研究企画課）において、施錠できる書庫に保管することとしている。

（6）その他

○不正の防止に向けたその他の取組

現在、教学部が論文の剽窃（ひょうせつ）検知ツール（アシストマイクロ株式会社製（iThenticate））を導入し、教学部（事務局）のみの限定的な運用管理を行っているが、今後は教員にも開放し、教員自らセルフチェックを実施し、安心して研究成果を公表できるよう検討している。

また、学部学生・大学院学生には平成24年度より自らのレポート・論文等の提出物をセルフチェックするため、（Turnitin）を試験的に導入し、利用申請を受け付けた一部の科目に限定している。適切な引用指導を目的としていることから、日常指導にのみ利用しており、平成29年度以降の本格導入を検討している。

なお、立命館大学では産学連携の取り組みが多く、いろいろなノウハウがたまっており、それらを踏まえた企業との共同研究や秘密保持に関する契約などを行って一緒に研究する場合がある。例えば、企業との秘密保持契約の前に研究内容を開示することになると公知とみなされて、企業が他者に開示しても責任を問われないことがあるため、事前に契約を締結するようにしている。研究を始めるときには大学院生は確実に論文発表するので、企業に発表の了承を得ることとしている。これらの取り組みにより、立命館大学の共同研究の姿勢を示している。

○不正防止に取り組むまでの今後の課題

ガイドラインに基づく取組を実施するに当たり、立命館大学における今後の課題として、以下の項目について、大学が機関としてルール化し、その状況（実態）確認を具体的にどのような方法で実施するのか、実施コストも含め課題になっている。

- ・共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ・若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）の確立
- ・複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の研究代表者が研究成果を適切に確認できる体制
- ・研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保できる体制
- ・研究倫理教育の実施対象（学部生、一時的に滞在する研究者や学生）
- ・研究倫理教育の定期的実施（何年単位で実施するか）

1.1 神戸松蔭女子学院大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

神戸松蔭女子学院大学では、研究倫理に関して、平成20年2月に「研究倫理委員会規程」を制定して、「本学教員ならびにその指導する学生が行う研究またはその成果の公表が倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）を遵守して行われることを目的として、研究計画の内容を倫理的観点から審査する」（同規程第2条）とし、人間を直接対象とする研究計画を事前に審査・判定してきた。

研究倫理委員会では、教員や学生（主として院生）が所属している学会の倫理綱領にそって研究計画を審査することとしており、研究計画の審査に当たっては、研究期間、研究課題名、研究責任者（共同研究者）、研究の目的、意義、概要、審査の対象となる当該研究計画とその方法、被験者（予定）の内訳（人数、年齢、性別、職業等）、被験者に与えるリスクとその対策、個人情報を含む資料、試料の保管・廃棄方法、研究成果の公開方法、研究成果の見通しと研究によってもたらされる利益・貢献の諸項目から検討している。

また、平成27年2月には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月文部科学大臣決定）を受けて、「学術研究委員会規程」を改正し、学術研究委員会が研究倫理教育を所管することとしている。

更に平成27年3月には、「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」及び「研究活動上の不正行為に対する告発に関する細則」を制定し、研究活動上の不正行為防止のための総括者を配置するとともに、受付窓口や調査委員会などの詳細な規程を整えた。研究活動の不正行為の防止、倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）の遵守については、副学長（研究担当）が総括し、学術研究委員会（研究倫理教育担当）、調査委員会、研究倫理委員会の委員長として責任を負うこととしている。

現在、同大学では、研究に携わるすべての研究者に対する「研究者行動規範」の制定に向けて、検討を行っているところである。

(2) 体制の整備

神戸松蔭女子学院大学は、小規模の女子大学であるため、研究活動の不正行為に対して、部局（学部、大学院）ごとではなく、全学的に対応を行うこととしており、教育・研究とその他教学に関する重要な事項について審議・執行するための「教学委員会」を設置するとともに、専門委員会として以下のとおり「学術研究委員会」及び「研究倫理委員会」を設置している。

【学術研究委員会】

研究を活性化させ、研究水準の向上をはかることを目的として、研究紀要の刊行計画の立案・発行、学術講演会の立案、学内の研究環境整備に関する

こと、研究叢書（そうしょ）の管理の他、研究倫理教育の実施に関する事を所管する。副学長、図書館長及びその他の委員 6 名（文学部 2 名、人間科学部 2 名、キリスト教文化研究所 1 名、言語科学研究所 1 名）から構成され、副学長を委員長とする。

【研究倫理委員会】

教員並びにその指導する学生が行う研究又はその成果の公表が倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）を遵守して行われることを目的として、人間を直接の対象とする研究計画の事前審査、その他委員会が必要と認める業務等を行う。副学長、学部長、大学院研究科長から構成され、副学長を委員長とする。

○責任体制

「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」等において、以下のとおり研究活動における不正行為の防止等に関する責務を明確にしている。

【総括者】

研究活動上の不正行為の防止等に関しては、研究担当の副学長が総括し、研究活動上の不正行為が行われたとき、又はその恐れがある場合には、厳正かつ適切に対応する。

【研究倫理教育責任者】

研究倫理教育の実施すること等を所管する学術研究委員会の委員長（研究担当の副学長）を研究倫理教育責任者とする。

【部局の長（ちょう）】

部局における研究活動の不正行為の防止等に関しては、当該研究分野に近い学部や研究科の責任者が早急かつ適切に対処できるようにするため、部局の長（ちょう）（学部長・研究科長）が統括する。

○相談・告発窓口、調査体制等

研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等について、「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」及び「研究活動上の不正行為に対する告発に関する細則」で以下のとおり規定している。

【受付窓口】

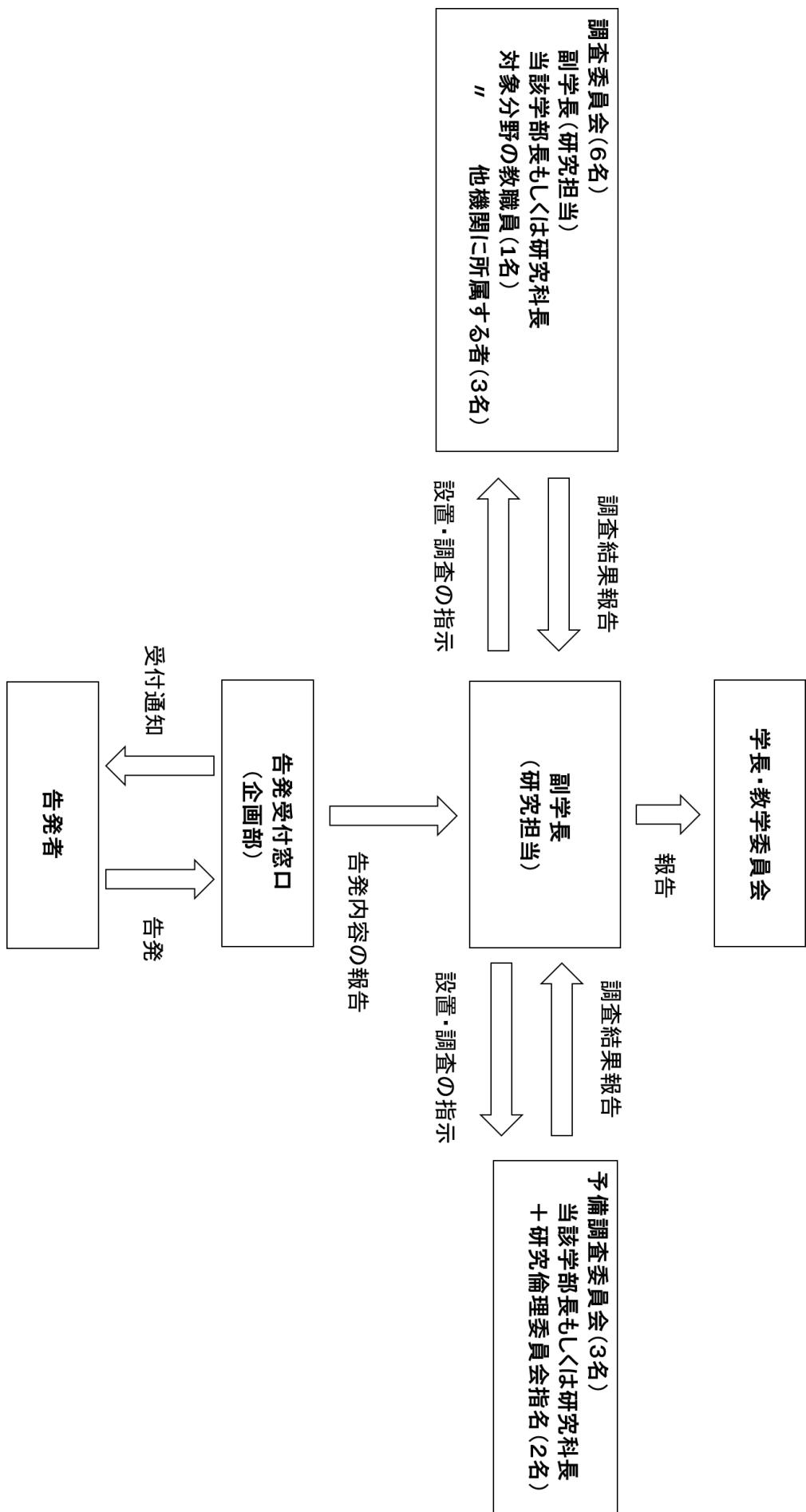
研究活動上の不正行為に関する告発及び告発に関する相談（告発までに至らない段階の相談をいう。）に対応するため、企画部に受付窓口を置く。

【予備調査委員会】

研究担当の副学長が研究倫理委員会の審議を経て指名した、当該部局の長（ちょう）を含めた3名の委員によって構成する。

【調査委員会】

副学長、当該部局の長、告発の対象となっている研究分野の教職員（1名）、告発の対象となっている教職員で他機関に所属する者（3名以上）、その他副学長が必要と認める者によって構成する。



(3) 研究倫理意識の醸成

○研究倫理教育に関する計画について

研究倫理教育の実施計画については、学術研究委員会にて策定し、教学委員会（教育・研究とその他教学に関する重要な事項について審議・執行する）の承認を得ることとしている。

平成 27 年度においては、専任教員及び大学院生の全員、担当事務職員に参加を呼びかけ、研究倫理教育を実施した。また、平成 28 年度においては、研究倫理教育の受講頻度は 1 回／5 年とすること、平成 28 年度～31 年度は、平成 27 年度未受講の者（新任教員、大学院生など）を対象とし、日本学術振興会の e ラーニング（eL CoRE）を導入することを計画に盛り込んだ。

○大学院生に対する研究倫理教育について

- 大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、研究倫理に関して、
- ・人を対象とする研究分野においては、人権・人格を何よりも尊重し、関係する法令を十分に理解し、これを遵守する。
 - ・研究倫理を深く理解し、データの取扱い、個人情報の保護、文献や資料の引用、研究成果の発表の仕方などにおいて研究倫理に反することができないよう、日常的に意識を持つ。

と定めている。その上で、大学全体として実施する研究倫理教育にも参加を義務付けるとともに、各専攻・指導教員が大学院の授業や個別指導を通して倫理教育を行っている。

各専攻における研究倫理に関する授業については、例えば、英語学専攻では、選択科目の 1 つである「英語学研究 111（言語科学方法論）」において、授業の後半（15 回の講義のうち、第 9 回～15 回）の到達目標を「研究上の倫理的な問題について適切な判断ができる」と設定し、研究者としての倫理的な問題、特に、データねつ造・論文剽窃（ひょうせつ）・人間を対象とする研究に伴う問題などを扱っている。また、心理学専攻では、修士論文の提出の際の注意事項に研究活動上の不正行為をしないよう記載するとともに、必修科目の中で「一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領」等を紹介すること等を通して、研究倫理を取り上げている。

さらに、平成 28 年 9 月には、大学院委員会において、研究不正防止についての大学院生に対する指導について、各専攻での現状確認が行われ、次年度から全専攻で適当な科目のシラバスに研究不正防止に関する内容を取り込むことを目指すこととなった。また、平成 29 年度大学院要覧では、各専攻の「修了要件・単位取得方法」に、研究倫理教育の受講が必要であることを明記することとしている。

○研究倫理教育の学修内容、教材、実施頻度及び実施形式について

神戸松蔭女子学院大学では、研究者（教員、大学院学生）、事務職員にかかわらず、原則として同一の教材・学修内容で実施している。

平成 27 年度については、人権に関する内容や研究費不正使用に関する内容とともに、研修会形式で、前編と後編に分けて研究倫理教育を実施した。研究不正に関しては、研究倫理映像教材「THE LAB」を用い、前編では大学院生の立場から、後編では研究室主宰者の立場から「THE LAB」を視聴し、それぞれ視聴後にグループ討論を行った。また、副教材として「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会）を用い、不適切なオーサーシップやデータの保存についても研修会で扱った。研修会後には、記名式のアンケート（兼 理解度の把握）を実施し、履修者を把握した。

平成 28 年度～31 年度は、日本学術振興会の e ラーニング（eL CoRE）を導入し、個人学修とすることを計画している。e ラーニングについては、団体登録をするため、進捗状況を管理者がチェックする。また、平成 29 年度から一般社団法人公正研究推進協会（APRIN）の会員登録を行い、CITI JAPAN プロジェクトの e ラーニングを利用することも検討している。

研究倫理教育の未履修者については、責任者（研究担当副学長）に報告され、教授会などを通じて履修を促すこととしている。

なお、研究倫理教育の受講頻度は 1 回／5 年としている。

○ 3 大学（神戸松蔭女子学院大学、奈良女子大学、武庫川女子大学）での研究活動支援での取組

神戸松蔭女子学院大学、奈良女子大学及び武庫川女子大学においては、女性研究者が連携機関の研究者や技術者などと新たな共同研究を立ち上げることや課題の発掘・計画提案などを支援し、研究環境の整備とダイバーシティ化を推進するため、関西圏女子大学連携プロジェクトを実施している。

関西圏女子大学連携プロジェクトでは、平成 29 年 2 月に神戸松蔭女子学院大学が担当して、第 3 回異分野交流会を開催した。第 3 回異分野交流会においては、研究倫理に関する研修を行い、研修の前半では、3 女子大学の研究倫理規程についての意見交換を、後半では 3 女子大学の研究者・大学院生の参加を募り、アクティブラーニングを取り入れた研究倫理に関する研修を実施した。

また、これまで 2 回の異分野交流会の実績を踏まえて、3 女子大学の研究者が新しい共同研究や協力体制を立ちあげ、共同研究のシーズを発掘する関西女子大連携プロジェクトを計画しているが、第 3 回異分野交流会はこれらのグループの研究倫理研修としても位置付けている。

○ 日本語を母国語としない研究者等に対する研究倫理教育について

現状では制度として定めていないが、平成 27 年度については、日本語を母国語としない研究者に対して、「THE LAB」（英語版）を視聴させた。平成 28 年度に

については、研究倫理教育教材として用いている「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-」（日本学術振興会）の英語版が公開されたため、これを通読させた。

なお、平成 29 年 2 月より日本学術振興会の e ラーニング（eL CoRE）の英語版が公開されたため、平成 29 年度からはこれを受講する予定である。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者等の研究倫理教育について

現状では制度として定めていないが、非常勤講師、共同研究者、客員研究所員などにも門戸を広げるとともに、必要に応じて研究倫理教育に参加するよう促している。

なお、一時的に滞在して研究活動を行う研究者・学生はごく少数であり、かつ大学に届けを出す必要があることから、すべて把握できるため、今後は大学の共同研究者に研究倫理教育の必要性を確認し、必要に応じて、日本学術振興会の e ラーニング（eL CoRE）を紹介していく予定である。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの保存期間等について

日本学術会議主催・学術フォーラム「科学研究における健全性の向上—研究活動における不正行為への対応—」（平成 27 年 2 月）で示された研究データ等に関するガイドラインに基づき、実験・観察をはじめとする研究活動については、実験ノートの形で記録として保存するとともに、論文や報告書、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）については、後日の使用に耐えられるような適正な形での保存を呼びかけている。

保存期間の目安については以下のとおりとしている。

- (1) 資料（文書、数値データ、画像など）については、原則として、当該論文の発表後 10 年間とする。
- (2) 電子データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップ作成により再利用可能な形で保存する。
- (3) 紙媒体の資料等については、少なくとも 10 年の保存が望ましい。
(保存スペースがない場合は合理的な範囲で廃棄)
- (4) 試料（実験試料、標本）や装置などの「もの」については、当該論文等の発表後 5 年間の保存とする。
(保存に多大なコストがかかる場合はこの限りでない（例 生物系試料）)

○研究データの保存・開示に関する規程について

上記の研究データの保存期間等については、現段階では規程として整備されているものではないため、今後、規程を整備していく予定である。規程化に当たっては、個人情報を含む内容を多く扱っていることについて特に議論が必要で

あると考えている。

なお、現状においては、研究倫理委員会が、研究課題について審査を行う際に申請者が所属している学会の倫理綱領をもとに、保存期間や保存方法について審査するとともに、上記研究データの保存期間に関する目安を踏まえ、少なくとも研究発表後に5年以上の保存が必要と指導している。

○データの開示

神戸松蔭女子学院大学においては、平成24年4月より国立情報学研究所のJAIRO Cloudを利用し、「神戸松蔭女子学院大学学術機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）の運用を行っており、専任教職員、研究員及び大学院生が行う研究活動により得られた成果物を積極的にリポジトリに登録し、広く社会に還元するように努めている。

図書館においては、平成27年度より、国立情報学研究所の連携・協力推進会議の機関リポジトリ推進委員会のワーキンググループに参加し、研究データ登録等に関してオープンサイエンスを含めた「学術情報の円滑な流通及び発信力の強化にかかる活動」を行っている。

また、図書館においては、リポジトリへの研究データ登録について、研究者の研究プロセス及び要望等についての調査を実施した。研究データについても、リポジトリにて開示を進める方向で取り組む予定であるが、研究データのリポジトリへの登録については発展途上であり、業界で議論されているテーマである。

データの開示の方向性として、公的研究資金による論文やそのエビデンスとなった研究データについては、研究報告書や調査報告書としてまとめて、可能な範囲で一般に公開するとともに、一般に公開できないデータについても、閲覧権を制限して、可能な範囲でリポジトリに登録・保管し、開示していく予定である。

内閣府により平成27年5月に出された「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」を踏まえ、規程及びポリシーの整備を進めていく予定である。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○受付窓口

研究活動上の不正行為に関する相談や告発に対応するため、企画部に受付窓口を置いている。

受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに副学長（研究担当）に報告するとともに、告発を受け付けた旨を告発者に通知する。副学長（研究担当）は、告発を受け付けた旨の報告を受けたときは、被告発者の所属する部局の長（ちょう）に通知するとともに、予備調査委員会を設置し、本格的な調査が必要と判断したときは、調査委員会を設置することとしている。

○秘密保持

秘密保持について、「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第12条第8項において、「調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（告発者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩（ろうえい）することのないように配慮する。」ことを規定するとともに、同規程第20条において、「調査に係る業務に従事する者は、業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に従事しなくなった後も、同様とする。」等の守秘義務について規定している。

12 久留米大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

久留米大学の基本理念として「真理と正義を探求し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理念をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする。」と定められている。この理念の元、特徴とも言える「久留米大学を選ぶ6つの理由」として「少人数教育で互いに育む環境」「『久留米』に根ざした社会貢献活動」「自主性に応える充実の国際力教育」「希望の道へきめ細やかな就職サポート」「学生生活を有意義に支える施設環境」「未来を創る高度研究の拠点」を標榜（ひょうばう）しており、全学部において少人数教育を実践している。

「科学者の行動規範について」（日本学術会議平成18年10月）の改訂に伴い、基本理念を踏まえて「久留米大学における研究者の行動規範」（平成19年7月制定）を全面的に見直し、「久留米大学における学術研究活動に係る行動規範」

（平成26年11月）へ改訂した。特に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月）が求めている「競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する」ことを受け、「久留米大学における研究費等の不正使用防止に関する基本方針」に加えて、対象者を学術研究活動に関わる全ての構成員とし、「研究者の責務」及び「職員の責務」、「公正な研究」、「社会の中の研究」等を明確にした行動規範を策定した。

(2) 体制の整備

○責任体制

久留米大学では、研究費等の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、「久留米大学における研究費等の不正使用防止に関する基本方針」を平成26年10月に策定した。

また、「科学者の行動規範について」の改定に伴い、「久留米大学における研究者の行動規範」を全面的に見直し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範（「久留米大学における学術研究活動に係る行動規範」）として平成26年11月に改訂した。

なお、対象者については旧規範の研究者から、研究者を支援する事務職員、技術職員及びその他の関連する全ての構成員（学術研究活動に関わる全ての構成員）に変更する等の改定を行った。

さらに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の制定に伴い、「久留米大学における公的研究費の管理・監査に関する規則」及び「久留米大学における研究活動の不正行為防止規定」の両規程を廃止し、新たに両ガイドラインに対応した「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規

程」を平成 27 年 4 月に策定した。

そのうち、「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」については、大学における研究活動の不正行為を防止するための取組、不正行為に対する申立て手続、当該研究活動に関わる資金配分機関等への報告等を定め、不正行為に適切に対応し、大学における研究倫理の維持と向上に資することを目的として策定したところである。

具体的な規程上の役割は以下のとおりである。

【最高管理責任者】

久留米大学における研究活動を総括し、不正行為の防止等に関する最終責任を負う者として、学長をもって充てる。不正行為の防止等に関する基本方針の策定・周知、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への指導、効果的な抑止効果を有する環境体制の構築、研究倫理を周知するための教育・啓発活動等に努める。

【統括管理責任者】

最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動等を推進するため、久留米大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者を統括管理責任者とする。不正行為防止等の基本方針に基づき、具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者へ報告する。

【コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）】

公正な研究活動等を推進するため、部局を統括する実質的な責任と権限を持つ者をコンプライアンス推進責任者（研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおける「研究倫理教育責任者」の役割を含む）とする。部局の不正行為防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者へ報告する。

○研究活動コンプライアンス委員会の設置

平成 26 年度までは公的研究費の研究活動における不正使用防止を図るために「公的研究費不正使用防止委員会」を設置し不正使用防止の取組を実施してきたが、このたびのガイドラインの改正に伴い、研究活動における不正行為防止にも対応できる「研究活動コンプライアンス委員会」を平成 27 年 4 月に改組設置した。委員会は最高管理責任者の下で不正行為防止計画の実施に係る管理・運営を行う組織として設置され、統括管理責任者を委員長に任命し研究活動に係る不正行為防止への取組を推進することとした。

また平成 27 年 5 月の「第 1 回研究活動コンプライアンス委員会」において研究活動における不正行為防止にも対応できる委員を選出・委員会を設置した。委

員会開催については、不定期開催ではあるものの平成 27 年度においては 3 回開催した。

○「研究活動コンプライアンス推進体制図」の策定

ガイドラインの改正に伴い、既存の「公的研究費の管理・監査組織体制図」を全面的に見直し、競争的資金等の運営・管理に関わる責任者や役割等の責任体系の明確化を図り、ガイドラインに沿った新体制「研究活動コンプライアンス推進体制図」を平成 27 年 4 月に策定した。

旧組織体制に替えて研究活動不正行為防止の体制を盛り込み、二つのガイドラインに対応可能な新体制を策定した。また、最高管理責任者を始めコンプライアンス推進責任者やコンプライアンス委員会等の役割が研究者に理解できるよう明示した。

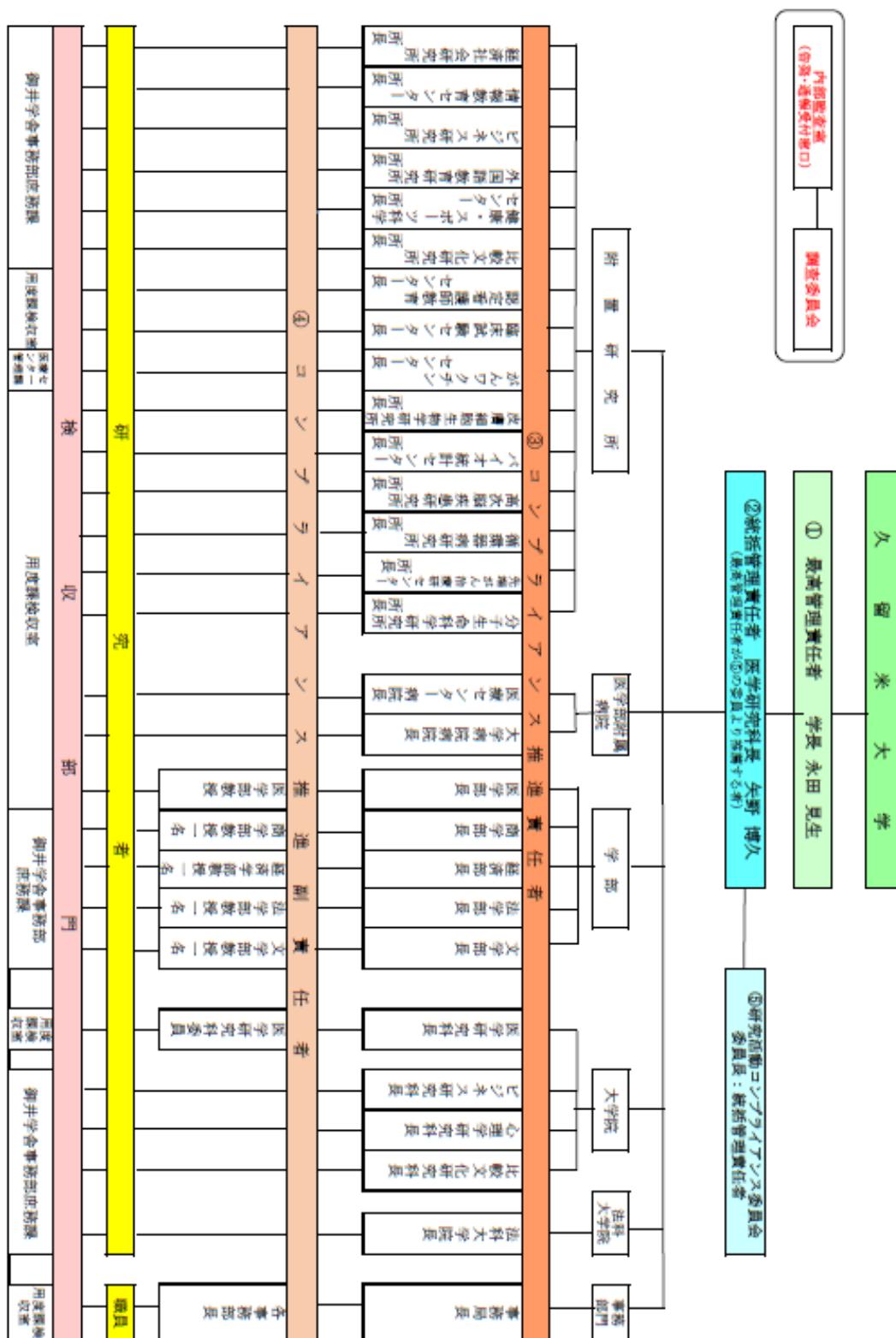
○研究活動に係る不正行為の防止に関する「誓約書」の提出

平成 26 年 9 月付けにて学術研究活動に関わる全ての構成員を対象に、公的研究費等の使用（運営・管理）に係る規程等の遵守及び不正を行わない旨を誓約した「誓約書」を最高管理責任者である学長宛（あ）てに提出することを義務付けた。平成 27 年度においては、ガイドラインの改正に伴い誓約する内容を見直し、研究データの保存・開示に関する内容を含めた「誓約書」の提出を義務付けた。

公的研究費の使用に係る限られた教職員ではなく、公的研究費以外も含め久留米大学における全ての研究費の管理・運営に関わる、全ての研究者及び研究を支援する事務職員等に対象を拡大し、遵守事項の意識向上を図ることを重視した「誓約書」となっている。

なお、平成 27 年度に一度「誓約書」を提出した者は平成 28 年度以降の提出は不要としているが、「誓約書」内容に変更が生じた場合は隨時新たに「誓約書」の提出を求めることとしている。また平成 28 年度からは科研費等の応募の際に「誓約書」の提出を応募の条件とした。

久留米大学における「研究活動コンプライアンス推進体制図」



○研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育の実施体制については、最高管理責任者である学長が、不正行為の事前防止に努め、公正な研究活動を推進するとともに研究倫理を周知するために、教育・啓発活動に努めることとして、全学的な環境体制等を構築するとともに、部局等においても、それぞれの研究分野の特性等を踏まえ実施体制を構築している。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

二つのガイドラインの改正内容を踏まえ、研究活動における不正行為に関する学内外からの申立て（相談を含む）を受け付けるための窓口を内部監査室に設置している。

内部監査室にて不正行為に関する申立てを受け付け、最高管理責任者である学長へ報告する。学長は、予備調査を経て調査委員会（弁護士等の学外有識者を含む）を設置し、本調査を開始することを「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」に規定している。

また、申立ての方法等については、ホームページや「研究活動コンプライアンス研修会」等を通じて、学内外に広く周知している。

（3）研究倫理意識の醸成

○教職員に対する研究倫理教育について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、これまで実施してきた「公的研究費不正使用防止に関する研修会」に加え、平成26年度から不正行為への対応に関する内容を追加し、「研究活動コンプライアンス研修会」を実施した。平成27年度からは、学術研究活動に関わる全ての研究者に対して、公認不正検査士や研究倫理に知見のある研究者の講義の実施により倫理教育受講の重要性を周知徹底、受講機会を確保するとともに、理解度テストを実施し、その結果を受講者へフィードバックすることによる理解度の向上を図った。

今後は、さらなる研究倫理意識の向上を図る上で、文部科学省や日本学術振興会の研究公正担当者による講演や、監査法人の倫理教育担当者の講演も検討している。

<e ラーニングについて>

現在、学内全体としての研究倫理教育に関する取組は、主として紙ベースの資料を用いて実施しており、今後においては、日本学術振興会のe ラーニング（eL Core）による集団受講についても検討することとしている。

なお、現時点においても臨床試験を行うための倫理審査を受ける場合にはCITI JAPANプロジェクトのe ラーニングを受講し、受講証明書を提出すること

を義務付けている。

<セミナーについて>

平成 25 年度までは、公的研究費の運営・管理に関わる研究者、事務職員等を対象に、科研費等公的研究費使用に関するルールの周知やそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるかなどを理解してもらう意識啓発のため研修会を開催してきた。また、終了後に参加者に対し、公的研究費のルールについての理解度を把握するため、アンケート形式の調査も実施してきた。このたびの改正に伴い、平成 26 年度は新たに研究活動における不正行為への対応についての研修内容を追加し「研究活動コンプライアンス研修会」として別途 3 回実施した。平成 27 年度においては、公認不正検査士による「公的研究費の管理・監査のガイドライン対応について」、研究倫理に知見のある研究者による「学術研究活動に係る不正行為の防止について」の 2 部構成で 2 回実施し、録画放映による研修会を 4 回実施した。

平成 26 年度までの研修会は、公的研究費の使用に関わる研究者等(事務職員他)を対象に実施してきたが平成 27 年度より、研究費不正の問題が機関全体、さらには研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすことから、久留米大学において研究する者また研究を支援する者全てに受講を義務化し、さらに、全ての研究者等が受講できるよう受講の機会を複数回設けることとした。

○履修管理・理解度の把握について

受講者には平成 26 年度より「研究活動コンプライアンス研修会受講修了証」を発行し、3 年を有効期限として倫理教育の受講確認・管理を行っている。また修了証には次回の研修会受講年度を記載しており、受講義務を促している。

具体的には、「研究活動コンプライアンス研修会」受講者に対して理解度テストを実施し、「研究活動コンプライアンス研修会」終了後提出させている。理解度テストには、所属先・氏名を記載することで受講(履修)確認を行っている。提出された理解度テストをもとに受講者の履修記録をデータベース化し産学官連携推進室が管理している。

平成 26 年度までの理解度の把握については研修会終了後に理解度テストを実施し、解答をホームページに公表するとともに採点結果を受講者に返却、再確認をしてもらい、理解度の低かった設問に対しては、次の研修会においてフィードバックし内容の修正等を行い、受講者に理解してもらうよう講演することとしていた。

平成 27 年度からは、第二部のテストをその場で自己採点し、誤解答に対する理解度不足を認識してもらっている。その上で、テスト提出後、採点を行い、受講者へ返却している。また解答結果については、研修会終了後に、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に報告を行うとともに、次

年度の「研究活動コンプライアンス研修会」資料へ解答例やグラフ等を挿入し、理解度を深めるようにしている。当該年度のテスト解答及び集計結果については、学内者のみ閲覧可能なインターネット上に掲載する予定としている。

○日本語を母国語としない研究者に対する研究倫理教育について

日本語を母国語としない研究者や留学生等が在籍する場合、機関全体としての研究倫理教育の対応は現在行っておらず、今後の検討課題としている。

○一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について

一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生（医学部の講座において研修の受入れ、医学研究科において特別聴講学生及び特別研究学生の受入れを行っている）についても、機関全体としての研究倫理教育の対応を行っていないため、今後の検討課題としている。

○学生に対する研究倫理教育について

大学院生については、研究活動に従事する研究者と位置づけ、公認不正検査士による研究倫理教育の受講の義務化を図った。

学部学生に対しては、規範意識の向上を図るため倫理教育をカリキュラムに組み入れ、5学部全てにおいて研究倫理教育の講義を実施しており、学部ごとの講義内容及び目標等を次のように記している。

- ・研究に関する基本的事項の修得及び研究に関する倫理を身につけることを目標とする。
- ・論文指導を通じて研究者倫理に関する基礎的素養を修得する。
- ・アカデミックリテラシーについて学習する。
- ・基礎演習、専門演習、卒業論文で、学問的研究の基本的事項修得及び研究者倫理を理解する。
- ・「基礎演習指導マニュアル」をガイドラインとする。
- ・演習におけるレポート指導を通じて、研究者倫理に関する基礎的素養を修得する。

なお、これらの講義を担当する教員に対する研修については、3月下旬に行っている。

○各研究室等における研究倫理教育に係る取組事例

<A 研究室の取組>

大学及び臨床研究教育サイトでの研究倫理教育を受講するとともに、当講座のラボミーティングで月に2回は研究倫理についての指導を行っている。

当講座に所属しているメンバーについては、所属研究機関が行う「研究活動コンプライアンス研修会」、遺伝子組み換え実験研修及び動物使用訓練を受講する

とともに、臨床研究教育サイトで「研究倫理指針」及び「臨床研究の基礎知識」を受講している。

一時的でも研究を行う研究者に対しては、隨時ラボミーティングにおいて、研究倫理の基本（医の倫理、人権保護、検体の保存方法、動物の使用と保護、遺伝子組み換え実験法、ラボノートの書き方、データの保存）について指導を行っている。ラボミーティングについては、研究者が自らの研究の進捗を記載するラボノートの他にラボミーティングの際にその内容を記載するノートの2種類がある。ラボミーティングの際に内容を記載する担当者はミーティングの発表内容を理解しないと記載できないことから研究者間でのお互いの研究内容を知ることができるのである。

現在日本語を母国語としない研究者や留学生等は在籍していないが、もし在籍した場合は英語により教育を行う。

医学部の国際認証に伴うグローバル化を目指し、英文の倫理教育テキストや研究倫理を開示しているウェブサイト（例：National Institute Health in USA や Howard Hughes Medical Institute）の抄読会を検討中。

<B 研究所の取組>

臨床の研究者に対して基礎研究の場を提供することが研究所の目的の一つであるため、研究倫理に関する責任者を研究所に常駐させ、検体採取、研究実施、研究室ミーティング、成果発表準備、成果発表後等の研究ステージに応じた実践的な教育をon-the-job training (OJT)として行っている。

研究室ミーティングではオリジナルデータを公開することにより、恣意（しい）的なデータ操作や検体の喪失等、研究の公正さと再現性が損なわれ得る事態が起こることを防いでいる。

各種研究方法に精通したサポートスタッフを配置し、サポートスタッフと臨床の研究者が協力して研究を実施することで、研究初心者に対して研究結果の再現性と公正さを確保するための実践的なOJTを行っている。

研究倫理上の潜在的な問題にサポートスタッフが気づいたときには直ちに責任者に報告し、起こりうる問題と対策についての情報を責任者から発信し、研究所全体で共有している。

機関全体として研究倫理教育が実施されており基本的な考え方が示されている。研究所では、この基本的な考え方に基づき、研究倫理が研究現場でどう実現されるべきかを主眼として現場に即した実務的な教育活動を実施している。またその考え方をホームページでも周知している。

一時に研究所で研究を実施する研究者については、本来の所属機関での研究倫理教育について確認を行っている。当該研究者や学生による研究実施に当たり、責任の所在を明確にする。各種研究方法に精通したサポートスタッフを配置し、研究初心者に対して研究結果の再現性と公正さを確保するための実践的

なOJT教育を行っている。

実践的な研究倫理教育を重視しており言語的、非言語的な教育を実施している。言語的な教育としては、現在在籍する者は日本語が堪能なため主に日本語を用いており、適宜英語を併用している。非言語的な教育としては、サポートスタッフとともに研究を実施し、研究室ミーティングでオリジナルデータを公開することにより、恣意（しい）的なデータ操作や検体の喪失等、研究の公正さと再現性が損なわれる事態が起こることを防いでいる。

基本的な考え方に基づき、研究倫理が研究現場でどう実現されるべきかを主眼として、研究倫理責任者と研究サポートスタッフにより現場に即したOJTを実施している。責任者及びスタッフが経験を重ねることで適切かつ実践的な研究倫理教育を実施できる体制を作り、研究所全体の倫理意識を常に向上させることを目指している。

<C 研究センター（部門）の取組>

特別な体制や仕組みは設けていないが、個々の研究を指導する際にデータの保存の仕方、実験ノートの書き方について助言している。

また、所属研究者に対し、①機関が行う「研究活動コンプライアンス研修会」を受講しているか、②具体的に個々の研究が倫理委員会での審査が必要なものか、必要ならば実際に申請されているか、をチェックしている。

一時的に滞在して研究を行う研究者は数年で異動し流動性が高く、それぞれのバックグラウンド、目標も異なるため、コンプライアンス教育を個々人に根気よく続けていくものと考えられている。

なお、文部科学省が配分する研究プログラムにおいて、人事交流が盛んになり、インドから2名のポスドクを受け入れたことがあり、研究を指導するに当たっては、他の研究者に迷惑をかけないよう、適切に指導しなければならないという意識が働き、倫理意識が高まったと感じている。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について

研究データの保存・開示については、研究者等は万一不正行為の疑いを受けた場合の自己防衛に資することから、研究者の責務として「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」第7条に規定すると共に、最高管理責任者である学長宛（あ）てに「誓約書」を提出することとしている。

保存の対象とする研究データ及び期間については、配分機関の特段の定め等がない場合は、『研究成果に至る過程を示す客観的で検証可能な研究データ（実験ノートなど文書、電子データ、画像等）』を対象とし、これを『原則、論文発表後10年間（実験試料や標本などについては5年間）保存』することとして、これらの内容について誓約することとしている。

保存する研究データの詳細な運用については、所属する研究者自身に任せており、機関全体としての対応は行っておらず、保管場所の提供も行っていない。

また、規程以上の詳細な保存対象、廃棄対象とする研究データの判断基準は、各講座、研究者個人に任せている。

なお、転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、当該研究の責任者に任せている。これらのほか、研究データの帰属先に関するルール等を含め、研究データの保存に関連する運用ルールについては、今後の検討課題である。

○研究データの必要に応じた開示について

研究データの開示については、規程において配分機関の特段の定め等がない場合は、「開示を求められたときは、必要に応じ開示すること」として、研究データの保存と同様に誓約することとしている。

○研究データの保存や開示に関する周知について

久留米大学では、公認不正検査士による「第一部 公的研究費の管理・監査のガイドライン対応について」及び研究倫理に知見のある研究者による「第二部 学術研究活動に係る不正行為の防止について」の二部構成で研究活動に従事する全ての研究者(大学院生・本務の有無に関係なく)、研究を支援する事務職員・研究補助員等に対し、コンプライアンス研修会を実施しており、誓約書の提出も含め、当該研修会を通じて研究データの保存や開示に関し周知している。

<A 研究室の取組>

研究データは電子媒体と紙媒体の両方で保存しており、要請があれば即座に開示できるようにしている。

転出又は退職者のラボノート原本及び電子媒体に保存された研究データは当講座で最低10年間は保管する。また、ヒト検体管理表及びマウス管理表は、当研究室内の全ての研究者に共有のため転出又は退職後も、そのまま研究室で保管する。

ヒト検体より得られたデータ（例：レパトーワ解析データとDNAマイクロアーデータ）については、論文投稿以前から当研究室ホームページ又は共同研究施設ホームページでの開示を検討している。

主要な研究データは、ローデータから全てラボミーティングで提示して全員で議論し、ラボミーティングでの内容は、個人用のラボノートとは別に研究室用のラボミーティングノートに記録されている。筆記の担当は誤った内容を記載しないように注意するため、その議論した研究を把握する効果も期待できる。

<B 研究所の取組>

データアーカイブ用のハードディスク・ドライブを購入し、コンピュータの自動バックアップ機能を利用してデータを保存する体制を構築しつつある。

知的財産権の保護では研究機関の方針と部局の方針の整合性が重要である。整合性を確保するために、知的財産権が生じうる研究成果が得られた場合には速やかに担当部署に告知する。研究データ開示と知的財産権保護の方針の検討を開始する。

データアーカイブ用のハードディスク・ドライブはB研究所で保管する方針である。

<C 研究センター（部門）の取組>

研究データの保存について、国・機関の規定に沿う対応を指導している。

原則として5年間はデータ等、保存している。それ以降は研究者に引き取ってもらうことにしており、ヒト（患者等）情報が含まれる場合には、適切な処分を行うよう研究者に勧めている。研究者が処分できない場合には、研究者の依頼により大学を通じ適切に処分を行っている。研究室主宰者のデータもほぼ同様の方針であるが、実質的には10年以上データは保存している。

論文化する際、データが妥当で信頼できるものであるか吟味している。予算の使途についても秘書を含めた厳重な管理を行っている。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○相談や告発を受け付ける窓口について

内部監査室にて不正行為に関する申立てを受け付け、最高管理責任者である学長へ報告する。学長は、予備調査を経て調査委員会（弁護士等の学外有識者を含む）を設置し、本調査を開始することとしている。

○秘密保持の徹底等について

信頼性ある調査への取組としては、申立者及び被申立者の保護について「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」において、「不利益を生ずる取扱いをしてはならない」としており、調査委員会委員は申立者及び被申立者と利害関係を有しない者とし、半数以上は外部委員（弁護士等の学外有識者）とすることで、公正性と透明性の確保を図っている。さらに、申立者・被申立者は調査委員会委員に対する異議申立てがある場合は、異議申立書を提出することができる。また、関係書類については、内部監査室の鍵付きの保管庫へ収納することや申立て（相談を含む）の受け付けから調査等にかかる全ての関係者が細心の注意を払うこと等、秘密保持の徹底を図っている。

（6）その他

○不正の防止に向けたその他の取組

- ・平成 27 年 11 月、研究活動における不正行為防止の一環として「画像不正と疑われない画像処理」と題して、教員・研究者、修士・博士課程の院生を対象（医学系）に、画像の基礎と基本操作及び画像処理・解析処理等についてのセミナーを情報システム関連企業の協力の下で開催し、研究活動における画像処理方法について知識を深めている（受講者数 95 名）。
- ・平成 28 年度科学研究費助成事業応募説明会（平成 27 年 9 月 14 日、16 日の 2 回開催）において、平成 26 年度の内部監査における監査内容や不正発生要因となる事項等を研究者・研究支援者（事務等）を対象に報告を行い理解増進に努めている。
- ・企業との共同研究や受託研究については、産学官連携推進室を窓口として管理し、久留米大学利益相反マネジメント委員会における検討により利益相反の防止を推進している。
- ・研究活動の不正行為の防止及び研究倫理リーフレットの作成・配布、学生ガイドブックにおいて、レポートにおけるコピー＆ペーストの禁止をうたっている。
- ・大学全体として、研究室同士、研究者同士は垣根の低いことから、検体を集めやすい状況であり、医学部での論文の複数名チェックすることが定常的に行う環境が構築されている。

○不正防止に取り組む上での今後の課題

ガイドラインに基づく取組を実施するに当たり、久留米大学における今後の課題として、「コンプライアンス教育」及び「研究倫理教育」の有効期間について課題があると考えている。

今後も「研究活動コンプライアンス研修会」については毎年開催する予定であるが、受講管理をする上でそれぞれの教育の有効期限等をどの程度に設定するか検討を行う必要があるものと考える。

また、先述した「留学生等への研究倫理教育の実施」、「一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育」、「研究室主宰者が転出又は退職する場合の研究データの保存」、「研究データの帰属先に関するルールの整備」についても今後の検討課題である。

13 高エネルギー加速器研究機構

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等

高エネルギー加速器研究機構は、「国公私立全ての大学の共同利用の研究所」として、最先端の大型粒子加速器を用いて、宇宙の起源、物質や生命の根源を探求して研究開発を行っている機関である。高エネルギー加速器研究機構において科学研究に携わる者は、学問の自由の下に自ら専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受しつつ、社会からの信頼と負託に応えるという重大な責務を負っていることから、社会に対する説明責任を果たし、自らの行動を厳正に律する必要があるとして、平成18年7月に「科学研究に携わる者の行動規範」(以下「行動規範」という。)を定めた。行動規範では、「本行動規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、自らねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をしないだけでなく、不正行為を見逃さず、不正行為が行われない研究環境の整備に努めなくてはならない」とし、研究活動上の不正行為の防止をはじめとして、利益相反行為や研究費の不正使用等の防止に向けた取組の基本方針としている。

また、平成27年3月に定められた「基本理念」においても、不正行為に対し、「科学研究に携わる公的機関として、社会からの信頼と負託に応えるため、安全遵守、不正防止や倫理保持等に取り組み、社会に対する説明責任を果たす」としている。

加えて、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 中期目標」(第三期、平成28年4月～平成34年3月)においては、「科学研究に携わる公的機関として、社会からの信頼と負託に応えるために、関係法令等の遵守を徹底し、コンプライアンス意識を高めることにより、不正防止や倫理保持等の対策に取り組む。」とし、前回の中期目標から引き続き、不正防止等を掲げている。

「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構中期計画」(第三期、平成28年4月～平成34年3月)においては、「社会から求められている科学研究に対する高い倫理意識の維持と研究費使用のルール等に対する理解を徹底するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、マニュアル等の整備を行うとともに職員説明会を毎年度実施するほか、eラーニングシステムを活用し受講者の理解度や受講状況を管理監督し、職員の不正防止に関する意識を向上させるなど、不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制を強化する」とし、前回の中期計画と比較してより具体的に不正防止等について記載している。

こうした方針等については、不正行為の防止を図ることで社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えるために設定されているものである。

不正防止に向けた具体的な取組については、文部科学省の「研究活動における

不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、取組を進めている。

（2）体制の整備

○責任体制

高エネルギー加速器研究機構では、ガイドラインの制定を踏まえ、平成27年3月に「公正な研究活動の推進に関する規程」（以下「推進規程」という。）を制定し、機構長、理事及び研究者の責務や研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を行う研究倫理教育責任者の設置等について定めた。この際、特に、機構長、理事、研究者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確にすることで、組織としての責任体制を確立することを重視した。各責任者の責務等については、規程で以下のとおり定められている。

【機構長の責務】

機構長は、公正な研究活動を推進し、また不正行為への対応について機構の体制を整備する。

【理事の責務】

機構長が指名する理事は、研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を統括する。

【研究倫理教育責任者】

研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、不適切な研究活動の防止を図るため、所属の研究者に対し研究倫理に関する知識を定着、更新させるための研究倫理教育を実施する。また、公正な研究活動の推進及び不正行為に関する相談を受け付けるとともに、必要に応じて指導を行う。

研究倫理教育責任者は、各研究所等の長（ちょう）をもって充て、当該研究所等における研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組の実施について統括する実質的な責任と権限を持つ。なお、研究倫理教育責任者を補佐する副責任者については、各研究所等の副所長や主幹、センター長を任命し、実効的な研究倫理教育を行う。

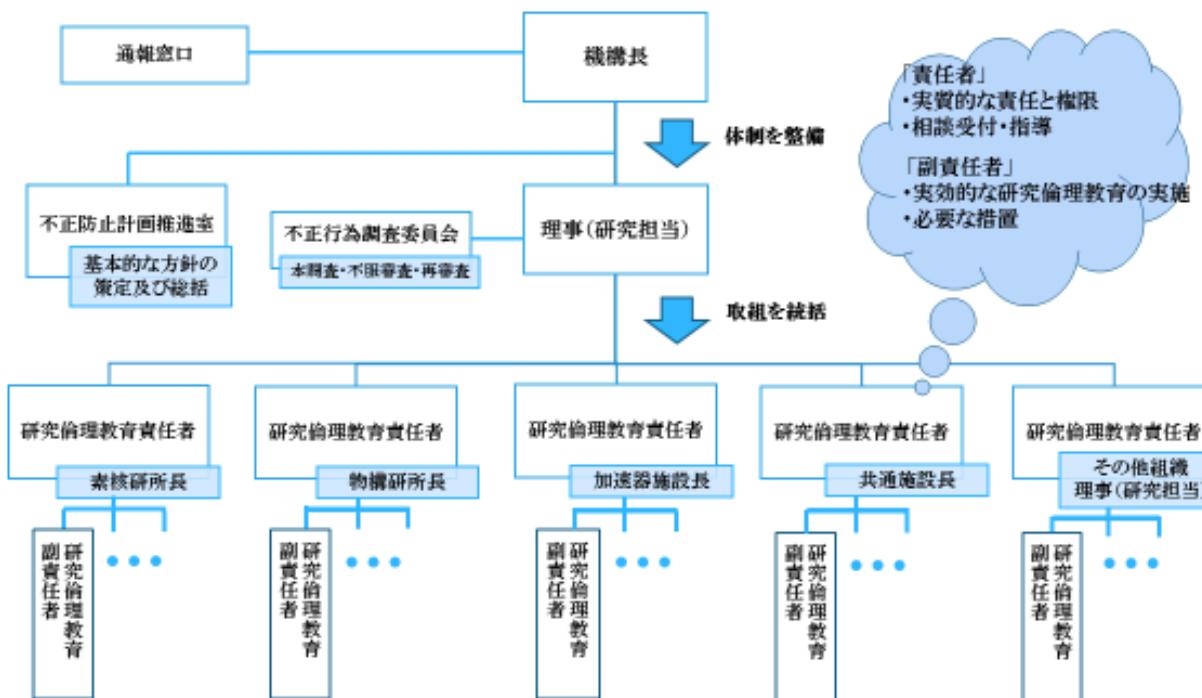
【不正防止計画推進室】

公正な研究活動の推進に必要な取組を効率的に実施していくため、研究費の不正使用の防止についての計画及び推進を担当している不正防止計画推進室が、公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括も所掌している。

なお、同室の事務は関係部課の協力を得て、研究協力部研究協力課において処理している。

体制整備に当たっては、不正行為への対応は高エネルギー加速器研究機構における研究を活性化させるためであること、不正行為の防止に係る対応の基本は研究者自身の規律が基本であること、不正行為が起こりにくい環境にするためには、組織としてどのような対応が可能か、等の点を重視している。

研究活動における不正行為への対応に係る 高エネルギー加速器研究機構内の責任等体制図



○研究倫理教育の実施体制

高エネルギー加速器研究機構における研究倫理教育については、不正防止計画推進室において総括等を行っている。不正防止計画推進室は、「研究費の取扱いに関する規程」で規定する統括管理責任者である理事（財務担当）を室長として、室員には研究担当の理事、各研究所等の長（ちょう）が充てられているコンプライアンス推進責任者や同者を補佐する各研究所等のコンプライアンス推進副責任者が加わっており、それぞれの研究所等の状況を確認することで、より実効的な取組を実施できるようにしている。

○研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制等

研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口、調査体制については、推進規程、「研究活動の不正行為に関する取扱規則」(以下「取扱規則」という。)、「不正行為調査委員会要項」において定めている。

相談窓口については、公正な研究活動の推進のため、推進規程に基づいて設置

されており、窓口は研究倫理教育責任者となっている。なお、相談の内容が当該倫理教育責任者と利害関係を持つ事案である場合については、他の研究所等の研究倫理教育責任者又は不正防止計画推進室に相談することができることとなっている。

受付窓口については、不正行為の告発等に適切に対応するため、推進規程及び取扱規則に基づいて設置されており、受付窓口は総務部人事労務課長となっている。

加えて、客觀性や透明性の向上及び告発者の保護のため、不正に関する機構外通報窓口として、民間会社と業務委託契約を結び、「KEK ホットライン」を設置している。連絡先は機構ホームページ、電話帳及びリーフレットに掲載している。

窓口から受け付けた告発等については、人事労務課長が直ちに機構長に報告し、機構長の指示のもとに必要な調査を実施することとなっている。

(3) 研究倫理意識の醸成

○研究倫理教育に関する計画について

高エネルギー加速器研究機構の研究倫理教育については、前述のとおり、不正防止計画推進室が総括等を行っている。不正防止計画推進室は不正防止計画推進室会議を開催し、機構全体の状況、各研究所等の状況を把握しながら、各研究所等も含めた機構全体としての年度計画を策定している。

なお、策定した年度計画については、内部監査の実施状況や各研究所等からの報告を踏まえ、同会議において適宜見直しを行っている。

○研究倫理教育の対象者、学修内容、実施形式について

研究倫理教育の対象者は雇用関係にある職員（研究者、研究支援人材）で、毎年度、講義形式により講習会や研修会を開催するとともに、e ラーニング教材による研究倫理教育を実施することにより、研究倫理意識の醸成を図っている。教材については機構のホームページに掲載し職員に公開している。講義形式の講習会等については、迅速に開催できるよう担当理事と事務担当者等で協議して決定している。

○e ラーニング

高エネルギー加速器研究機構では、e ラーニング教材を機構独自で作成し、職員全員が受講できるよう整備している。高エネルギー加速器研究機構の場合、大学共同利用機関という組織の特性から、職員は所有する加速器等の利用者への対応を行う必要があり、全員が一度に集まるることは難しい。そのため、e ラーニングを整備することで、職員が都合の良い時間に受講することができるようになった。

e ラーニング教材については、過度な負担とならないよう、最も重要な内容に

しほって作成されている。具体的な内容として、コンプライアンスの取組の重要性、行動規範に関する基本的事項から、研究不正行為の防止から研究費の不正使用、利益相反マネジメントまでを一連の流れとして学ぶとともに、高エネルギー加速器研究機構としての責任体制や職員として守るべきルールまでを一体的に学習できるものとなっている。また、理解度の把握の観点から、最後にテストがあり、全て正解しないと受講完了にならないように作成されている。

雇用関係にある職員（研究者、研究支援人材）はe ラーニングの受講が義務となっており、システムで受講の進捗状況と完了確認を行っている。なお、未受講者に対しては、研究倫理教育責任者等が履修を促している。

○講習会等

講習会等では研究活動上の不正行為だけでなく、研究費の不正使用やコンプライアンス教育も併せて実施しており、担当理事や担当課長、外部の専門家等が講師として講義を行っている。

講習会等については、つくばキャンパスと東海キャンパスの2キャンパス体制のため、つくばキャンパスで実施の上、東海キャンパスには中継という形で実施している。

講習会等については、参加は任意となっているが、入り口受付に名簿表を置き参加者に所属ごとに氏名を記入させることで、受講管理を行っている。

なお、平成28年度は科学技術振興機構から講師を招き、上記とは別に、研究倫理に特化した講習会も実施している。

○日本語を母国語としない研究者や留学生等に対する研究倫理教育

日本語を母語としない研究者や留学生等が在籍する場合については、英語教材としてCITI JAPANプロジェクトとライセンス契約を結び、各研究所等へ案内し、外国人研究者等が受講できるようにしている。また、研究倫理教育教材として、科学技術振興機構の「THE LAB」も紹介している。

○共同研究を行う研究者や学生等に対する研究倫理教育

共同研究者については、前提としては、所属機関において研究倫理教育を受講しているものと考えられるが、機構に所属していない者についても、講義形式の講習会や研修会に自由に参加できる環境を提供している。また、e ラーニングシステムについては、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングを紹介するなど、機構において共同研究を実施するために必要な研究倫理教育を受講できる環境を提供している。

○その他

高エネルギー加速器研究機構では、研究倫理の維持のため、各研究所等の研究

倫理教育責任者等が実施する研修の機会において、職員のコンプライアンス意識の向上を図っている。

また、今後も高い研究倫理意識の維持を徹底するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、マニュアル等の整備を行うとともに、職員説明会を毎年度実施するほか、eラーニングシステムを活用し、受講者の理解度や受講状況を管理監督し、職員の不正防止に関する意識を向上させる等、不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の強化を図っていく予定である。

（4）一定期間の研究データの保存・開示

○研究データの保存や必要に応じた開示について

一定期間の研究データの保存・開示については、推進規程において「研究者は、自らの研究が公正に実施されたことを示し、必要に応じて第三者による研究成果の検証を可能とするため、研究活動によって得られた研究データ等を一定期間保存し、必要に応じて開示できるようにしなければならない」と定めている。

「成果有体物取扱規程」においても、成果有体物として「研究又は調査によつて、又はそれらの過程において得られたデータ、データベース、コンピュータプログラム、音声、画像、図面、技術情報、資料等の各種成果情報を記録・記載した電子及び紙記録媒体」等を挙げ、その管理について、「職員等は、成果有体物を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切に管理しなければならない」ことや、「機構の所長又は施設長は、当該研究所等の成果有体物の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする」こと等を規程に定め、適切に管理するようしている。

○保存を義務付けている研究データの範囲、保存期間や保存方法等について

データの範囲については、「成果有体物取扱規程」において、成果有体物を「学問的価値又は財産的価値のあるもの」で、以下に当てはまるものとしている。

- (1) 研究によって又は研究を行う過程において得られた試薬、試料、実験動植物、化学物質、遺伝子、抗体、菌株、試作品、実験装置等
- (2) 研究又は調査によって、又はそれらの過程において得られたデータ、データベース、コンピュータプログラム、音声、画像、図面、技術情報、資料等の各種成果情報を記録・記載した電子及び紙記録媒体
- (3) 第1号に規定するもののうち、増殖、繁殖可能なものである場合には、その増殖物、子孫

成果有体物の管理について、「成果有体物取扱規程」において、「職員等は、成果有体物を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切に管理しなけ

ればならない。」とされている。

職員等によって職務上得られた成果有体物については、「成果有体物取扱規程」において、特段の定めのない限り、機構に帰属するとしており、データの開示については、「成果有体物取扱規程」において、職員等は、成果有体物を公表しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、公表について所長等の承認を得なければならないと規定しており、規定以外の対応は、所長等の判断によるものとなっている。

上記に加え、高エネルギー加速器研究機構では、特に加速器等を用いた実験はデータが大量に得られることから、「実験データ等の保全に関する基本方針」を定め、実験データ等の保管形態について、以下の通りデータ量に応じたカテゴリ一分けを行い、それぞれの方法で保全を行っている。

カテゴリーI（取得予定の実験データ等の総量が10TB以下の実験）

：実験グループがデータ管理の業務を行うとともに、その実施責任を負う。

カテゴリーII（取得予定の実験データ等の総量が10TBを超える実験）

：実験グループがデータ管理の実施責任を負うが、一部の管理業務を計算科学センターに委託。

なお、保存対象の研究データは、学問的価値又は財産的価値があり、研究成果の社会還元に効果的な組織的活動に供することができるものとしている。

○転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について

「成果有体物取扱規程」第6条において、職員等に、特段の取決めがない限り、その身分を失った以降、職員等であった期間中に得た成果有体物の持ち出しと他に漏洩（ろうえい）することを禁止している。

各部局においては、退職予定者等が所属する部署の上司による確認のもと、他の職員に継承するもの、廃棄するもの等を選別して対応している。

○その他

「知的財産ポリシー」や「成果有体物取扱規程」等において、研究データの帰属先や開示等について定め、運用しているが、更なる取り組みとして研究データの保存期間及び管理方法の基準となる「研究データ等の保存に関するガイドライン」の制定を検討している。

（5）特定不正行為の疑義が生じたときの対応

○秘密保持の徹底について

告発を受け付ける場合は、個室で面談を行い、電話や電子メール等を受付窓口担当職員しか見聞できないようにするなど、告発内容や告発者（相談者を含む。）

の秘密を守るため適切な方法を講じることとしている。

また、上記のとおり、客觀性や透明性の向上及び告発者の保護のため、不正に関する機構外通報窓口を民間会社に業務委託するとともに、機構外通報窓口に通報した告発者が匿名を希望する場合については、氏名や所属を伏せて機構長に報告する旨、機構ホームページや研修等において周知し、告発者の保護を徹底している。

機構内通報窓口においても、原則として住所、氏名、連絡先を明示することとしているが、匿名による告発も可能としている。

加えて、告発を受理した後に調査する不正行為調査委員会の組織及び調査方法等については、調査委員会は非公開とし、調査委員会から出席を求められた者以外の者についての調査委員会への出席はできないと「不正行為調査委員会要項」で規定している。

○信頼性ある調査への工夫について

通報（告発）があった場合は、機構長の指示のもと予備調査を行い概（おおむ）ね調査開始後 30 日以内に報告することとなっている。また、本調査についても、調査開始後 150 日以内に終了するよう努力し、速やかに本調査の結果を告発者及び被告発者並びに関係機関に通知することとなっており、迅速かつ正確な対応に努めることによって信頼性を得ることとしている。

また、「不正行為調査委員会要項」において、委員の半数以上を機構外の有識者で構成すること、及び告発者又は被告発者との直接の利害関係者を委員に指名してはならないことを定めている。

調査の認定結果に不服がある場合については、受付窓口を通じ又は直接に機構長に不服を申し立てができるものとし、再調査が行われることとなっている。

加えて、「内部公益通報及び内部公益通報者の保護の取扱規程」において、機構は、通報又は相談を行った役職員等に対して、そのことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取扱いもしてはならないと定めている。一方、虚偽又は誹謗（ひぼう）中傷その他の不正目的の通報を禁止し、そのような通報を行った役職員に処分を科すことができると定めている。

促進モデル調査事前調査票

提出日：平成 28 年 月 日

研究機関の名称				
所在地		〒		
担当者 連絡先 1	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			
担当者 連絡先 2	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※1 調査内容に係る取組において、先進的・特徴的と思われる取組については、朱書きにより記入してください。

※2 「3. 研究倫理意識の醸成」、「4. 一定期間の研究データ（試料等を含む）の保存及び必要に応じた開示」及び「6.その他研究不正防止に向けた取組」の記入にあたっては、機関全体としての取組と部局等としての取組（研究室単位等での取組も含む）について、それぞれ記入してください。

なお、部局等における取組（研究室単位等での取組も含む）の記入にあたっては、部局等における全ての取組を記入する必要はありませんが、一つの部局等における取組に限っているわけではありませんので、先進的・特徴的な取組を実施していると思われる全ての取組内容を記入してください。

1. 研究活動の不正行為に対する取組の方針

1 研究活動における不正行為を防止し、不正行為が起こりにくい環境をつくるため、体制・規程等の整備や研究倫理教育などの不正防止に向けた取組をどのような方針で進めていますか。

2. 体制及び規程等の整備

1 研究活動における不正行為に対応するため、具体的にどのような体制を整備しましたか。また、体制の整備にあたり、どのような点を重視しましたか。

2 研究活動における不正行為に関する規程等の整備にあたり、どのような点を重視しましたか。

3. 研究倫理意識の醸成

1 研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、どのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。また、その実施計画（年度計画等）はどのようなプロセスで決定しましたか。機関全体の実施計画（年度計画等）と部局等における実施計画（年度計画等）のそれぞれについて、記入してください。

<機関全体としての実施計画（年度計画等）>

<部局等における実施計画（年度計画等）>

2 研究倫理教育をどのような体制で実施していますか。本部における体制と部局等における体制について、記入してください。

<本部における体制>

<部局等における体制>

3 部局等別、対象者（研究者、研究支援人材、学生）別に、研究倫理教育の学修内容、教材、実施頻度及び実施形式（個人学修、講義形式、討論形式等）は、どのようになっていますか。また、学修内容、教材、実施頻度及び実施形式をどのようなプロセスで決めていますか。

4 日本語を母国語としない研究者や留学生等が在籍する場合には、該当する者に対する研究倫理教育をどのように実施していますか。機関全体としての対応と部局等・研究室における対応のそれぞれについて、記入してください。

<機関全体としての対応>

<部局等・研究室における対応>

5 貴機関に所属していないが、一時的に滞在して共同研究を行う研究者や学生の研究倫理教育について、どのような対応を行っていますか。機関全体としての対応と部局

等・研究室における対応のそれぞれについて、記入してください。	
<機関全体としての対応>	
<部局等・研究室における対応>	
6 研究倫理教育の履修管理をどのように行っていますか。	
7 研究倫理教育の内容の理解度をどのように測定・把握していますか。また、理解度の活用など、研究倫理教育の充実・改善を図るため、どのような取組を行うことを考えていますか。	
8 研究倫理意識を醸成していくために、今後どのような取組を行っていくことを考えていますか。機関全体としての取組と部局等における取組のそれぞれについて、記入してください。	
<機関全体としての取組>	
<部局等における取組>	

4. 一定期間の研究データ（試料等を含む）の保存及び必要に応じた開示

1 保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法について、どのように規定していますか。
2 一定期間の研究データの保存や必要に応じた開示について、規程等の整備以外にどのような対応を行っていますか。機関全体としての対応と部局等・研究室における対応のそれぞれについて、記入してください。
<機関全体としての対応>
<部局等・研究室における対応>
3 転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、どのような対応を行っていますか。また、研究室主宰者が転出又は退職する場合は、どのような対応を行っていますか。
<機関全体としての対応>
<部局等・研究室における対応>
4 保存対象の研究データと廃棄する研究データは、どのような考え方で区分していますか。
5 研究データの帰属先に関するルールを定めていますか。ルールを定めている場合には、研究データの帰属先は、どのようになっていますか。
6 研究データの開示と知的財産権保護の両立等の観点から取り組んでいることはありますか。

ますか。機関全体としての対応と部局等・研究室における対応のそれぞれについて、記入してください。

<機関全体としての対応>

<部局等・研究室における対応>

5. 特定不正行為の疑惑が生じたときの対応

1 相談や告発を受け付ける窓口について、どのような体制（組織内の連絡体制や対応方針等）を整備していますか。

2 相談や告発があった場合、相談者、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、秘密保持を徹底するためにどのような対応を行っていますか。関係書類の管理、相談・告発を受け付ける場所、情報共有の範囲等、具体的な状況を記入してください。また、秘密保持について、研究者等へどのように周知していますか。

3 個別事案についての相談・告発に係る受付や調査等が、告発者や被告発者を含め研究者等から信用されるものにするために、どのような取組を行っていますか。（信頼性ある調査への工夫等）

6. その他研究不正防止に向けた取組

1 研究不正防止に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。機関全体としての取組と部局等・研究室における取組のそれぞれについて、記入してください。

<機関全体としての取組>

<部局等・研究室における取組>

7. 研究機関における課題

1 ガイドラインに基づく取組を実施するにあたり、課題等がありましたら、記入して下さい。